

第5次那覇市地域福祉計画
第 3 次那覇市地域福祉活動計画
(案)

2024 年（令和 6 年） 1 月

那覇市

目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
(1)計画策定の背景	1
(2)計画策定の目的	2
2. 計画の性格	3
(1)計画の位置づけ	3
(2)地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定	4
(3)計画の期間	4
(4)第4次那覇市地域福祉計画・第2次那覇市地域福祉活動計画の取り組み状況	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
1. 第5次計画におけるポイント	6
(1)支え合いの概念	6
(2)包括的支援体制の構築	7
(3)成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画	7
(4)地域福祉活動の成果をはかる指標	7
(5)SDGsと地域福祉計画の関係	8
2. 計画の圏域	9
那覇市における福祉活動圏域の考え方	9
3. 支えあい及び包括的支援体制のあり方	11
4. 基本理念	12
(1)基本理念	12
(2)支え合いの進め方	14
5. 地域福祉を推進する上での視点	15
6. 計画の目標	16
7. 施策の体系	17
第3章 地域福祉計画の目標と具体的取り組み	18
目 標1 福祉活動を推進するための風土づくり	18
1-1 地域や人がつながるきっかけをつくる	19
1-2 地域関係団体等の活動支援	22
1-3 誰もが安心して安全に暮らせる地域をつくる	24
目 標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり	27
2-1 包括的な支援体制の構築	28
2-2 サービスの利用支援と質の向上	35
目 標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり	37
3-1 地域の自主的活動を担う人材の育成と活用	38
3-2 活動の場の充実	40

3-3 地域の課題を見つけ・見守る体制をつくる	42
第4章 那覇市成年後見制度利用促進基本計画	45
1. 計画策定の法的根拠	45
2. 成年後見制度の利用状況	46
3. 具体的な取り組み	48
目標1 尊厳のある本人らしい生活の継続支援	48
1-(2) 相談体制の充実	48
1-(3) 意思決定支援の充実	49
目標2 総合的な権利擁護支援の充実	50
2-(1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等	51
2-(2) 後見人等の担い手の確保	51
2-(3) 後見人等への支援	52
目標3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	52
3-(1) 地域連携ネットワークの構築	52
3-(2) 成年後見制度の広報・啓発活動の強化	54
第5章 那覇市再犯防止推進計画	55
1. 再犯防止推進計画策定の経緯	55
2. 再犯防止推進計画策定の法的根拠	56
3. 再犯防止に関連する現状等	57
4. 具体的な取り組み	60
目標1 再犯防止に関する啓発	60
1-(1) 「社会を明るくする運動」の理解促進	60
1-(2) 更生保護事業従事者の顕彰	60
1-(3) 学校等と連携した非行防止等の取り組み	61
目標2 再犯防止に向けた各種支援	62
2-(1) 保護司の地域活動に対する支援	62
2-(2) 対象者に応じた適切な支援の提供	62
2-(3) 就労・住居の確保等を通じた自立支援	63
2-(4) 薬物依存を有する人等への支援	63
2-(5) 民間協力者等への活動支援	63
目標3 情報提供の充実	64
第6章 計画の推進にあたって	65
■参考資料	67

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

少子高齢社会の進展や都市化、生活様式の多様化などを背景に、高齢者世帯や単独世帯が増加するなど家族構成も大きく変化しています。

また、引きこもりやニート、ホームレス、虐待、DV、孤立死、自殺者等の増加が社会問題として顕在化してきており、生活困窮者だけでなく、8050 問題等複合的な課題をもつケースに対しては、公的サービスだけで充分に対処できない状況が出てきています。

本市においては、生活スタイルや就業環境の多様化、価値観の変化等に伴う自治会活動や地域活動への参加率の低下に加え、自治会の空白地域が広がっています。これにより地域住民が互いに気遣い・支え合うという「近助（互助）」が十分に機能しない地域が広がるのが危惧されます。さらにコロナ禍を経て、社会的な孤立感の深まりが懸念されているなか、人と人とのつながりや社会との関わりを保つ方法の検討が必要になっています。

「那覇市の地域福祉に関する市民意識調査（アンケート）」の調査結果をみると、近所の困りごとに対して住民相互の協力体制については、78.8%の住民が「協力関係は必要」と認識しています。さらに隣近所と日ごろのつきあいで、現状は「会えばあいさつをかわす程度」が半数を越えますが、希望としては「相談したり、助け合うという」より深い付き合いを希望していることが示され、地域コミュニティが希薄化し課題が複雑化・複合化する中、住民もつながりを求めている状況が伺えます。

問題の大小を問わず、住民の多様なニーズに対応するためには、地域の課題に気づき・発見し、地域住民とともに支える地域、SDGsで目指す「誰一人取り残さない社会」の実現が求められます。

そのためには、住民をはじめ自治会、民生委員・児童委員、企業、福祉関係事業者などが連携・協働し、支援を必要とする市民に適切な支援を提供できる仕組みをつくる必要があります。

本市の地域特性を踏まえ、住民の自主的な活動や関係諸団体の活動の充実を図るとともに、必要な支援が包括的に提供される支援体制の構築等を推進し、だれもが地域で孤立することなく、安心して暮らしていける那覇市をめざし、第5次計画を策定します。

(2)計画策定の目的

第 5 次総合計画では、「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔が広がる元気なまち NAHA みんなでつなごう市民力～」をまちづくりの将来像とし、一人ひとりの市民の力をつないでいくことをまちづくりの基礎として位置づけています。

社会が大きく変化し、つながりの大切さが問い直されているなかで、今後もこれまで培われてきた支え合い活動の基盤強化に取り組みます。加えて ICT 等を活用すること、まちづくりや地域活性化等の視点から住民にアプローチすること等を通じて、これまで地域とのつながりが薄かった方々を地域活動に巻き込んでいきます。

本計画では、従来の地縁ネットワークの枠組みをひろげることで、多様なニーズに対応できる仕組みづくりなど、支援の受け手と支え手を分けるのではなく、互いに支え合える共生社会づくりを目的とします。

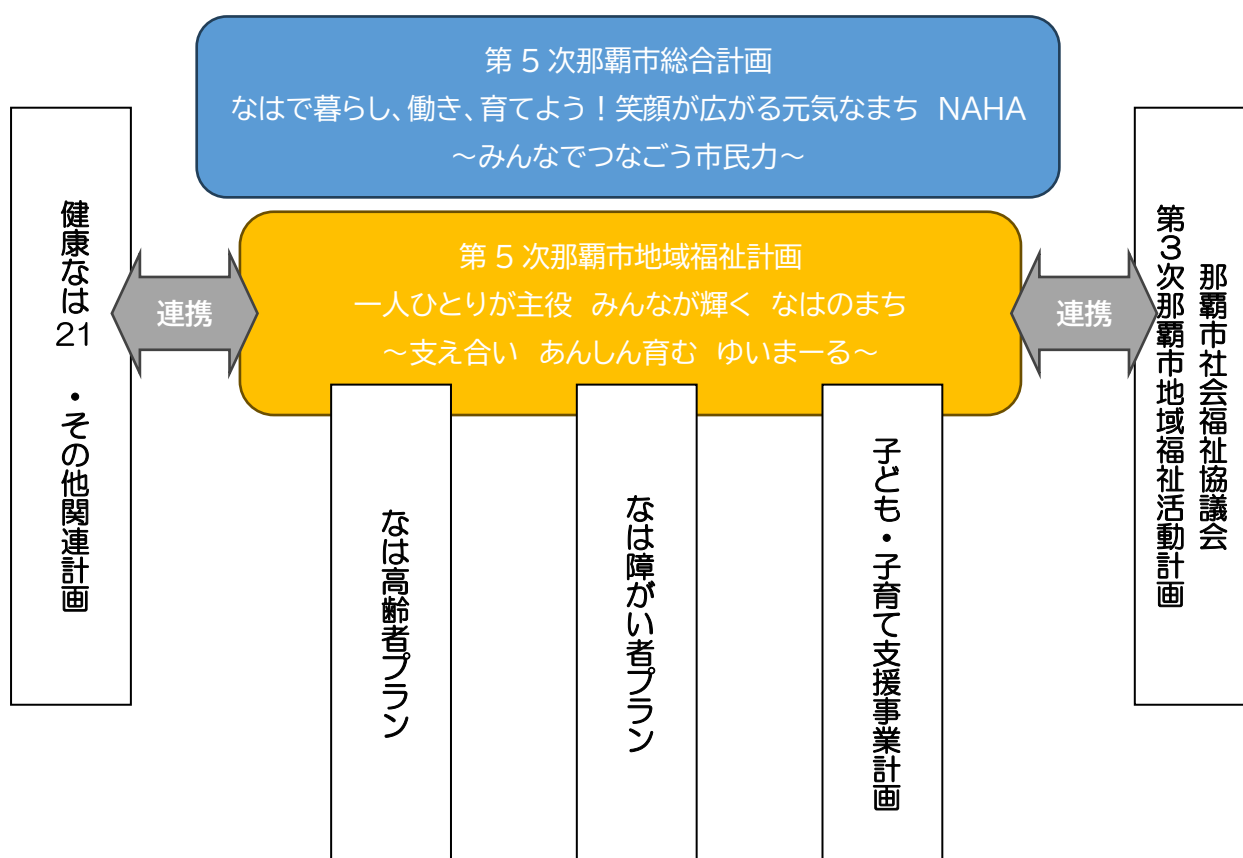
2. 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の理念に基づき、法の基本理念の一つである地域福祉の推進を目的として策定する計画です。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を新たに盛り込むこととします。

本計画は「第 5 次那覇市総合計画」を上位計画とし、対象者別福祉関連計画や健康づくり計画、その他関連計画等との整合性を保つものとし、多様な推進主体との連携・協働により、「支え合い(共助)」のしくみを創るための指針を示す福祉分野の上位計画であり、個別福祉計画では取り上げられない地域の課題や問題に対応します。

本計画における推進施策の実効性を高めていくためには、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられている社会福祉協議会との連携が必要不可欠であり、「地域福祉活動計画」はその行動指針を示すものと位置付けられます。



(2)地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定

1)地域福祉計画

地域福祉計画は、地域住民の参画を図りながら、住民主体の活動によって地域における課題解決に向けた基本的な方向性と必要とされるサービスの提供体制に関わる基本指針を示した行政計画です。

2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域の福祉を推進するために、社会福祉協議会が推進すべき活動内容の具体的指針を示す計画です。

両計画は地域における多様な生活課題に対し地域住民と協働し、共に支え合う「近助（互助）」のまちづくりを推進するという共通の方向性を有する計画となります。

第5次那覇市地域福祉計画は、「第3次那覇市地域福祉活動計画」と一体的に策定し、地域福祉を推進する上での共通の基本理念や基本目標等を共有することによって、効果的な支援施策を推進します。

(3)計画の期間

2024 年度(令和6年度)を初年度とした 2028 年度(令和 10 年度)までの 5 ヶ年を計画期間とします。なは高齢者プラン、なは障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画等の個別計画等との基本的な方向性並びに支援策について整合性を保つものとします。

また、社会情勢や地域実情等の変化に伴い、計画内容を変更する必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。

第5次那覇市地域福祉計画及び第3次那覇市地域福祉活動計画

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
第5次那覇市総合計画	→					
第5次那覇市地域福祉計画 第3次那覇市地域福祉活動計画	→					→
				意識調査	計画見直し	
なは高齢者プラン	(第9期) →			(第10期) →		
なは障がい者プラン	→			→		
子ども・子育て支援事業計画	(第3期) →					
健康なは21	(第2次) →	(第3次) →				

(4)第 4 次那覇市地域福祉計画・第 2 次那覇市地域福祉活動計画の取り組み状況

1)第 4 次那覇市地域福祉計画

第 4 次計画の全取り組み(102 項目)のうち、93.1%が「A:順調」または「B:おおむね順調」となっており、取り組みは順調に進められています。

■第4次那覇市地域福祉計画 進捗状況評価

A:順調、B:おおむね順調、C:あまり順調でない、D:不調、—:事業終了、中断等

目標	A		B		C		D		—		総計
目標1 福祉活動を推進するための風土づくり	20	57.1%	14	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	35
目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる	20	62.5%	9	28.1%	2	6.3%	1	3.1%	0	0.0%	32
目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪を広げる	15	42.9%	17	48.6%	2	5.7%	0	0.0%	1	2.9%	35
計画全体	55	53.9%	40	39.2%	4	3.9%	1	1.0%	2	2.0%	102

目標1 福祉活動を推進するための風土づくり

希薄化する地域コミュニティの活性化に向け、校区まちづくり協議会の設立及び活動支援に取り組み、順調に設立数が増加しています。その一方で地域の福祉活動の重要となる自治会は、加入率の低下及び高齢化が進んでいます。

目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる

生活困窮やこどもの貧困については、那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンターによる包括的な相談、子ども・児童自立支援員の配置と関係者ネットワークの構築により支援の充実が図られています。一方で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により、受入事業所側でボランティア受け入れの休止となった取り組みもあります。

目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪を広げる

学校の地域学校連携施設については施設管理のデジタル化を通じた活用促進、なは市民協働大学・大学院を通じた人材の発掘・育成の充実が図られています。一方で新型コロナウイルスの影響により、高齢者を支える住民主体の取り組みが停滞していましたが、活動も回復が見えてきています。

2)第 2 次那覇市地域福祉活動計画

第2次那覇市地域福祉活動計画の全取り組み(24項目)のうち70.8%が「順調」または「やや順調」となっており、取り組みはおおむね順調に進められています。

■第 2 次那覇市地域福祉活動計画 進捗状況評価(◎順調 ○やや順調 △やや不十分 ×不十分)

目標	(◎)	(○)	(△)	(×)	総計
目標1 福祉活動を推進するための風土づくり	5 41.7%	4 33.3%	2 16.7%	1 8.3%	12
目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくる	2 40%	0 0.0%	3 60%	0 0.0%	5
目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪を広げる	2 28.6%	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	7
計画全体	9 37.5%	8 33.3%	6 25%	1 4.2%	24

第2章 計画の基本的な考え方

1. 第5次計画におけるポイント

地域福祉計画では、貧困や職を失った人、障がいのある人、性的マイノリティ、自ら相談に行くことが困難な人、複合的な困難を抱える人、天災や人災などで県外や海外から訪れた人など、誰一人社会的に排除するのではなく、共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)という視点が重要となります。

地域福祉計画を改めて福祉分野の上位計画として位置づけ、違いや多様性を認め合う住民意識と相互の支え合いを土台に共に生きる社会づくり関する方向性を示す役割を担います。

(1) 支え合いの概念

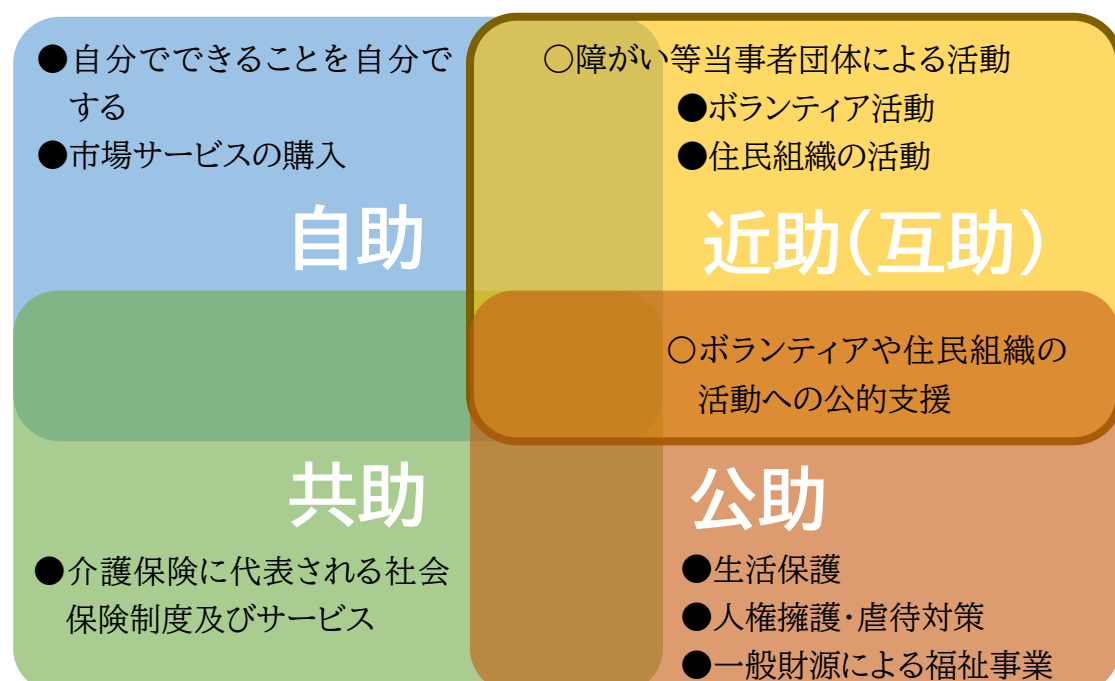
地域福祉を推進する上で、「自助」、「近助(互助)」、「共助」、「公助」を次のように捉え、4つの助を組み合わせて地域づくりを展開します。その際、「近助(互助)」だけでは、悩みや困難を抱える住民を支えることはできないため、「公助」と「共助」がしっかりと機能することが求められます。

悩みや困難を抱える住民を生活の様々な場面で支え続けるためには、福祉専門職による対人支援に加え、日常生活をゆるやかに包むような身近な住民による「近助(互助)」の活動が極めて重要になります。

地域で暮らす人の持つ悩みを、自分ごととして認識できる機会の充実等により「近助(互助)」の輪を広げ、「近助(互助)」を軸に支え合いの地域づくりを進めます。

【そのために、..】

- 「近助(互助)」、「共助」や「公助」による支援を通じて、「自助」を育てる
- 「自助」を育てたあとも支援を継続することで「近助(互助)」の輪へとつなげる



(2)包括的支援体制の構築

令和２年の社会福祉法の改正により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備する、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

当該事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、対象者の属性・世代を問わない相談、参加支援や地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する体制を構築するもので、福祉分野の上位計画である本計画においては、最優先で取り組むテーマとなっています。

これまでの関係各課・関係団体等における相談体制、課題解決に向けたネットワーク、地域資源の開発など、本市の取り組み状況等を踏まえ、包括的支援体制の構築を図ります。

(3)成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画

本計画では、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」の内容を盛り込みます。

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用申請前から権利擁護支援の必要な住民を発見し、「近助(互助)」「共助」「公助」によって支えとともに、成年後見制度へ円滑に移行できる仕組み等を盛り込み、独立した章として位置づけます。

再犯防止推進計画について、地域に対する再犯防止活動の理解を深める啓発や更生保護活動の周知などについて、独立した章として位置づけます。

(4)地域福祉活動の成果をはかる指標

計画を着実に推進にあたって、計画の実施状況の点検と効果的な取り組みの進捗状況を把握するためにも、施策の目標単位で成果をはかる指標を設定します。

指標のイメージ

目標1 福祉活動を推進するための風土づくり	目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり	目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり
● 校区まちづくり協議会数 ● 民生委員・児童委員の充足率 ● コミュニティソーシャルワーカーの配置人数 ● 自主防災組織の組織数 ● 地域見守り隊の結成数 ● なは市民協働大学・大学院の卒業者数		

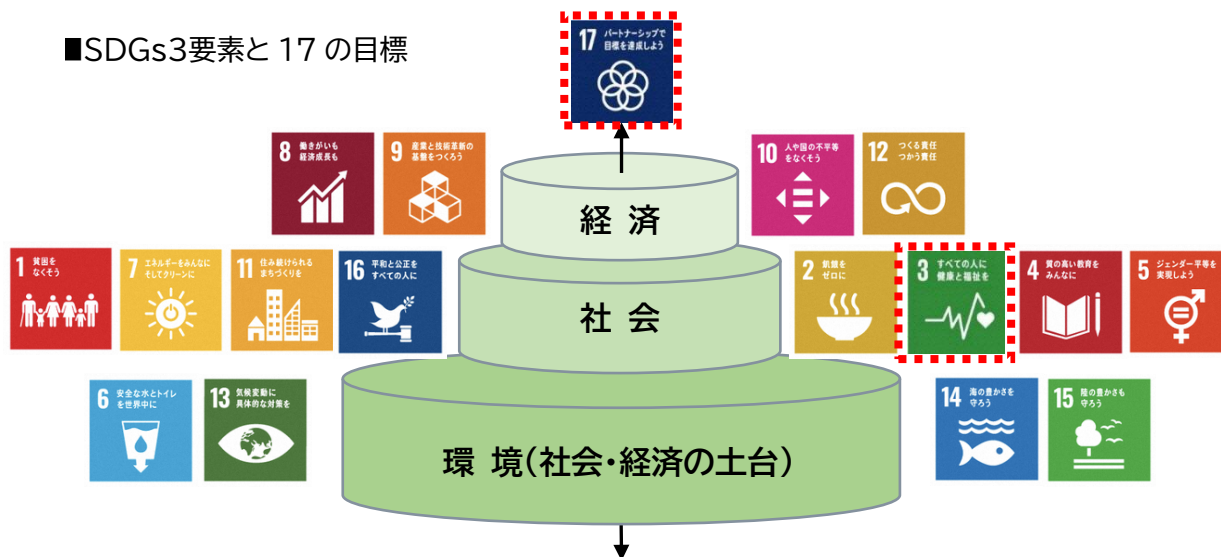
(5)SDGsと地域福祉計画の関係

2015 年 9 月の国連サミット において、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) として、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。

SDGs は、「誰一人取り残さない社会」という理念の下、2030 年を達成年限とし、全ての国が経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むべき普遍的な目標であり、日本国内においてもSDGsの達成に向け、地方自治体、民間企業、消費者、地域の住民、NPOなどの多様なステークホルダーが、自分ごととして捉え、連携・協働して取り組んでいくことが求められています。

地域福祉計画と関係性の深い目標として『目標3. すべての人に健康と福祉を』と『目標17. パートナリーシップで目標を達成しよう』があります。地域福祉の課題を、福祉分野のみのテーマとして捉えるのではなく、誰一人取り残さない社会の実現に向け、多様なステークホルダーが連携・協働して取り組んでいく必要があります。

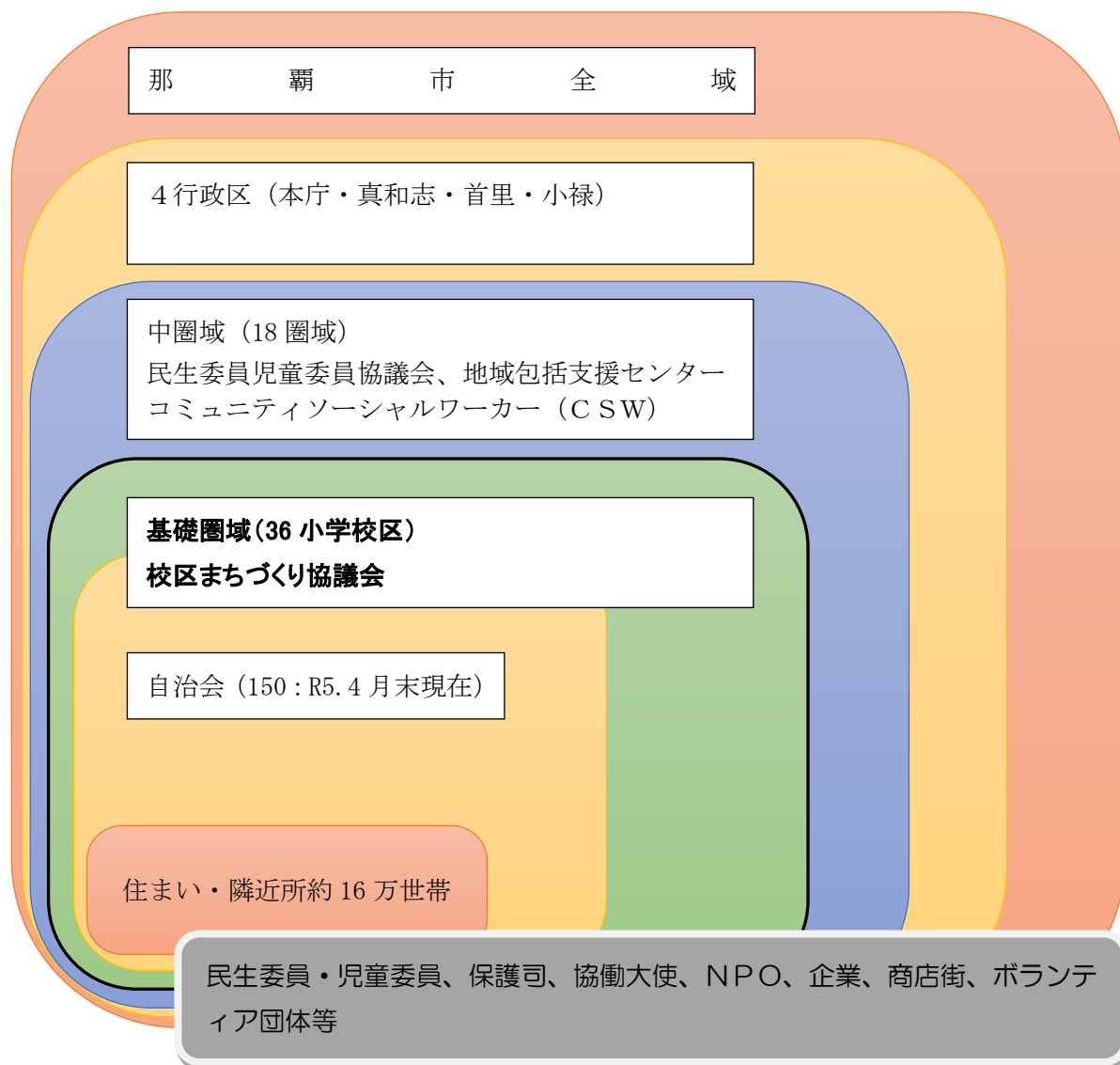
本市においても、庁内関係課、関係機関・団体等とSDGsの理念の共通認識を図るとともに、他分野と連携した効果的な取り組みの展開へとつなげています。



2. 計画の圏域

那覇市における福祉活動圏域の考え方

本市の人口規模や・地理的条件などの環境、第5次那覇市総合計画及び関連する計画において定める圏域等を踏まえ、市民が地域課題を「我が事」として認識し、課題解決に向け行政や様々な団体等と連携しながら、主体的に福祉活動を実践していく範囲として、36の小学校区を福祉活動の基礎圏域と設定します。



①那覇市全域

那覇市における市民サービスの窓口業務を行い、那覇市社会福祉協議会などの関係団体をはじめ、NPO ボランティア団体などによるすべての市民を対象とする範囲。

②4行政区

4つの行政区(本庁・真和志・首里・小禄)。那覇市役所及び各支所を通じた地域住民の行政サービスの拠点有する範囲。

③中圏域(18 圏域)

概ね徒歩 30 分以内に移動できることを基準とし、基本的に 2 小学校区を合わせた範囲。高齢者の支援拠点として1カ所の地域包括支援センターが配置され、単位民生委員児童委員協議会の範囲と概ね一致する。身近な地域での相談対応とともに、複雑な課題や支援ニーズに対しても多様な地域資源と連携した適切な支援を展開する範囲。

将来的に 1 名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が担当することを想定する範囲で、段階的に適正な人員確保に努める。

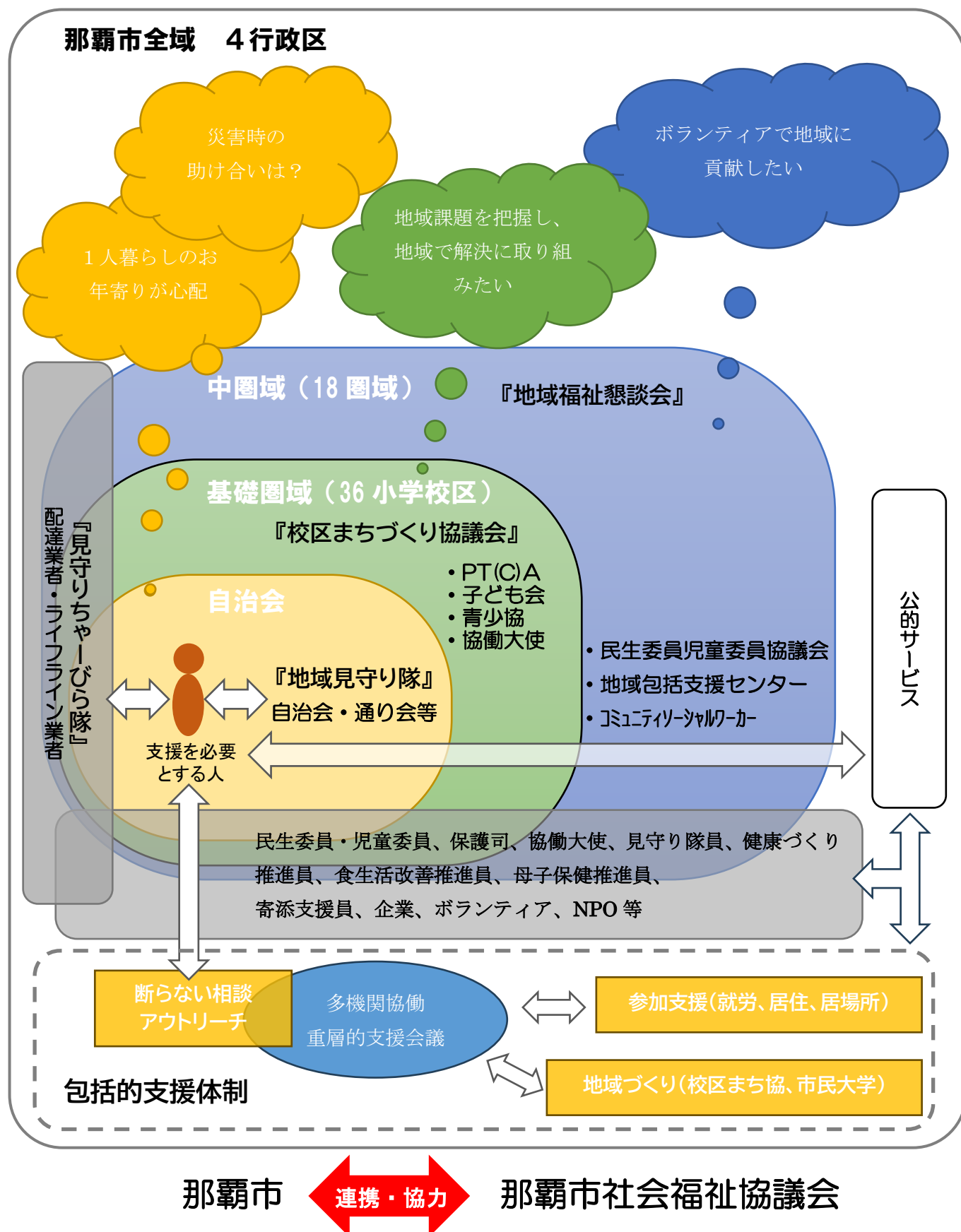
④基礎圏域(36 小学校区)

那覇市内にある 36 の小学校区を単位とし、自治会や通り会、PT(C)A、ボランティア等が地域住民の日常生活や地域活動を実践する基礎圏域。地域のつながりが希薄化する中、これまでの枠を超えた新たなコミュニティとしての「校区まちづくり協議会」を展開する範囲。行政と社会福祉協議会が連携し、住民同士のつながりづくり及び地域課題の解決に向けた住民の主体的活動の実践を積極的に支援する範囲。

⑤自治会

令和5年4月末現在、150 の自治会があり、年々加入率の低下及び自治会の解散が課題となるものの、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携した地域の福祉活動の基盤となる極めて重要な役割を担う、地域の安全安心な暮らしにとって欠かせない組織。

3. 支えあい及び包括的支援体制のあり方



4. 基本理念

(1)基本理念

『第5次那覇市総合計画』では、「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」を将来像に掲げ、市民、関係団体及び企業、事業所等と行政が力を合わせて協働によるまちづくりを進めています。

総合計画では、まちづくりの担い手一人ひとりを結びつける「絆」が重要であると位置づけ、「協働の絆」「平和の絆」「共生の絆」「活力の絆」「共鳴の絆」の5つの絆を築いていくことをまちづくりの基本姿勢としています。

第5次那覇市地域福祉計画・第3次那覇市地域福祉活動計画においては、市民一人ひとりが主役(担い手)となり、絆(ゆいまーる)を通じて支え合い、安心を育むことで、誰も孤立することなくみんな輝くなはのまちを標榜し、基本理念を次のとおり定めます。

『一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち』

～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

地域福祉では、見守り・支え合い・子育て・介護・安心・安全等について、児童・高齢者・障がいのある人のように、対象ごとに考えるのではなく、地域の有する課題を解決すべき社会課題として捉え、多種多様な個人や組織等がともに学び、協力し、それぞれの役割から課題解決を目指します。

また、福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、これまで地域と関わってこなかった人たちに興味や関心を持って、つながってもらい、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という地域づくりへの想いをきっかけとし、地域の支え合いの輪を広げていきます。

『一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち』

子どももお年寄りも、障がいがあろうとなかろうと、男性であろうと女性であろうと性的マイノリティであろうと、外国籍の人も、すべての市民がサービス利用者であり地域づくりの主体です。

地域で暮らす誰もが疎外感を感じず、取り残されることない地域を実現するためには、一人ひとりの個性を認め合い、個人の尊厳を守ることが大切です。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉関連事業者、ボランティア、自治会、校区まちづくり協議会、NPOなども地域福祉の担い手となります。

これまで地域との関りが薄かった人の中にも地域活動等への参加を望む人がいることを踏まえ、一人ひとりの想いが生かされ、いきいきと輝き、ひともまちも活力にあふれゆたかになる「ウェルビーイング」の実現、それが、私たち一人ひとりが創る「なは」の地域福祉の目指す姿です。

～支え合い あんしん育む ゆいまーる～

支えられている立場の人も、誰かを支える立場になることもあります。そういった「地域における支え合い」を確認し、お互いに安心を育むことが大切です。

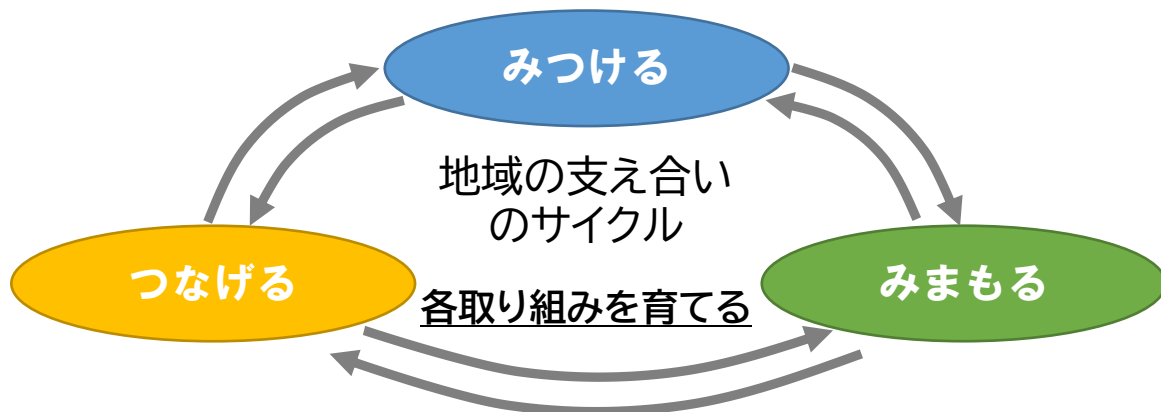
また、ひとりで悩みを抱えている人や孤立感をもっている人などが、悩み事などについて声をあげやすくするには、地域において日常的にお互いが分かり合える関係を築いていくことが大切です。

そうすることによって、たとえ災害等に直面したとしても地域の力を合わせて、様々な困難を乗り越えることにも繋がると考えます。

(2) 支え合いの進め方

誰一人取り残さない地域を実現するためには、悩み等を抱える人等を「みつける」、悩み等を抱える人を地域でさりげなく「みまもる」、必要な支援等に「つなげる」というそれぞれの取り組みがつながること、円滑に機能することが重要です。

「みつける」、「みまもる」、「つなげる」取り組みを身近な範囲で育てていくことで、住民による主体的な支え合い活動を推進します。



『みつける』: 困っている人を見つける、地域資源を見つける等

担い手: 住民、自治会、地域団体、民生委員・児童委員、企業、地域包括支援センター、障がい者相談事業所、地域見守り隊、校区まちづくり協議会等

主な取り組み: ○地域に目を向け活動する人材の掘り起こしと育成
○見守りチャーム隊の充実等

『みまもる』: 声をかける、悩みをきく等

担い手: 住民、自治会、地域団体、民生委員・児童委員、保護司、地域包括支援センター、CSW、地域見守り隊、校区まちづくり協議会等

主な取り組み: ○地域見守り隊の充実
○自治会活動の支援、民生委員・児童委員の確保
○校区まちづくり協議会の設立支援、活動の継続及び活性化の支援

『つなげる』: 専門性を持った支援で支える、共助・公助で支える等

担い手: CSW、各種相談窓口、相談支援員、地域包括支援センター等

主な取り組み: ○包括的支援体制の構築
○社会とのつながりづくり支援(参加支援)

5. 地域福祉を推進する上での視点

①我が事≪誰も孤立させない≫

地域や職場、家庭での「つながり」が薄れるなか、福祉や介護、住まい、就労などの「くらし」や「しごと」に関する地域生活課題を複数抱えた人は何処に相談して良いかわからない場合があります。また、個人の責任ではない病気、失業などによる生活が困難な状況が発生する場合もあり、それらについて周囲の理解が足りないために孤立してしまうと、状況がより複雑化、重度化する危険性があります。

誰もが予期せずこのような課題を抱えてしまう場合があることを知る・関心を持つことで、他人事ではなく「我が事」として捉え、地域全体で解決しようという意識を育てます。

②住民主体≪わたしたちが≫

一人ひとりの市民が、地域の一員としての自覚と役割を担い、地域の様々な活動に参画することが大切です。

身近に交流する機会や気軽に集まれる場所をつくることで地域に関心を示し、多くの市民がつながり、住民主体の地域づくりを目指します。

③個人の尊重≪一人ひとりを大切に≫

赤ちゃんからお年寄りまで、また障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど一人ひとりの個性、違いを認め合い、それぞれの生き方を尊重することが大切です。

誰一人取り残さない社会を実現するため、課題を抱える人に寄り添い、どのような疎外感を感じているのか等ついて実態把握に努め、地域とつながるきっかけづくりを進めます。

④協働≪みんなで支え合って≫

住民一人ひとりの力とともに、地域で活動する多様な人や組織（民生委員・児童委員、保護司、ボランティア団体、自治会、NPO、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関、企業等）が専門性を活かし行政と連携しながら多様な福祉活動に関わることが大切です。

これらの人や組織がそれぞれの役割を担い、協働していくことによってより効率的な支え合いの輪を広げていきます。

⑤地域資源《人材や資源の有効活用》

安心して暮らしていけるゆたかなまちづくりを目指し、地域の多様な人材を発掘し育成するとともに、地域の既存の施設や組織など地域におけるあらゆる社会資源の有効活用に努めます。

⑥地域性《地域らしさを大切に》

住み慣れた地域で生涯ゆたかに暮らしていくためには、それぞれの地域の特性に見合った活動やサービスのあり方等について検討します。

⑦安全・安心《暮らしやすさを大切に》

地域の安全は、地域のつながりや支え合いで培われています。地域の安全・安心は、地域で守るという意識の醸成を図りつつ、地域独自の防災、防犯活動への取り組みや、その活動を通じた新たな地域コミュニティの形成を促していきます。

⑧ウェルビーイング《より良い暮らしを》

地域住民の貧困問題等の地域生活課題を解決するだけでなく、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態、「ウェルビーイング」の実現を目指すという視点でも地域福祉の推進に取り組みます。

6. 計画の目標

本市の地域福祉の推進に向けた具体的な取り組みとして、次の3つの目標を位置付けています。

目標1 福祉活動を推進するための風土づくり

地域や人がつながるきっかけや関係団体等の活動支援等に関する取り組み

目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり

「包括的支援体制の構築」を軸に必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり

目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり

地域活動を担う人づくり、活動の場の充実等に関する取り組み

7. 施策の体系

目標	施策	
目標1 福祉活動を推進するための風土づくり	1-1 地域や人がつながるきっかけをつくる	1-1-(1)やさしさ・思いやりの心を育む
		1-1-(2)あいさつ等を通じた交流の促進
		1-1-(3)子どものふるさとづくりの推進
		1-1-(4)地域活動などに参加しやすいきっかけをつくる
	1-2 地域関係団体等の活動支援	1-2-(1)自治会・地域コミュニティ活動の活性化支援
		1-2-(2)民生委員児童委員の活動支援
		1-2-(3)各種関係団体等の活動支援
	1-3 誰もが安心して安全に暮らせる地域をつくる	1-3-(1)防犯・防災まちづくりの推進
		1-3-(2)ひとにやさしいまちづくりの推進
		1-3-(3)居住の確保に配慮を必要とする世帯への支援
目標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり	2-1 包括的な支援体制の構築	2-1-(1)包括的相談支援体制の構築
		2-1-(2) 社会とのつながりづくり支援(参加支援)
		2-1-(3) 住民同士の関係性づくり支援(地域づくり支援)
		2-1-(4)コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保
		1-(5)ボランティアコーディネート機能の充実
	2-2 サービスの利用支援と質の向上	2-2-(1)情報提供体制の充実
		2-2-(2)利用者のニーズに合ったサービスの充実
目標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり	3-1 自主的活動を担う人材の育成と活用	1-(1)人材の掘り起しと育成
		3-1-(2)協働のまちづくりに関わるコーディネート機能の充実
	3-2 活動の場の充実	3-2-(1)活動拠点の確保
		3-2-(2)世代を超えて誰もが気軽に集える「場」づくりの支援
	3-3 地域の課題を見つけ・見守る体制をつくる	3-3-(1)地域における見守り活動の推進
		3-3-(2)地域の生活支援活動の活性化
		3-3-(3)事業者の社会貢献活動の促進

第3章 地域福祉計画の目標と具体的取り組み

目 標1 福祉活動を推進するための風土づくり

【統計データや市民意識調査からみる現状】

- 本市は、平成 28 年度～令和 4 年度の間に年間 1 万 5 千人から1万8千人の住民の動き（市への転入と転出）があります。
- 自治会数は、令和5年に 150 か所と減少を続けています。また自治会加入率は一貫して低下を続け、令和5年に 14.9%となっています。
- 災害時などの際に住民が互いに支え合うことができる範囲は「隣近所」が最も高く 55.9%、「自治会・通り会」が 22.6%となっています。
- 近所の困りごとに対して住民相互の協力関係が必要だと思うかについては、「どちらかといえば、そう思う」64.1%(H30:63.2%)、「非常にそう思う」14.7%(同 15.2%)と、約 8 割の方が住民の協力関係が必要だと認識しています。
- 現状の隣近所とのつきあいは、「会えばあいさつをかわす程度」(52.5%)が最も多くなる一方で、今後の隣近所とのつきあいでは、「内容によっては相談し、助け合っている」「困っているときには相談し、助け合っている」との回答が現状より 3 倍以上高く示され、深いつきあいを求めていることが分かります。

都市化や生活スタイルの多様化によって、地域や人と人との繋がりは希薄化しつつありますが、現在でも地域で支え合い、安心して暮らし続けたいという思いを多くの市民が持っています。

一人ひとりが地域の一員として、地域に愛着と関心を持ち住民や地域活動団体等と顔見知りとなり、繋がっていく必要があります。

多様なテーマで住民同士がつながるきっかけづくりを通じて、地域住民を中心とした新たな支え合いの仕組みを生む土台となる、思いやりの心を持った人づくり並びに誰も社会から排除されることのない地域づくりを進めます。

地域住民や地域で活動する団体に期待されること

【自助】一人ひとりができる事 ○隣近所の方々には積極的にあいさつを交わしましょう。 ○地域の祭りや伝統芸能にふれる機会や地域活動に積極的に参加しましょう。 ○住んでいる地域に関心を持ち地域活動に参加するようにしましょう。 ○民生委員・児童委員や自治会、保護司の活動に対する理解を深めましょう。	【近助(互助)】いろいろな人が支え合う活動 ○登下校のこどもたちへの声掛けを習慣化していきましょう。 ○気軽に地域で交流できる場をつくり、世代間交流を進めましょう。 ○自治会活動の内容に関する情報提供に努めましょう。 ○民生委員・児童委員や保護司の担い手となる人材の発掘・確保など、活動を支援しましょう。
---	---

○防犯パトロールや防災訓練に積極的に参加しましょう。	○子どもの見守りや防犯パトロールを通じて、地域の安全を守りましょう。
関係する地域活動団体 自治会・民生委員児童委員協議会・保護区保護司会・PT(C)A・老人クラブ、校区まちづくり協議会等	

1-1 地域や人がつながるきっかけをつくる

1-1-(1)やさしさ・思いやりの心を育む

だれもが支援を必要とする当事者になり、また支援する担い手にもなることもあります。だれもがよりゆたかに生きるために、お互いに尊重し相手を思いやる心を育み、地域ぐるみで支え合うという意識を深めていくため身近な家庭や地域、学校、職場などの様々な関わりを通して学ぶ機会を創設します。

■市の取り組み

市内小学生向けに、心のバリアフリー(疑似体験)セミナーや障がいのある人の当事者講話を、市民向けにサービス介助セミナーを実施します。	福祉政策課
道徳教育・特別活動・総合的な学習の時間の充実を図り、福祉意識の醸成に努めます。	学校教育課
就学前の教育保育におけるインクルーシブ方針のもと、発達支援保育や行事、異年齢交流、地域交流(美化活動やウチナーグチ交流等)を実施し、ノーマライゼーションの意識の醸成に努めます。	こども教育保育課
福祉のまちづくりパネル展を開催し、やさしさ、思いやりの心を育むきっかけづくりに努めます。	福祉政策課
誰もが暮らしやすい那覇市を目指し、福祉のまちづくり推進員と連携し、「心のバリアフリー」の普及・啓発を推進します。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

多様性や近助(互助)を学び、思いやりの心の育成や地域づくりにつなげることを目指し、児童や学生、市民、企業を対象にした福祉講話やボランティア養成講座等の福祉教育を実施します。
--

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
福祉教育プログラム等の実施数	39	25	25	40	40	40

※2022年度は助成金を活用し、2人体制(ボランティアコーディネーター1人配置、1人は兼務)で取り組んだが、23年度からは1人体制に戻っている。2026年度より人員増や事業効率化を目指し、拡充に取り組む。

1-1-(2) あいさつ等を通じた交流の促進

支え合いの地域をつくるには、住民同士や地域関係者等が何らかの関わりを持ちながら、繋がっていくが必要です。気軽にあいさつを交わすことで、お互いに「顔見知り」になり、日頃から気になる人に声をかけ、「お互いさま」の関係を築きながら地域ぐるみで支える輪を広げる取り組みを進めます。

■市の取り組み

地域で気軽にあいさつすることを通じて、自治会の文化活動や親睦活動等を支援します。また学校などでのあいさつ運動を推進します。	まちづくり協働推進課 学校教育課 市民生活安全課
地域の清掃活動等を通してあいさつ運動、地域と連携したキャリア教育を通じた交流を展開します。	中央公民館

1-1-(3) 子どものふるさとづくりの推進

ひとが日々の暮らしの中で、自分が生まれ育った場所を「ふるさと」と認識することは、心のよりどころであり「地域力」の源となると考えます。子ども達が幼いころから、地域の歴史や伝統文化、地域行事等に親しむとともに、学校、地域団体活動等との関わりや世代間交流を通じて、子ども達のこころの中に「ふるさと」への想いを育んでいきます。

■市の取り組み

地域の祭りや伝統文化、うちな一ぐち等に親しむ機会につながる多世代交流等の自治会活動・市民活動を推進します。	まちづくり協働推進課 こども教育保育課 文化振興課
公民館講座や「やる気・元気旗頭フェスタ in なは」等により那覇市の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。	生涯学習課 中央公民館

●社会福祉協議会の取り組み

地域のイベントや季節の行事などを通じて、子どもたちの成長を見守る「子どもの居場所」づくりを推進します。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
なは子どもの居場所ネットワーク加入の子どもの居場所数	57	67	69	71	73	75
子どもの居場所の小 学校区カバー率	75%	80%	83%	85%	88%	91%

※なは子どもの居場所ネットワークは、こども食堂や学習支援等の活動を実施しているボランティア

団体や自治会、NPO など支援団体が加入しているネットワークで、那覇市社会福祉協議会が事務局を担い、活動を支援しています。

※小学校区カバー率は 36 小学校区のうち、校区内で 1 カ所以上のこどもの居場所が活動している校区数の割合。

1-1-(4)地域活動などに参加しやすいきっかけをつくる

さりげなく見守り、支え合う「地域の力」を育むためには、住民一人ひとりの“想い”や“気づき”を引き出していくことが大切です。

地域住民が日頃から無理せず「やれること」、「できること」から始め、緩やかなかたちで地域の担い手として行動、協働することが出来るよう、興味を引き付ける情報提供並びに多様なテーマによる交流機会の充実に取り組みます。

■市の取り組み

地域の実情に応じて地域福祉懇談会の充実を図ります。	福祉政策課
スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流を支援します。	市民スポーツ課
自治会の祭り、文化活動、親睦活動等を通じた地域の交流を支援します。	まちづくり協働推進課
公民館活動等を通して地域住民の交流を図ります。	中央公民館

●社会福祉協議会の取り組み

●地域福祉懇談会の開催 地域福祉懇談会を様々な規模(単位自治会毎、小学校区、民児協区)に応じて開催し、住民の地域における福祉活動への理解深めていきます。毎年 8 回以上の懇談会の開催を目指します。
●「見守りフォーラム」の開催 フォーラムを開催し、地域の支え合いの取り組みを地域福祉関係者だけでなく、働き世代や学生等若い世代への広報活動を行います。広く市民に周知啓発広報を目的に年 1 回見守りフォーラムを開催します。

1-2 地域関係団体等の活動支援

1-2-(1)自治会・地域コミュニティ活動の活性化支援

地域福祉活動を推進するための最小の基礎組織は自治会であると考えています。本市の自治会組織率は低下し、未結成地区が増えており、役員や自治会活動の担い手不足が大きな課題となっています。しかしながら、150ヵ所ある自治会は「思いやりの心(福祉の芽)」や「つながり」を育む土台として大変重要なものとなっています。多様な世代が自治会活動、地域活動に関心を持ち、緩やかに関わりを持つことができるように、自治会活動等の内容に関する情報の提供を行うとともに、地域独自の活動に対する助成の検討を行うなどの支援に取り組みます。

■市の取り組み

自治会に関する情報提供を行います。	まちづくり協働推進課
自治会設立についての相談・助言を行うなど活動を支援します。自治会設立後、活動に対する各種補助金等の支援を行っています。	まちづくり協働推進課
全ての小学校区において、校区まちづくり協議会の設立を推進します。協議会設立後、助言及び活動に対する支援を行っています。	まちづくり協働推進課
なは市民活動支援事業助成金を交付し、社会貢献活動などの市民主体の地域づくりを推進します。	まちづくり協働推進課

●社会福祉協議会の取り組み

●自治会・まちづくり協議会への支援 自治会が行う交流事業やまちづくり協議会による課題解決に向けた取り組みについて、共同募金の財源を活用した助成金支出等の支援活動を行います。
--

1-2-(2)民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域の見守り、支え合い活動の重要な役割を担っています。しかし、近年は成り手確保が課題となっており、支え合い、見守り活動が困難な地域が存在しています。

そのため、社会福祉協議会等と連携し民生委員・児童委員の活動に対する理解と協力を得るよう普及啓発を図るとともに、定数確保に向けた取り組みを行います。また、個人情報等の取り扱いに留意しつつ情報共有体制の強化に向けた連携を進めるなど、民生委員・児童委員活動の充実に向けた支援を行います。

■市の取り組み

民生委員・児童委員の充足率向上及び新任民生委員・児童委員のサポートの充実に努めます。	福祉政策課
民生委員・児童委員の活動に内容に対する広報・啓発を行います。	福祉政策課 中央公民館

●社会福祉協議会の取り組み

●地域における寄り添い支援の強化 コミュニティソーシャルワーカーが中心となって民生委員・児童委員の相談に応じ、アウトリーチを通して住民の困りごとの解決に向けた寄り添い支援を行います。
●民生委員・児童委員との地域福祉の推進 コミュニティソーシャルワーカーが中心となって単位民児協と連携し、「地域見守り交流事業」「緊急医療情報キット普及啓発事業」等を活用することで、小地域単位における見守り活動支援の充実に努めます。

1-2-(3)各種関係団体等の活動支援

老人会、子ども会、婦人会などの地域団体やボランティア団体等の福祉関係団体は、地域活動の土台であり、専門性を活かした地域福祉活動を担う重要な存在です。

それぞれの団体が、その機能を十分に発揮した地域活動を展開することができるように、組織基盤の強化や活動に対する支援を行うとともに、多様な関係機関と連携したネットワークを形成するための支援を行います。

■市の取り組み

地域関係団体等の活動に関する情報提供並びには市民活動支援センターを拠点とした活動支援を行います。	まちづくり協働推進課
自治会、老人会、障がい福祉団体などに対して、地域コミュニティの活性化や協働に関する活動支援を行います。	福祉政策課、チャージョウ課、障がい福祉課、まちづくり協働推進課
子どもの居場所を運営するボランティア団体の活動が継続できるよう、地域とのネットワーク構築等に関する支援を行います。	保護管理課
なは市民活動支援センターにおいて、市民活動全般を支援します。 (市民活動の普及啓発、相談、講座、助成金、企業のCSR支援)	まちづくり協働推進課

●社会福祉協議会の取り組み

共同募金など活用した助成事業で、市内の福祉団体やボランティア団体、地域活動を支援します。今後は見守り活動等に特化した取り組みの団体助成も増やしていきます
市民活動団体や地域活動を支援する各事業を通じて、地域福祉活動を推進します。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
助成件数(単位自治会・NPO 団体等)	12	25	30	35	40	45
なは子どもの居場所ネットワーク加入の子どもの居場所数(再掲)	57	67	69	71	73	75
ふれあいデイサービス運営協議会の実働数	129	130	132	134	136	138

1-3 誰もが安心して安全に暮らせる地域をつくる

1-3-(1)防犯・防災まちづくりの推進

事件、事故などに巻き込まれにくい地域づくり、台風、地震、津波等からの被害を最小限に防ぐなど、安全と安心感のある災害に強いまちづくりが求められています。

お互いに助けあい、地域の安全は地域で守るために、何が必要かを自ら考え行動する市民を増やすための意識啓発、平時における取り組みに加え災害発生時に迅速に対応できる仕組みづくりを進めます。

■市の取り組み

那覇市地区、豊見城地区安全なまちづくり推進協議会が中心となって、防犯に関する情報提供を行い、安全な生活環境の充実を努めます。	市民生活安全課
自治会や校区まちづくり協議会、地域住民等が主体となった自主防犯活動を支援します。	市民生活安全課 まちづくり協働推進課
防災講話の実施並びに自主防災組織の結成を促進します。	防災危機管理課 まちづくり協働推進課
公民館講座、リッカ！ヤールーキャラバン等により、震災時に必要な「知識」の普及を図ります。	中央公民館
避難行動要支援者名簿の作成、民生委員・児童委員等の関係機関と連携した支援体制を構築します。また、制度の周知を図ります。	福祉政策課
相談や見守り活動を通じて、避難行動要支援者名簿に関する周知を行います。	チャージんじゅう課 障がい福祉課 福祉政策課
避難支援等関係者と連携し、個別計画の策定に取り組みます。	福祉政策課
那覇市災害弱者緊急通報支援制度、「net119 緊急通報システム」について市のホームページ等を活用し、更なる周知と利用促進に努めます。	消防局指令情報課
福祉避難所を拡充します。また、福祉避難所設置・運営マニュアルに基づき避難行動要支援者の受け入れ体制づくりに努めます。	福祉政策課

河川浸水地域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域などに立地する要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を支援します。	防災危機管理課
防災訓練等を通じて、避難行動や避難所の地域住民による自主運営に向けた仕組みづくりを支援します。	防災危機管理課

●社会福祉協議会の取り組み

●那覇市災害ボランティアセンターの設置に向けた協定について 災害が発生し、那覇市の復興のためにボランティアが必要な場合、那覇市総合福祉センターを中心に関係団体と協働で「那覇市災害ボランティアセンター」を設置し、市と連携したボランティアの受け入れ、コーディネートを行います。そのためには、災害ボランティアセンターの予算確保や運営委員会の機能と役割を充実させる必要があり、災害ボランティアセンターの展開と災害ボランティア養成(福祉災害教育)に努めます。災害ボランティアセンターに関する研修会を年1回開催していきます。
--

1-3-(2)ひとにやさしいまちづくりの推進

すべての人が日々の生活を安全で安心に過ごしていくことができるよう、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。

■市の取り組み

那覇市バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課
ヘルプマークの交付、沖縄県ちゅうらパーキング利用証の交付や制度の周知を行います。	障がい福祉課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。	建築工事課、道路建設課、道路管理課、公園建設課

1-3-(3)居住の確保に配慮を必要とする世帯への支援

高齢者、障がいのある人や子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な人（住宅確保要配慮者）は今後も増加が見込まれることから、民間住宅の賃貸人が住宅確保要配慮者要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の構築に努めます。

■市の取り組み

市営住宅の入居選考時において、引き続き住宅確保要配慮者の優先的選考(当選確率の引き上げ)を実施します。	市営住宅課
民間住宅の賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進を図ります。	まちなみ整備課
沖縄県居住支援協議会と連携し、関係機関との情報共有及び居住の確保に配慮を必要とする世帯への支援体制の構築に努めます。	まちなみ整備課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 保護管理課

●社会福祉協議会の取り組み

●居住に福祉課題を抱える世帯への総合的な支援 住宅確保要配慮者は、住まいの確保及び地域での見守り活動が求められております。社協内の各課及び県居住支援協議会や不動産関係者、地域包括支援センター、相談支援事業所、就職・生活支援パーソナルサポートセンターなどの関係機関と連携し、居住に課題を抱える世帯への総合的な支援を目指します。
--

目 標2 必要な人に最適な支援が届く仕組みづくり

【統計データや市民意識調査からみる現状】

- 心配事の相談相手は、「家族・親戚」(83.2%)、「友人・知人」(58.6%)に対して、「市役所の相談窓口」(14.4%)、「社会福祉協議会の相談窓口」(5.0%)の回答は低く、複雑化・複合化したニーズに対応できるよう、相談体制の更なる充実が求められます。
- 困っているときなどにご近所の方に支援してほしいことは、「災害時の手助け(47.9%)」「急病時の病院などへの通報(44.1%)」「安否確認の声かけ・見守り(40.6%)」が上位となっています。これは、困っている方に対して支援のできる項目と一致しており、ニーズと支援のマッチングすることで、身近な範囲での支え合いの充実が期待できます。
- 地域課題として優先度が高いと思うのは、「高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境(45.0%)」「安心してこどもを育てられる環境(40.8%)」「悩みを抱える市民が孤立しない環境(35.7%)」が高く示され、年齢を問わず全ての市民が悩みを抱えたまま孤立しない、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

住民や地域団体、事業者等が課題を抱える人に気づいた場合、課題が複雑化・深刻化しないよう日常の中で連携しながら見守っていける地域づくりを目指します。そのなかで専門的な支援が必要と判断されるケースについて、必要な情報や最適な支援等に円滑につながる(つなげる)包括的な支援体制の構築に努めます。

また、行政と事業者の連携だけでなく多様な地域資源の掘り起こし、公的サービスとインフォーマルサービスの組み合わせなどコーディネート機能の強化に努めるとともに各種サービスの質の向上を図ります。

地域住民や地域で活動する団体に期待されること

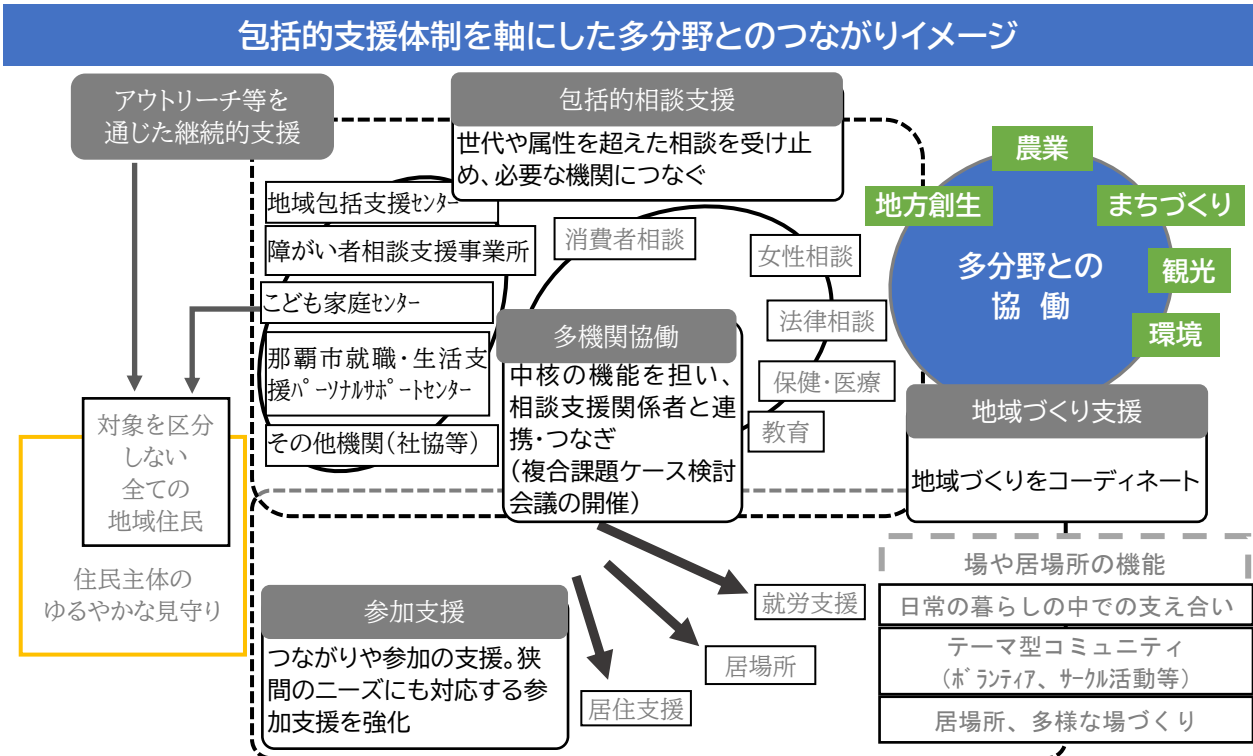
【自助】：一人ひとりができること ○困ったときや苦しいとき、市役所や社協、民生委員児童委員等へ相談しましょう。 ○平時の見守りや緊急時の対応等に必要個人情報について、公開できる範囲で提供を行いましょ。 ○ボランティア活動に積極的に参加しましょ。 ○近隣の人とは日常のあいさつ等を通じて、相談しあえる関係づくりに努めましょ。 ○違いを認め、一人ひとりの人権を尊重しましょ。 ○災害時に適切な避難行動を迅速に行えるよう、個別避難計画を作成しましょ。	【近助(互助)】：いろいろな人が支え合う活動 ○困っている人に気づいたら市役所や社会福祉協議会、民生委員等に知らせましょ。 ○関係機関と連携し、福祉サービス等に関する情報提供に協力しましょ。 ○社会福祉施設等と連携しボランティア活動の場を広げていきましょ。 ○周囲の人への気配り、こころ配りを広げましょ。 ○地域の避難場所や避難経路、災害時の情報伝達方法等を各団体の役割を事前にきめ、日頃から見守り活動を行いましょ。
--	---

関係する地域活動団体

ボランティア団体・自治会・民児協・老人クラブ・PT(C)A・中学校区青少年健全育成協議会・企業、校区まちづくり協議会等

2-1 包括的な支援体制の構築

制度の狭間にいる人や複雑で複合的な課題を有する人を含め、全ての人を受け止め、地域にある資源、培ってきた専門性を活かし、多様な支援を結集することで、丸ごと支える支援体制の構築を図ります。



2-1-(1) 包括的相談支援体制の構築

介護、障がい、子ども、生活困窮等の各分野の相談支援事業者が、包括的に相談を受けとめ対応を行います。複雑化・複合化したケースについては、多機関協働機能としての「(仮称)複合課題ケース検討会議」を通じて課題整理や必要な情報共有を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施につなげるなど、市民の複合化・複雑化したニーズに対応できる包括的相談支援体制を構築します。

■市の取り組み

18 か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の様々な相談等に対する対応の充実を図ります。	ちゃーがんじゅう課
障がい者相談支援事業所において、障がい(身体・知的・精神・発達等)のある人や家族等に対する相談対応の充実を図ります。	障がい福祉課
地域子育て支援センター、こども発達支援センターにおいて、相談対応の充実を図ります。	こども教育保育課

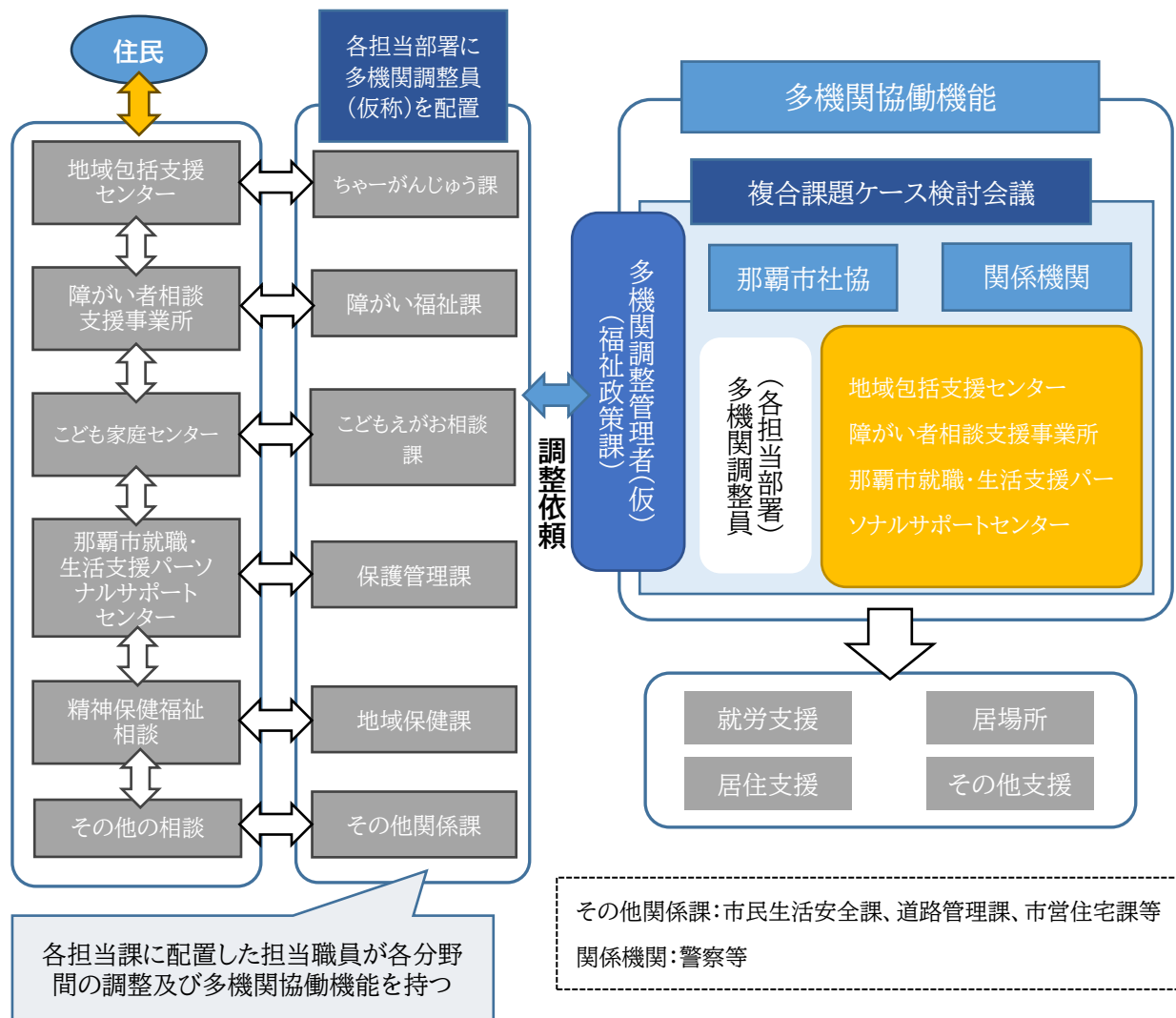
こども家庭センターにおいて、妊娠、出産、産前産後の相談対応の充実を図ります。また、相談支援体制の一層の充実化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	こどもえがお相談課 地域保健課
ひきこもりに関する相談及び那覇市ひきこもり支援推進会議を通じて、関係課と連携した対応の充実を図ります。	地域保健課
那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議を通じて、関係課及び関係機関と連携した対応の充実を図ります。	地域保健課
電話、窓口、LINE 相談、地域子育て支援センターや児童館などへの出張相談により相談対応の充実を図ります。	こどもえがお相談課
那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンターにおいて、生活の困りごとや不安を抱えている人への相談支援の充実を図ります。	保護管理課
女性相談員において、女性が抱える様々な問題の解決に向けた相談支援の充実を図ります。	保護管理課
こども家庭センターにおいて、妊娠婦から子育て世代まで一体化した相談支援体制を構築します。 また、相談支援体制の一層の充実化を図るとともに、関係課や関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。	こどもえがお相談課
相談の各担当部署に多機関調整員(仮称)を配置します。また各相談窓口に寄せられる相談のうち、複合的課題を有する相談内容について、関係機関の役割の整理や支援の方向性のまとめなど、多機関調整管理者(仮)を通じて横断的な連携体制を構築します。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

●コミュニティソーシャルワーカーにおけるアウトリーチの強化 複合的な生活課題を拾い上げ、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行い、民生委員・児童委員や那覇市の各相談担当部署及び関係機関と連携を図りながら、横断的な支援体制を目指します。
●社協における相談機能の充実 社協内における分野別の相談員と連携し、複合的な生活課題を拾い上げ、既存の福祉施設等を活用し、市民の複合化・複雑化したニーズに対応できる包括的相談支援体制の構築を目指します。また、社協内で事例検討等の研修会や多職種連携会議を随時開催していきます。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
相談室設置数	総合福祉 センター 1 力所	モデル 1 力所	新規 1 力所 (1 行政区)	新規 1 力所 (2 行政区)	新規 1 力所 (3 行政区)	4 行政区 毎の設置

■多機関協働体制の案



2-1-(2) 社会とのつながりづくり支援(参加支援)

社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できていない狭間のニーズについて、関係課や関係機関、NPO 等と連携しながら就労支援や見守り等居住支援などに努めます。

■市の取り組み

既存の福祉制度の枠組みから漏れてしまいがちな人の社会とのつながりづくりを支援します。	福祉政策課
那覇市地域福祉基金を交付し、地域の福祉団体等が実施する社会との繋がりづくりに関する取り組みを支援します。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

●地域の社会資源を活用したつながりづくり 那覇市ボランティア・市民活動センターに登録している個人ボランティアや団体・企業、社協全体で推進している「地域見守り隊」「子どもの居場所」「ふれあい・いきいきサロン」等の地域の社会資源を活用し、36圏域に子どもや高齢者、障がい者等を含めた複合課題ケース検討会議(仮称)の開催と関係機関と連携を図りながら社会とのつながりづくり支援に努めます。
--

2-1-(3) 住民同士の関係性づくり支援(地域づくり支援)

各分野ごとに実施する事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を対象とした地域の交流の場及び居場所の確保を進めていきます。

地域住民の創意工夫や主体性を支え、「支え手」と「受け手」を越えた関係性を築き、「共助」の受け皿となる場所となるよう働きかけを行います。

■市の取り組み

地域における住民主体の通いの場づくりなど多様な日常生活上の支援の充実を図ります。	ちゃーがんじゅう課
地域活動支援センターにおいて、社会との交流促進を図ります。	障がい福祉課
地域子育て支援センター、つどいの広場等において、子育てに関する情報交換や交流の促進を図ります。	こども教育保育課
小中学校、高校、専門学校、大学などと連携し、地域課題の共有、幅広い年代がつながり、地域を良くする活動を実践するためのきっかけづくり、活動の場づくりを進めます。	福祉政策課 まちづくり協働推進課
校区まちづくり協議会を通じて、住民同士をつなぎ、地域課題の解決に向けた主体的な活動づくりを促進します。	まちづくり協働推進課 福祉政策課
住民のニーズや課題に応じて、多分野との協働による地域づくり支援を推進します。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

●ふれあい・いきいきサロンの新規設置、活動の強化

共同募金を財源とし、居場所が必要なニーズに基づき、ふれあい・いきいきサロンを新規設置します。又、交流会を年1回実施して既存のサロンの活動強化を図ります。年1箇所以上の新規サロンの立ち上げを目指します。

●社会福祉施設等との連携

社会福祉施設等が主体的となり、コミュニティソーシャルワーカー等と連携を図りながら地域の実情に応じた地域づくりに努めるよう支援します。

2-1-(4)コミュニティソーシャルワーカー育成と確保

住民一人ひとりが抱える悩みや生活課題は多岐にわたっています。当事者のニーズをきめ細かく把握し、制度の利用のみならず様々なサービスや地域資源などを組み合わせて総合的に対応するコーディネート機能の充実が求められています。

18カ所の中圏域における活動を見据え、地域の実情に応じてコミュニティソーシャルワーカーの適正配置に努め、自治会や通り会の単位で「地域見守り隊」の組織化を支援します。また、関係機関と連携し、個々の状況に応じて地域の資源やサービス等を活用しながら解決に向けた支援とその仕組みづくりに取り組みます。

■市の取り組み

社協のコミュニティソーシャルワーカーの適正配置及び担うべき役割の明確化に努めます。

福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

●コミュニティソーシャルワーカー(CSW)におけるアウトリーチの強化(再掲)

複合的な生活課題を拾い上げ、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行い、那覇市の各相談担当部署及び関係機関と連携を図りながら、横断的な支援体制を目指します。

●社協における相談機能の充実(再掲)

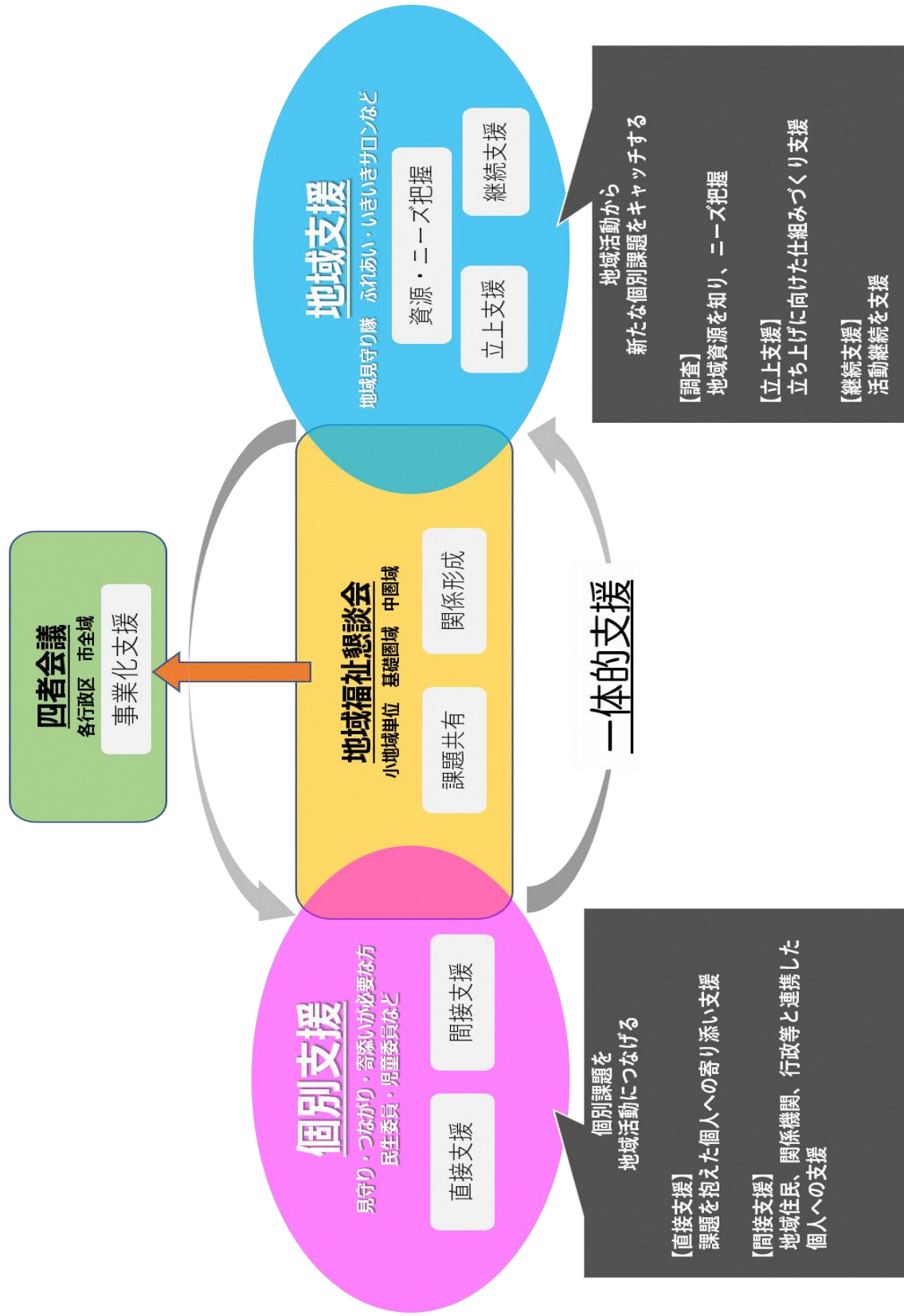
社協内における分野別の相談員と連携し、複合的な生活課題を拾い上げ、市民の複合化・複雑化したニーズに対応できる包括的相談支援体制の構築を目指します。

●コミュニティソーシャルワーカーの確保と育成

社協内にコミュニティソーシャルワーカーを18圏域に配置を目指し、適正配置に向けた関係機関との検討会議等を開催します。また、研修会等を通して各事業にソーシャルワーク機能が発揮できる人材育成に努めます。

項目・社協の目標値	現 状 値 2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
CSW 配置	5 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人

■那覇市におけるコミュニケーションワーカーの主な業務内容及び地域福祉懇談会・四者会議の位置づけ（イメージ）



2-1-(5) ボランティア活動の充実支援

地域福祉を推進するためには、各種ボランティアの主体的な活動を広げていくことが重要となります。あわせて、「サービスを利用する側」と「サービスを提供する側」を円滑にマッチングする機能の充実が求められます。

必要とされる多様な地域ニーズに応じて、個々の人の経験と知識で地域に貢献することが出来るように、ボランティアマッチング機能の拡充及びボランティアコーディネーターの育成に関する情報提供を行います。

■市の取り組み

人材データバンク事業と社会福祉協議会のボランティア登録事業との連携により、ボランティアをしたい方が情報を取得しやすい環境を構築し、円滑なマッチングを進めます。	まちづくり協働推進課
チャーがんじゅうポイント制度により、ボランティア先の拡充とボランティアのマッチングを行います。	チャーがんじゅう課
ボランティアの普及啓発及びボランティア希望者やボランティアを求める団体に対して、必要な技術を習得できる講座を開催します。 沖縄県社会福祉協議会等が実施するボランティアコーディネーター養成講座等に関する情報提供を行います。	まちづくり協働推進課 中央公民館

●社会福祉協議会の取り組み

ボランティアセンターをはじめ、地域支えあい訪問型サービス事業やファミリー・サポート・センター事業、地域ふれあいデイサービス事業、子どもの居場所支援事業などのボランティアマッチング機能を持つ社協内の各事業でマッチングに取り組めます。
各事業のコーディネーターの適正な配置とコーディネート力の向上を目指します。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
ボランティアセンター のコーディネーター数	1	1	1	2	2	2
ボランティアセンター のマッチング件数	298 件 /465 人	250 件 /300 人	250 件 /300 人	300 件 /400 人	300 件 /400 人	300 件 /400 人

※22 年度は助成金を活用し、2 人体制（ボランティアコーディネーター1 人配置、1 人は兼務）で取り組んだが、23 年度からは 1 人体制に戻っている。26 年度より人員増や事業効率化を目指し、拡充に取り組む。

2-2 サービスの利用支援と質の向上

2-2-(1)情報提供体制の充実

支援を必要とする市民が適切なサービスを利用するためには、サービス利用に関する情報について、理解しやすく容易に入手できる情報提供体制の充実を図ることが必要です。

ICT 等の技術を活用し、真にサービスを必要としている市民に対して、適切な情報をわかりやすく、容易に入手できる仕組みづくりに取り組みます。

■市の取り組み

広報紙への掲載や市ホームページ、SNS 等を活用した情報提供の充実を図ります。その際、年齢や障がいの有無に関わらず、容易かつ適切に情報を得ることができる仕組みづくりに努めます。	福祉政策課、チャーがんじゅう課、障がい福祉課、保護管理課、こどもみらい課、こどもえがお相談課、子育て応援課、こども教育保育課、地域保健課、健康増進課、平和交流・男女参画課、中央公民館
市民の友の点字版や音声版の発行、市公式 LINE や市ホームページを通じた市内在住外国人向けの情報提供を行います。	秘書広報課
大雨、暴風、などの警報及び災害情報について、防災行政無線や防災気象情報メール等を活用し周知を図ります。	防災危機管理課
民間住宅の賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅制度の周知を図ります。	まちなみ整備課

●社会福祉協議会の取り組み

●市社協の広報強化 ・市民に広く情報発信するために、広報誌「なは社協だより」の紙面を充実させて、パンフレットやリーフレットを活用した広報を行います。また、市広報誌「なは市民の友」や市内のコミュニティFMと連携し、市社協の取り組みを分かりやすく伝えます。 ・広報誌「なは社協だより」を毎月5,000部とポスター600部発行し、最新の地域福祉活動等の情報発信を行います。 ・パンフレット・リーフレットは3年ごとに内容を新たに作成・配布を行います。 ・FM なはとの連携は、毎月1回放送の番組を継続する、もしくは、他地域福祉活動を行う団体のコミュニティラジオ番組への連携出演を行うなどを検討し実施します。 ・「なは市民の友」は市内全戸配布のため、行政との連携のもと、年1回程度は本会の地域福祉活動を紹介する記事を掲載し、より多くの市民に広報できるよう努めます。 ・SNS等を活用し、様々な世代を視野に入れて市民に情報が届くように努めます。また、社協活動をわかりやすく伝える手段として、動画作成し広報に活用します。

・ホームページにおいて 2024 年度以降大幅な再編成を行い、市民に最新情報が届くよう、見やすく、利用しやすい構成や内容になるよう調整します。

2-2-(2)利用者のニーズに合ったサービスの充実

住民一人ひとりが主体的に自分に合ったサービスを選び利用し、住み慣れた地域で自分らしく、生涯ゆたかに暮らしていくことができるように、福祉サービスの質の向上が求められています。

地域における福祉人材の資質の向上を図り、専門性を持った人材を地域の資源として活用するとともに、地域住民、企業などが協働するなど、サービス提供主体の多様な参画による質の高いサービスの確保に努めます。

■市の取り組み

庁内関係課・関係機関等の事業内容やサービスについて情報共有を図り、できる限り円滑に適切なサービスへつないでいきます。	福祉政策課、チャーがんじゅう課、障がい福祉課、生活保護担当課、こどもえがお相談課、平和交流・男女参画課、まちなみ整備課
実地調査及び運営指導などを通じて福祉・保育サービス等の質の向上に努めます。	障がい福祉課 チャーがんじゅう課 こども教育保育課 福祉政策課、保護管理課、まちなみ整備課
研修等を通じて担当職員の資質向上を図ります。	福祉部、こどもみらい部

目 標3 地域力を高め多様な支え合いの輪づくり

【統計データや市民意識調査からみる現状】

- 地域活動や NPO 活動については、「参加したことはないが、今後参加してみたい」(26.5%)となり、市民の 4 人に 1 人は地域活動や NPO 活動への参加意向があります。
- 地域活動等を活発化させるには、「市内や地域で行われている活動に対する情報の提供」、「地域活動・ボランティア活動拠点の整備」、「地域活動やボランティア活動に対する広報・啓発活動の強化」という意見が高く示されています。
- 地域活動への参加理由は、「地域のために役立つと思うから」(49.8%)、「活動を通じて人間関係が広がるから」(46.3%)との回答が高く、活動を肯定的に捉え参加していることが伺えます。
- どのような活動なら参加したいと思うかという市民のニーズ、また活動を活発化させるのに必要な取り組みを進めることで地域力を高め、これまで地域のなかで関わりの薄かった人たちのつながることが期待できます。

誰にとっても、健やかに安心して暮らせる地域をつくっていくためには、日頃から住民同士や地域関係者が顔の見える関係性を築いていくことが必要です。また幅広い世代が関わることで多様性が生まれるとともに、関わる個人、団体が得意分野や強みを結集することで、複雑な課題に対しても継続して対応できる「地域力」を高めることができると考えます。

地域主体の新たな支え合いを育むため、各種講座やワークショップなど市民との協働の場面において、気軽に活動に参加したくなるテーマ設定や呼びかけの工夫を行うなど、これまで地域に関わりを持つことがなかった人を巻き込むきっかけづくりに努めます。さらに人材の育成・確保にも努めるとともに、だれもが気軽に活動に参加できる場の整備や福祉活動の担い手となる様々な団体等の活動を支援することで、多様な「支え合いの輪」を広げます。

地域住民や地域で活動する団体に期待されること

【自助】：一人ひとりができること ○地域に関心を持ちましょう。 ○興味のある地域活動や自分のできるボランティアに参加してみましょう。 ○地域で独居世帯や高齢世帯、障がいのある人のいる世帯など、気になる世帯へ声をかけましょう。 ○電球の取り換えなど、住民同士できる気軽な支援に努めましょう。	【近助(互助)】：いろいろな人が支え合う活動 ○関係団体等(自治会や青少年関係団体等)で地域課題を話し合う場を持ちましょう。 ○ボランティア活動に参加できるきっかけづくりや登録制度を活用しましょう。 ○地域見守り隊の組織化に努めましょう。 ○社会福祉協議会と連携し、地域の生活支援の実施に協力しましょう。
関係する地域活動団体 NPO・ボランティア団体・民児連・自治会・老人クラブ・見守り隊員・校区まちづくり協議会等	

3-1 地域の自主的活動を担う人材の育成と活用

3-1-(1)人材の掘り起しと育成

市民一人ひとりが、得意分野を活かして何らかの役割を担い、地域の福祉活動に参加することができる仕組みをつくることが大切です。

団塊の世代など、あらゆる分野で専門的な知識や技術を持った人たちが地域活動の担い手となることができる仕組みづくりや潜在的的人的資源の掘り起し等によって多様な人材の確保に努めます。

■市の取り組み

なは市民協働大学・大学院を通じて、協働によるまちづくり活動を行う人材の発掘・育成を行います。	まちづくり協働推進課
社会福祉実習生の受け入れ等を行い、福祉人材の育成に努めます。	福祉政策課
手話通訳者、ピアサポーター等の育成に努めます。	障がい福祉課
地域で美化活動を行うクリーンサポーターを拡充します。	クリーン推進課
ちゃーがんじゅうポイント制度の実施、介護予防リーダーの養成など、ボランティアの発掘・育成に努めます。	ちゃーがんじゅう課
精神保健福祉の理解を図るための普及啓発及び地域住民ボランティアの育成を行います。	障がい福祉課
食生活改善推進員を育成します。	健康増進課
母子保健推進員、健康づくり推進員を育成します。	地域保健課
幅広い年齢層に対するゲートキーパー※研修会を実施し、悩みに寄り添う人材の育成に努めます。	地域保健課

●社会福祉協議会の取り組み

ボランティアセンターをはじめ、地域支えあい訪問型サービス事業やファミリー・サポート・センター事業、地域ふれあいデイサービス事業、子どもの居場所支援事業などのボランティアマッチング機能を持つ各事業で担い手の掘り起こしや育成に取り組みます。毎年受け入れしているソーシャルワーク実習生やインターン学生の受入れも積極的に取り組んでいきます。
--

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
ボランティアや担い手の養成講座の実働数	20	20	20	21	22	23

3-1-(2)協働のまちづくりに関わるコーディネート機能の充実

地域福祉を進める上では、共に活動を支える多くの協力者が必要です。アンケート調査では、市民の4人に1人は地域活動やNPO活動への参加意向があることから、こうした、潜在的な人材を掘り起し、協働による地域活動に巻き込んでいくコーディネート機能の充実を図ります。

■市の取り組み

那覇市協働によるまちづくり推進協議会と連携し、校区まちづくり協議会の立ち上げを求める地域会議への参加や地域活動への参加を促進します。 これら校区まちづくり協議会との活動を通じて、協働によるまちづくりにおけるコーディネート機能の充実を図ります。	まちづくり協働推進課
--	------------

●社会福祉協議会の取り組み

●自治会・校区まちづくり協議会への支援 自治会が行う交流事業や校区まちづくり協議会による課題解決に向けた取り組みについて、共同募金の財源を活用した助成金支出等の支援活動を行います。 また、自治会や校区まちづくり協議会等との意見交換会や研修会等を通して小地域活動の推進を図って参ります。

3-2 活動の場の充実

3-2-(1)活動拠点の確保

市内の多くの地域では、支え合いや声かけ、交流の場として地域住民や団体等による様々な活動が展開されており、こうした支え合いの活動を盛り上げていくためには、活動の拠点を確保するといった課題の整理が必要となります。

そのため、ファシリティマネジメントに基づいた保有公共施設の有効活用や民間施設などの利用を図るとともに、より多くの市民が独自のアイデアを活かした見守り、支え合い活動を推進することができる環境整備を進めます。

■市の取り組み

地域の方々との交流の場として、学校の地域学校連携施設を地域住民等に広く開放し、施設管理のデジタル化など有効活用に努めます。	生涯学習課 まちづくり協働推進課
自治会等が行う地域コミュニティ活動の拠点確保を支援します。	まちづくり協働推進課
なほ市民活動支援センターにおいて、市民活動団体等に事務室や支援ブースなどの活動拠点の提供を行います。	まちづくり協働推進課

●社会福祉協議会の取り組み

地域においてボランティア団体・市民活動団体が活動できる拠点確保に取り組みます。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
ボランティアサロン数 (新規拠点)	3	2	1	1	1	1
公共施設以外で開催 する地域ふれあいデ イサービスの拠点数	107	108	109	110	111	112
公共施設以外で開催 する子どもの居場所数	54	58	59	60	61	62

※ボランティアサロンとは、那覇市社協ボランティアセンターが管理運営するボランティア団体などが活動できるサロンで、1 か所は 23 年度中に地域活動団体へ管理運営を移行、まわしサロンは真和志庁舎閉庁に伴い閉鎖となります。他の活動拠点の確保や確保の支援は引き続き、継続します。

3-2-(2)世代を超えて誰もが気軽に集える「場」づくりの支援

地域の高齢者、子ども、障がいのある人、子育て中の保護者などが集う居場所は増えてきています。身近な地域における居場所の存在は、世代を超えた地域住民の多様な交流の場や、子育てから高齢者の介護などの多様な情報を得る機会ともなることから、人と人がつながる場としての役割が期待できます。

地域住民が気軽にあつまり、交流するスペースとして、また、地域の情報交換の場となるように、多様な形態の居場所づくりを進めます。

■市の取り組み

自治会等が行う地域コミュニティ活動(伝統行事、祭り)への支援を行います。	まちづくり協働推進課
なは市民活動支援センターにおいて、地域交流や情報交換の場の提供、イベントを通じた交流機会の創出を行います。	まちづくり協働推進課
認知症カフェ、グループホーム等の施設と連携し、地域の人との交流及び社会参加の場づくりに取り組みます。	ちゃーがんじゅう課
地域の集いの場として地域活動支援センターにて、センターまつりや各種教室の発表会などを実施し、障がいのある人・ない人が交流しながら、安心してすごせる「場」の提供に取り組みます。	障がい福祉課
児童館活動や公民館活動等を通じて、地域の大学生や高齢者など世代間交流を進めます。	こども教育保育課(児童館) 中央公民館
放課後子ども教室の実施により、児童生徒の安心安全な居場所づくりを行います。	生涯学習課
長期間利用されていない空き家について、地域住民の交流の場などとして利活用することを所有者等へ促します。	まちなみ整備課

●社会福祉協議会の取り組み

各事業を通じて、世代を超えてつながれる「場」や「機会」づくりを支援します。子どもの居場所やサロンを通して世代間交流を図ります。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
なは子どもの居場所ネットワーク加入の子どもの居場所数(再掲)	57	67	69	71	73	75
ふれあいデイサービス運営協議会の実働数(再掲)	129	130	132	134	136	138
サロン交流会実施	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

3-3 地域の課題を見つけ・見守る体制をつくる

3-3-(1)地域における見守り活動の推進

自分の悩みを打ち明けること、人に助けを求めることは簡単ではありません。自分から助けを求めることが出来ない人を含め、市民ニーズを把握し、地域ぐるみで見守り、支え合う活動を推進するため、本市では「地域見守り隊」の組織づくりを進めています。

誰一人取り残さない社会づくりを目指し、支援が必要であるにも関わらず地域とのつながりの弱い方や様々な困難を一人で抱えてしまっている人などについて地域で見守る活動を市全域に広げる取り組みを進めます。

■市の取り組み

市民が孤立することを防ぐため、地域見守り隊の結成を支援するとともに、見守り対象の拡充に努めます。	福祉政策課
四者会議を開催し、情報共有並びに連携の強化に努めます。	福祉政策課
地域包括支援センターが中心となり、相談協力員、自治会、社会福祉協議会と連携し、地域見守りネットワークの充実に努めます。	チャージンジゅう課
母子保健推進員と連携し、乳幼児健診未受診者に対する訪問など、子育て支援を行います。	地域保健課
緊急医療情報キットの設置推進、設置後の情報更新等のあり方について社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関と連携し検討します。	福祉政策課、チャージンジゅう課
救急活動時において、緊急医療情報キットを有効活用できるよう関係機関や消防局内での情報共有を図り、医療機関への適切な引き継ぎに努めます。	救急課 指令情報課

●社会福祉協議会の取り組み

●「地域見守り隊」設置と継続支援 コミュニティソーシャルワーカーは自治会だけではなく、小地域単位での「地域見守り隊」を設置するとともに、見守り活動や見守り会議の開催等の継続支援に努めます。
●四者会議 平成26年度から福祉政策課と共に継続した「四者会議」（民生委員・自治会・行政・社協）を行政区単位に開催し、「地域見守り隊」等の活動状況を共有し、地域の支え合いの取り組みを普及します。
●地域福祉懇談会の開催（再掲） 地域福祉懇談会を様々な規模（単位自治会毎、小学校区、民児協区）に応じて開催し、住民の地域における福祉活動への理解深めていきます。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
地域見守り隊の 設置と継続支援	新規 2 交流会 1	新規 2 交流会 1	新規 2 交流会 1	新規 2 交流会 1	新規 2 交流会 1	新規 2 交流会 1
行政区単位の四者会 議の開催	年 1 回 ずつ	年 1 回 ずつ	年 1 回 ずつ	年 1 回 ずつ	年 1 回 ずつ	年 1 回 ずつ

3-3-(2)地域の生活支援活動の活性化

日常生活における家事援助や配食を通じた見守り活動などの支援を受け、自分らしく自立生活を継続することが出来る人たちも少なくありません。また、支えられるだけではなく、支える側になることで生きがいを見出し、地域活動に参加することも重要です。

日頃から住民一人ひとりが「やれること・できること」を通して支え合う活動や地域の多様な担い手と連携して生活支援サービスの創設を行うなど、新たな支え合いの形をつくる取り組みを進めます。

■市の取り組み

地域ふれあいデイサービスの拡充、買い物や外出などの生活支援を実施します。	ちゃーがんじゅう課
地域包括支援センター等と連携し、高齢者、障がいのある人のゴミ出し支援を実施します。	クリーン推進課
介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体による支援（通所型サービス B 型等）を推進します。	ちゃーがんじゅう課

●社会福祉協議会の取り組み

●多様な主体による生活支援サービスの充実 地域見守り隊やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、企業、校区まちづくり協議会等の多様な主体が中心となり、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等と連携した生活支援サービスの充実に努めます。

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
連携に向けた関係機関との意見交換等	2 回	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
ボランティアや担い手の養成講座の実施数（再掲）	20	20	20	21	22	23

3-3-(3)事業者の社会貢献活動の促進

潜在的な地域の課題を見つけ、適切なサービスにつなげる取り組みを広く推進するためには、地域で活動する企業や事業者等と協働・連携した見守り体制を強化していくことが必要です。

本市では、孤立防止、異変を早期に発見、把握する体制を構築していくため、業務で地域を回る事業者等に見守り、支え合い活動を推進する一員として見守りの協力をお願いしています。「気になる人」を発見し、声をかけながら支え、見守り体制の強化に取り組みます。

■市の取り組み

市内の家庭を業務で訪問する各種事業者と見守りチャーム隊に関する協定を締結するとともに、関係各課の連携強化を図るなど、見守り体制の充実に努めます。	福祉政策課、チャームじゅう課、こどもえがお相談課、障がい福祉課、生活保護担当課、地域保健課、市民生活安全課
--	---

●社会福祉協議会の取り組み

寄付寄贈やボランティア活動といった企業などによる社会貢献活動を支援するほか、参加や継続につながる仕組みづくりに取り組みます。企業等の見守り隊養成講座を年1回以上は開催していきます。
--

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
企業等の見守り隊員養成	0 回	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
社協会員【企業】(件)	257	300	300	350	350	400
赤い羽根募金の協力企業(件)	385	400	400	450	450	500
ボランティアセンターによる企業向けコーディネートや連携の件数	17	45	50	55	55	55
食糧支援協力店(件)		4	5	6	7	8

第4章 那覇市成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

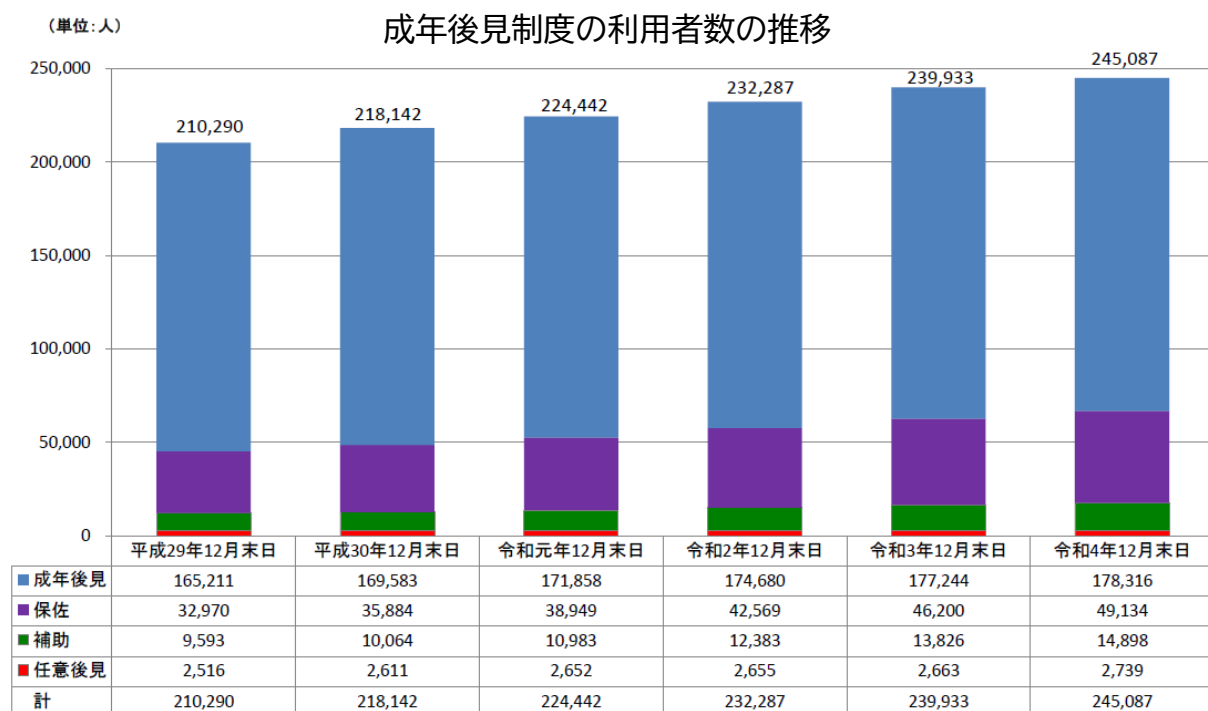
国の第1期成年後見制度利用促進基本計画で示された盛り込むことが望ましい内容は以下ようになります。

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)の段階的・計画的整備方針
- ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針
 - ※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

2. 成年後見制度の利用状況

(1) 成年後見制度利用者数の推移

- 成年後見制度の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。
- 令和4年12月末日時点の利用者数は、成年後見の割合が約72.8%、保佐の割合が約20.0%、補助の割合が約6.1%、任意後見の割合が約1.1%となっています。



資料: 成年後見制度の現状(令和5年5月 厚生労働省)

(2) 認知症の人の将来推計

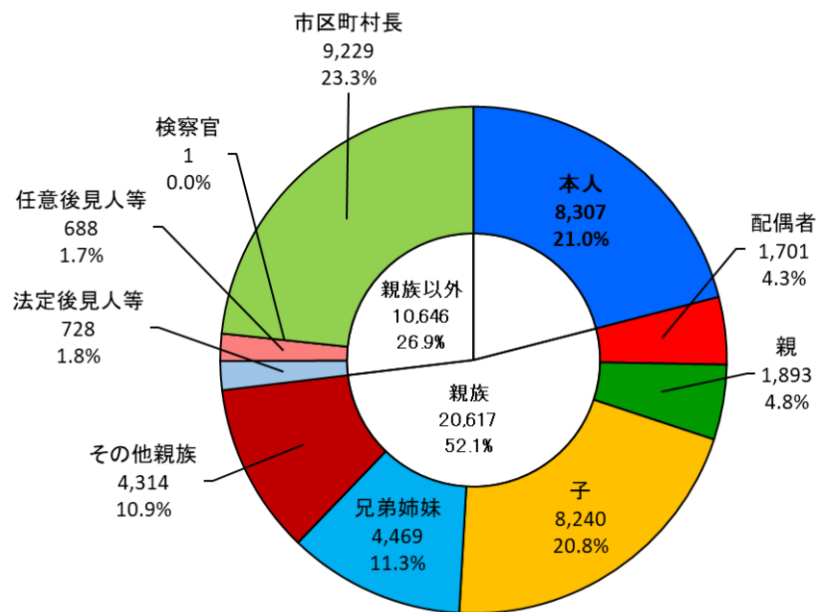
- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合: 18.5%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合: 20.0%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人	517万人 15.2%	602万人 16.7%	675万人 18.5%	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)	15.0%	525万人 15.5%	631万人 17.5%	730万人 20.0%	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

資料: 成年後見制度の現状(令和5年5月 厚生労働省)

(3) 申立人と本人との関係別申立件数(令和4年度)

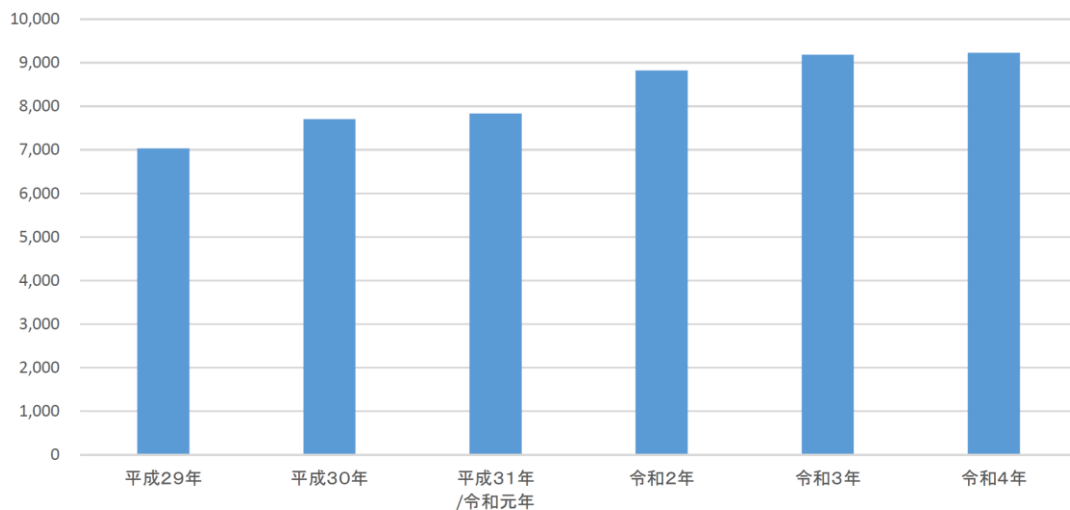


(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く, 四親等内の親族をいう。

資料: 成年後見制度の現状(令和5年5月 厚生労働省)

(4) 市区町村長申立件数の推移



	平成29年	平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市区町村長 申立件数	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
総数に 占める割合	19.8%	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%
総数	35,486	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570

(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

資料: 成年後見制度の現状(令和5年5月 厚生労働省)

3. 具体的な取り組み

目標1 尊厳のある本人らしい生活の継続支援

年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、全ての市民がともに暮らし、一人ひとりを認め合い、個人の尊厳を守ることが大切です。

本人の特性に応じた尊厳のある生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの具現化を図るため、意思決定支援の重要性や理解の促進等を図ります。

1-(1)権利擁護に関する普及啓発

■市の取り組み

教育活動を通じた人権教育、人権擁護に関する制度の情報提供及び普及啓発に努めます。	市民生活安全課 障がい福祉課 学校教育課
虐待防止や早期発見等に対する情報提供、相談支援体制の充実化を図るとともに、虐待等の防止と早期発見に向けた地域との連携に努めます。	障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 こどもえがお相談課

●社会福祉協議会の取り組み

●人権擁護特設相談室の開設 那覇人権擁護委員協議会と協働で人権擁護特設相談室を開設し、市民の人権問題に関する相談及び人権擁護制度に関するパネル展を通した普及啓発活動に努めます。
--

項目・社協の目標値	現 状 値 2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
人権擁護特設相談室の開設	3 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回

1-(2)相談体制の充実

■市の取り組み

権利擁護に関する相談窓口の充実を図ります。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課
相談窓口において対応が困難なケースについては、必要に応じて専門職による相談や専門機関へつなげます。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

●権利擁護支援体制の構築(仮称:権利擁護支援センター) 高齢者や知的または精神に障がいがある方など、判断能力が不十分な方が住み慣れた地域でできる限り自立し安心して生活が続けられるよう、金銭管理や福祉サービスの利用に関する相談窓口を設け、権利擁護に関する相談や支援に努めます。

1-(3)意思決定支援の充実

■市の取り組み

意思決定支援の重要性や取り組みについて、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や団体、地域住民等に対する普及・啓発に努めます。	福祉政策課
後見人等を含め、本人に関わる身近な支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、意思決定支援について普及・啓発を進めます。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

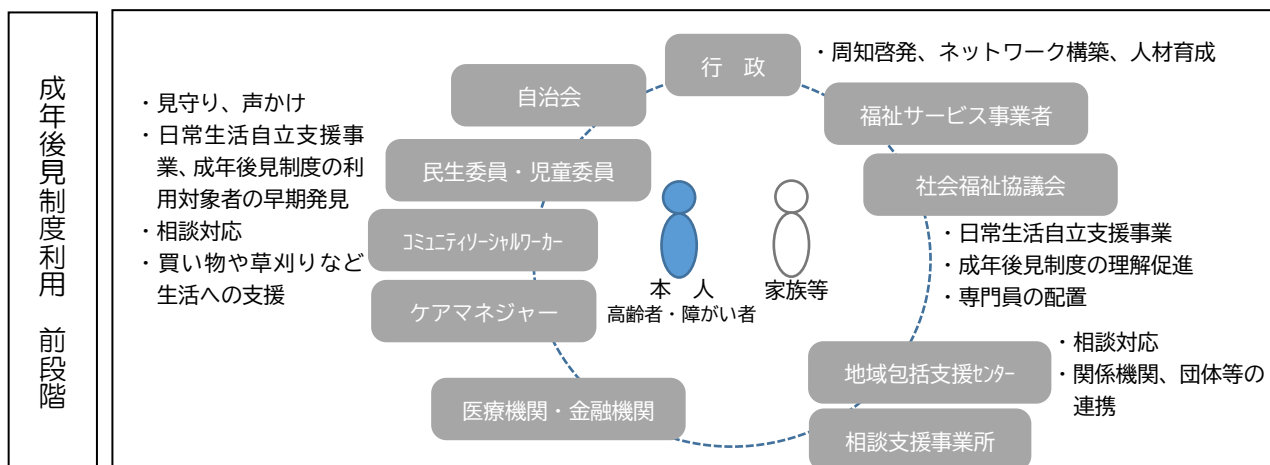
日常生活自立支援事業や生活保護世帯金銭管理支援事業、法人後見事業を通じて、判断能力に課題のある利用者本人が自己決定できるよう、相談・援助・情報提供を支援し、意思決定支援に努めます。
--

意思決定支援とは、

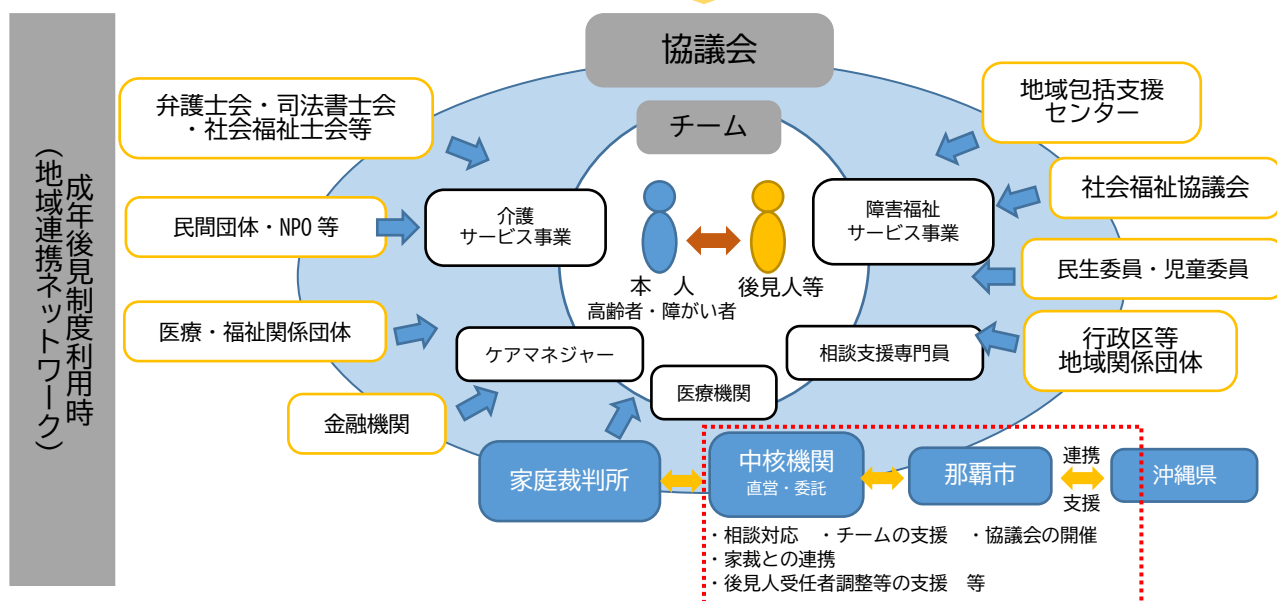
特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動。

目標2 総合的な権利擁護支援の充実

権利擁護支援の必要な人の発見から、相談対応、身寄りのない方への生活支援サービス、成年後見制度を含めて関連する日常生活自立支援事業など、地域連携ネットワークを通じ、意思決定支援をしっかりと行った上で総合的な支援に繋げていきます。



成年後見制度の利用申請前の支え合いの仕組みを活かしつつ円滑に移行



2-(1)成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等

■市の取り組み

高齢や心身の障がいなどにより日常生活に困難をきたしている生活保護世帯で、親族等の関わり及び他の支援が望めない人に、生活保護世帯金銭管理支援事業を実施します。	保護管理課
認知症等により判断能力が不十分な方々が、日常生活や福祉サービスを利用する上で不利益を被ることがないように、必要に応じて日常生活自立支援事業、生活保護世帯金銭管理支援事業へつなぎます。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 生活保護担当課
日常生活自立支援事業、生活保護世帯金銭管理支援事業から成年後見制度へ円滑に移行できるよう庁内関係課、関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針を検討するなど、関係者間での連携の充実を図ります。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課 生活保護担当課
親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない高齢者や障がいのある人については、市長申立てを行います。また申立経費や後見人等の報酬を負担することが困難な人への費用等の助成を行います。	ちゃーがんじゅう課 障がい福祉課

●社会福祉協議会の取り組み

日常生活自立支援事業や生活保護世帯金銭管理支援事業などを希望する方が、円滑に利用できるよう、事業体制を強化します。
日常生活自立支援事業や生活保護世帯金銭管理支援事業などの利用者に対して、判断能力が低下した後でも、引き続き財産管理や身上保護などの支援が行えるように、法人後見事業での後見受任や成年後見制度への円滑な移行支援に努めます。

2-(2)後見人等の担い手の確保

■市の取り組み

国や県等と連携した担い手の確保並びに市民後見人の育成に努めます。	福祉政策課
----------------------------------	-------

●社会福祉協議会の取り組み

法人後見事業を通じて、関係機関と連携し、市民ならではの視点で権利擁護支援活動を行う市民後見人又は法人後見支援員の養成に努めます。
--

2-(3)後見人等への支援

■市の取り組み

権利擁護支援を必要とする本人と後見人等を支えるため、親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療・福祉、地域の関係者等が協力し、チームで日常的に本人を見守り、本人の意志や状況を継続的に把握しながら、必要な対応を行います。	福祉政策課
--	-------

●社会福祉協議会の取り組み

成年後見制度利用促進協議会等の会議に参加し、成年後見人を支えるための連携ネットワークの構築に向けた協議を進めます。
親族後見人などが孤独を感じずに安心して活動できるよう、チームで支え合う仕組みの構築を目指します。

目標3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

本市において、権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各相談窓口の連携強化を図るとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる、包括的な地域連携の仕組みを構築します。

3-(1)地域連携ネットワークの構築

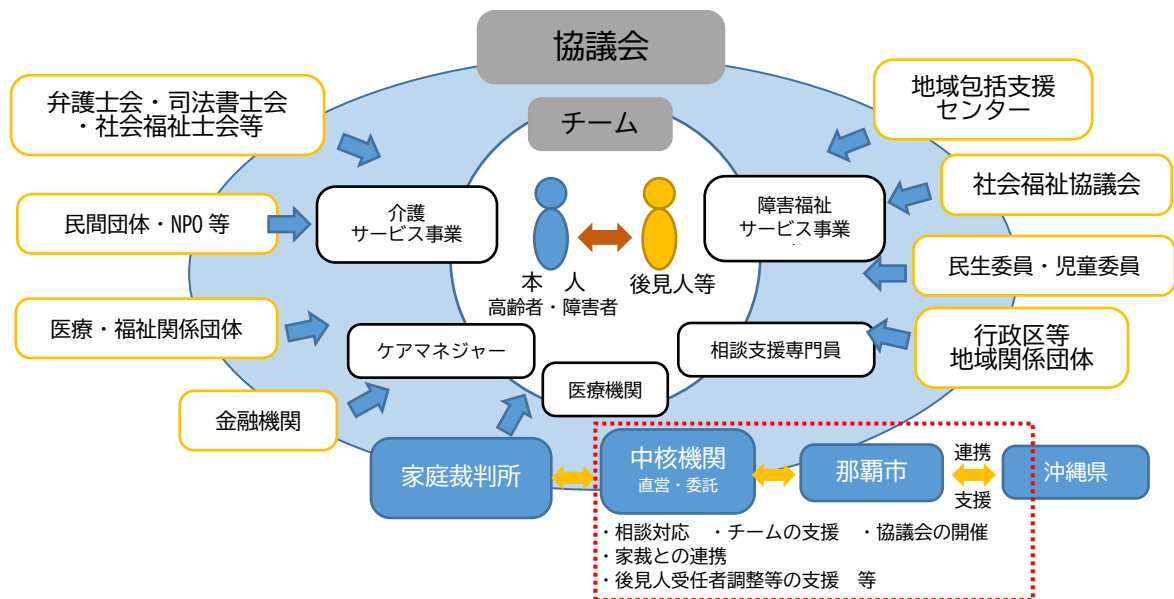
①地域連携ネットワークの構築

■市の取り組み

弁護士や司法書士等専門職団体、医療機関及び当事者団体等で構成する「那覇市成年後見制度利用促進協議会(仮)」を設置します。	福祉政策課
行政と住民、地域、専門職、その他支援団体等が連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの整備、運営に向け中核機関を設置します。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

成年後見制度利用促進協議会等へ参画し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを整備・運営するために、那覇市と協働で中核機関の設置を目指します。
--



②県との連携

■市の取り組み

市単独では解決しがたい課題等について、県の協議会等と連携し、課題解決を図ります。

福祉政策課

③専門職団体との連携

■市の取り組み

チームによる本人及び後見人等への支援や「那覇市成年後見制度利用促進協議会(仮)」を通じて、弁護士や司法書士、医療・福祉関係者など専門職団体との連携を図ります。

福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

●法人後見運営委員会の着実な実施

本会で取り組む法人後見事業の専門性向上と適正な運営を進めるために、法人後見運営委員会を実施しています。那覇市福祉部(福祉政策課・ちゃーがんじゅう課・障害福祉課・保護管理課)並びに、事業対象者にかかわる法律、医療、福祉などの専門知識を有する者を委員に委嘱し、協働で後見制度を普及するための機会とします。

【指標】法人後見運営委員会の開催

項目・社協の目標値	現 状 値 2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
運営委員会の開催	2 回	年 2 回 以上	年 2 回 以上	年 2 回 以上	年 2 回 以上	年 2 回 以上

3-(2)成年後見制度の広報・啓発活動の強化

①広報・啓発活動の強化

■市の取り組み

成年後見制度を使うメリット等について、国の作成した動画等を活用し、成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発に努めます。	福祉政策課
地域連携ネットワークの関係団体や福祉関係専門職に対して、知識の普及や連携を目的とした勉強会等を開催します。	福祉政策課

●社会福祉協議会の取り組み

日常生活自立支援事業などから成年後見制度への円滑な移行をサポートするために、利用者に対して成年後見制度の理解促進を図り、適切な制度利用を推進します。また、成年後見制度に関する相談窓口を開設し、市民からの相談に対応し、制度に関する広報・啓発活動も展開していきます。

②地域の見守り活動の充実

■市の取り組み

支援を必要とする人を早期に見出し、適切なサービスにつなげていく住民相互の見守り・支え合い活動を推進します。	福祉政策課
---	-------

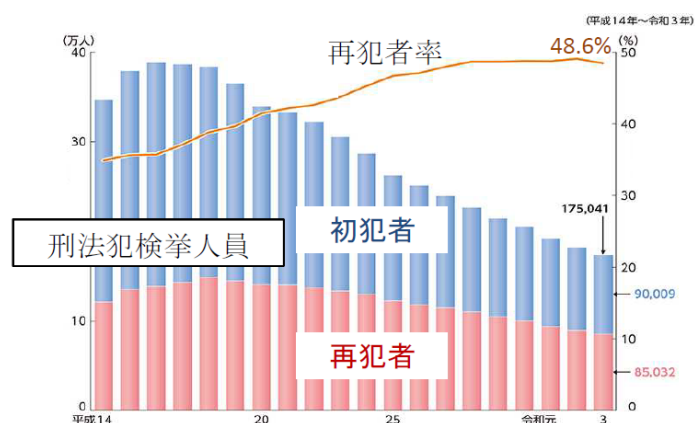
●社会福祉協議会の取り組み

地域住民、自治会、民生委員児童委員、地域見守り隊など、従来の地域福祉活動等の関係者や社会福祉法人に加えて、各種団体・企業との新たな関係団体と協力して見守り活動を展開し、気軽に相談ができる見守りネットワークの構築に努めます。

第5章 那覇市再犯防止推進計画

1. 再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



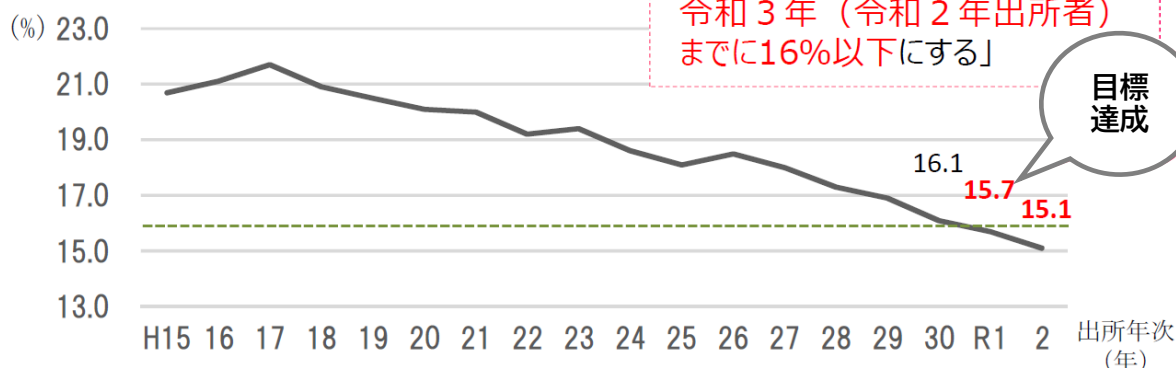
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月
「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月
「再犯防止推進計画」閣議決定
➤ 7つの重点課題について、
国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



資料：第二次再犯防止推進計画(概要)より

2. 再犯防止推進計画策定の法的根拠

那覇市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)と位置付けます。

再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

犯罪や非行をした人は、服役するなどした後、再び社会の一員となります。

犯罪や非行が繰り返されないようにするためには、犯罪や非行をした本人が、過ちを悔い改め自らの問題を解消する等、その立ち直りに向けた努力を続けるとともに、国がそのための指導監督を徹底して行うことが必要です。

それと同時に、地域社会においても、犯罪や非行を繰り返すという悪循環を断ち切り、立ち直ろうとする人を受け入れ、立ち直りに手を差し伸べるなど適切な支援が重要となります。

犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない、誰もが安全で安心して暮らすためには、犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることができる包摂的な地域社会の実現が求められます。

7つの重点課題(第二次再犯防止推進計画)

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

3. 再犯防止に関連する現状等

(1)統計データ(20 歳以上)

令和3年の刑法犯の総数は、全国で 159,692 人、そのうち初犯者が 79,883 人(50.0%)、再犯者が 79,809 人(50.0%)となっています。経年的に刑法犯の数は減少で推移しています。

令和 3 年の沖縄県の刑法犯総数は、2190 人、そのうち初犯者が 1,017 人(46.4%)、再犯者が 1,173 人(53.6%)となり、再犯者の割合が上回っています。

令和 3 年の那覇警察署(久米島町、渡嘉敷村等を含む)の刑法犯総数は、469 人、そのうち初犯者が 185 人(39.4%)、再犯者が 284 人(60.6%)となり、全国及び沖縄県よりも再犯者の割合が高くなっています。

全国と同様、沖縄県、那覇警察署の刑法犯の数は減少で推移しています。

■全国データ

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	187,702		182,124		172,197		164,678		159,692	
初犯者	92,674	49.4%	90,101	49.5%	85,245	49.5%	81,294	49.4%	79,883	50.0%
再犯者	95,028	50.6%	92,023	50.5%	86,952	50.5%	83,384	50.6%	79,809	50.0%
有職者	94,501	50.3%	93,707	51.5%	89,562	52.0%	86,144	52.3%	83,949	52.6%
無職者	87,961	46.9%	83,562	45.9%	78,192	45.4%	74,997	45.5%	72,486	45.4%
学生	5,240	2.8%	4,855	2.7%	4,443	2.6%	3,537	2.1%	3,257	2.0%

■沖縄県データ

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	2,725		2,494		2,521		2,313		2,190	
初犯者	1,226	45.0%	1,113	44.6%	1,213	48.1%	1,069	46.2%	1,017	46.4%
再犯者	1,499	55.0%	1,381	55.4%	1,308	51.9%	1,244	53.8%	1,173	53.6%
有職者	1,396	51.2%	1,274	51.1%	1,366	54.2%	1,211	52.4%	1,148	52.4%
無職者	1,294	47.5%	1,201	48.2%	1,130	44.8%	1,089	47.1%	1,019	46.5%
学生	35	1.3%	19	0.8%	25	1.0%	13	0.6%	23	1.1%

■那覇警察署(久米島町、渡嘉敷村等を含む)データ

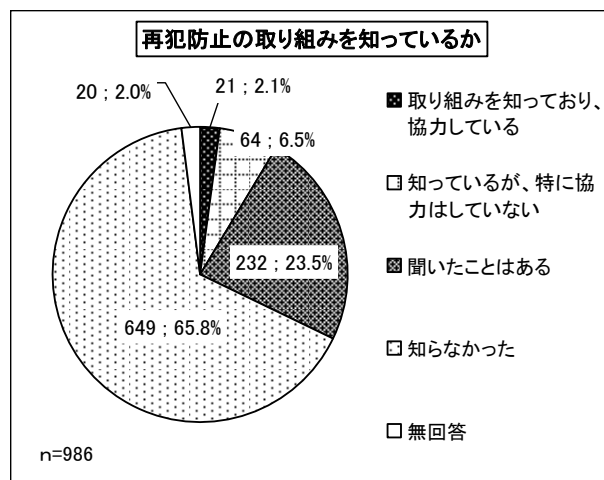
	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	838		729		638		492		469	
初犯者	322	38.4%	282	38.7%	283	44.4%	209	42.5%	185	39.4%
再犯者	516	61.6%	447	61.3%	355	55.6%	283	57.5%	284	60.6%
有職者	407	48.6%	323	44.3%	306	48.0%	238	48.4%	193	41.2%
無職者	414	49.4%	398	54.6%	322	50.5%	249	50.6%	272	58.0%
学生	17	2.0%	8	1.1%	10	1.6%	5	1.0%	4	0.9%

資料:法務省矯正局提供データを基に那覇市作成

(2) アンケートからみる再犯防止に関する市民意識

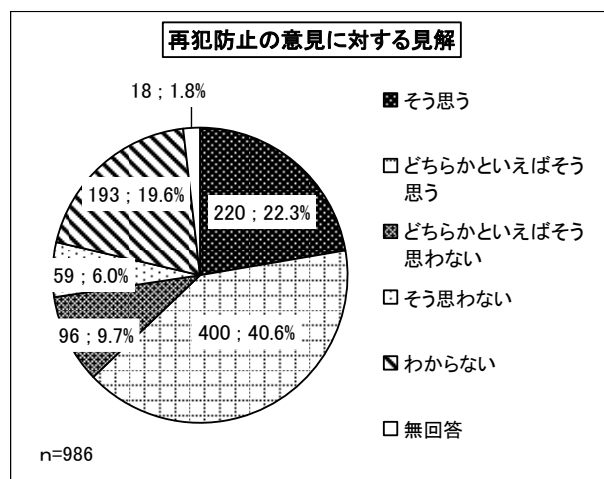
① 再犯防止について認知度

再犯防止の取り組みが進められていることを知っているかについて、「知らなかった」との回答が 65.8%で最も多く、「聞いたことはある」が 23.5%、「知っているが、特に協力はしていない」が 6.5%、「取り組みを知っており、協力している」との回答が 2.1%と認知度は低い状況です。



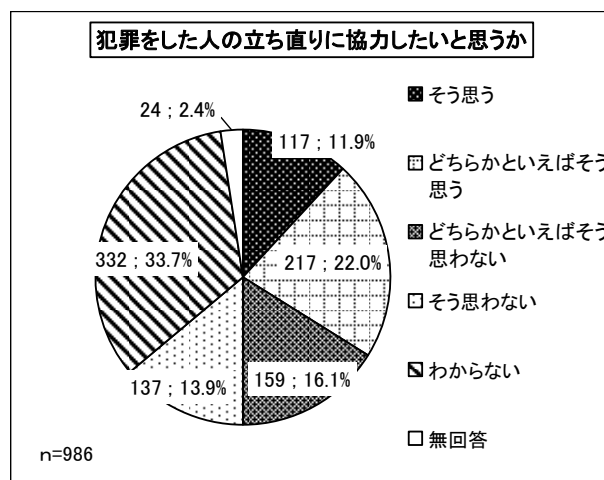
② 再犯防止の意見に対する見解

「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という意見について、「どちらかといえばそう思う」が 40.6%で最も多く、次いで「そう思う」の 22.3%、「わからない」の 19.6%、「どちらかといえばそう思わない」の 9.7%、「そう思わない」の 6.0%となっています。



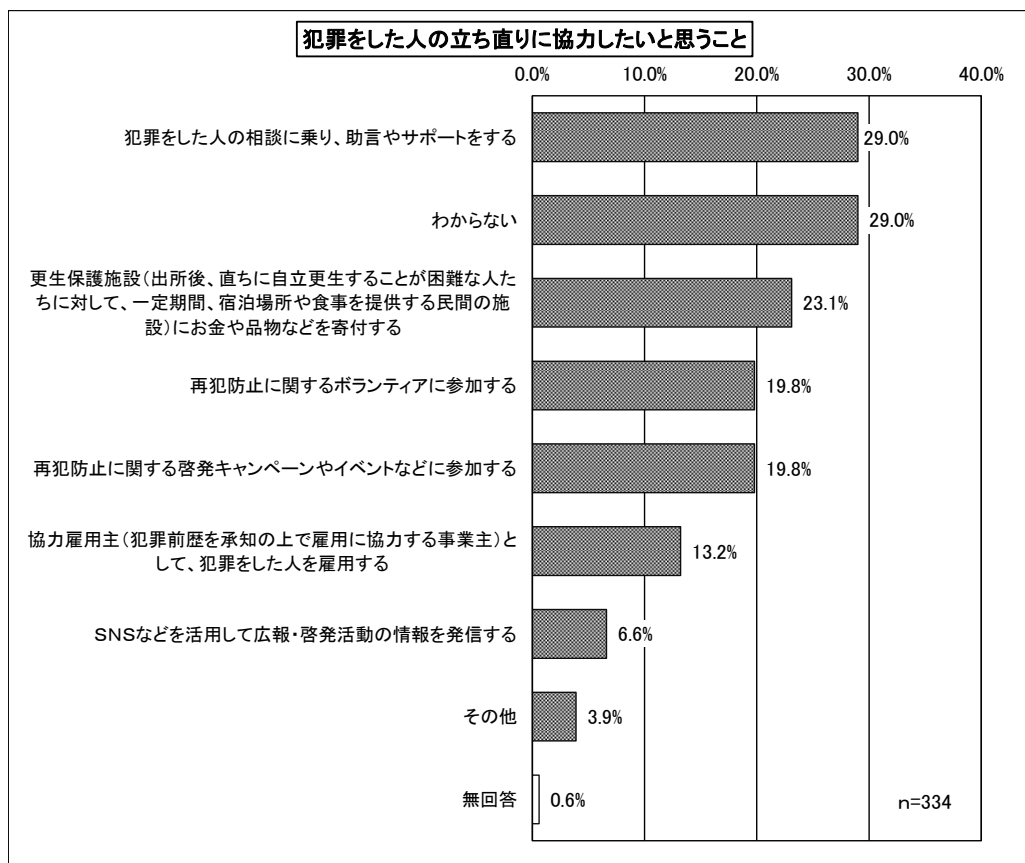
③ 犯罪をした人の立ち直りの協力

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかをみると、「わからない」が 33.7%で最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」の 22.0%、「どちらかといえばそう思わない」の 16.1%、「そう思わない」の 13.9%、「そう思う」の 11.9%となっています。



④立ち直りに協力したいと思うこと

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うことは、「犯罪をした人の相談に乗り、助言やサポートをする」及び「わからない」が同率の 29.0%、「更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する」が 23.1%で上位3項目となっています。



4. 具体的な取り組み

目標1 再犯防止に関する啓発

犯罪により刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)に収容された人も、非行により少年院に入院した少年も、やがて社会に戻ります。多くの人は事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。

行政、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者、地域住民等が力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会づくりを進めるため、生きづらさを抱える犯罪をした人等の更生について理解促進を図ります。

1-(1)「社会を明るくする運動」の理解促進

■市の取り組み

地域の保護司会や更生保護女性会等の民間協力者と協力して「社会を明るくする運動」を進めることで、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え再犯を防止することの大切さや、更生保護活動についての理解促進に努めます。	福祉政策課
--	-------

●社会福祉協議会の取り組み

●「社会を明るくする運動」への支援活動 共同募金の財源を活用した助成金の支出や関係機関への呼びかけなど運動への普及啓発に努めます。
--

1-(2)更生保護事業従事者の顕彰

■市の取り組み

更生保護事業の発展に長年貢献いただいた人を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。	福祉政策課
--	-------

●社会福祉協議会の取り組み

●「那覇市社会福祉大会」への顕彰案内 福祉関係者等社会福祉に貢献のあった方々の顕彰しその功績を大会を通じて関係団体に広く市民に知らしめることに努めます。

1-(3)学校等と連携した非行防止等の取り組み

■市の取り組み

児童生徒の「遊び・非行」による不登校等の問題行動への対策・対応として、本市では独自に「生徒サポーター」を各中学校に派遣し、相談、学習支援、体験活動等の生徒支援を行います。	学校教育課
保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の小中学校等で保護司による出前講座を行います。	福祉政策課

目標2 再犯防止に向けた各種支援

令和3年の刑法犯総数に占める再犯者の割合は、全国で 50.0%、那覇警察署(久米島町、渡嘉敷村等を含む)では 60.6%と高くなっています。

刑事施設や少年院から出てもその後の「仕事」や「住居」がないなどのために、再び犯罪や非行を繰り返すケースがあります。また犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も少なくありません。

必要とされる福祉的支援が届かないことが再犯に繋がるという指摘もあることから、再犯防止に向けた各種支援の充実に努めます。

2-(1)保護司の地域活動に対する支援

■市の取り組み

保護司会に対して負担金の交付、「社会を明るくする運動」への協力、保護司が活動や面接する場所の確保に向けた協力など、保護司の地域活動への支援を行います。	福祉政策課
自治体職員等に対する保護司の就任依頼、自治会やPTA 等と連携し保護司の安定確保を支援します。	福祉政策課
校区まちづくり協議会と那覇保護区保護司会との連携を密にすることで、保護司及び更生保護の重要性の周知を図るとともに、多様な分野との連携、地域活動の充実に努めます。	福祉政策課 まちづくり協働推進課

2-(2)対象者に応じた適切な支援の提供

■市の取り組み

包括的相談支援体制を通じて、犯罪歴の有無だけで他の対象者と区別せず、犯罪歴の有無等を対象者の重要な背景として把握した上で、対象者の年齢や性別、経歴、性格、発達上の課題等の特性に応じた適切な支援に努めます。	福祉政策課
--	-------

●社会福祉協議会の取り組み

●関係機関との連携した活動支援 必要に応じて沖縄県地域生活定着支援センターとも連携しながら対象者に対する支援活動に努めます。
--

2-(3)就労・住居の確保等を通じた自立支援

■市の取り組み

那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター等と連携し、生活や就職の問題を抱えている方に対する支援を行います。	保護管理課
社会復帰に向けた支援を行う「更生保護施設がじゅまる沖縄」へ、負担金を交付します。	福祉政策課
保護観察所、協力雇用主等と連携し、就労しやすい環境づくりに努めます。	福祉政策課

2-(4)薬物依存を有する人等への支援

■市の取り組み

住民一人ひとりの薬物乱用問題に対する認識を高めるため「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を支援します。	生活衛生課
薬物依存症等を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、問題の改善に取り組む自助グループ等に関する情報提供を行います。	地域保健課
喫煙や飲酒による健康への影響について理解の促進、専門家を講師に招いての「薬物乱用防止教室」や保健体育の授業での指導等により、児童生徒への注意喚起に努めます。	学校教育課

2-(5)民間協力者等への活動支援

■市の取り組み

保護司会、更生保護女性会等の地域で更生保護に関わる活動を行う団体や更生保護施設がじゅまる沖縄の活動内容の周知を図ります。	福祉政策課
--	-------

目標3 情報提供の充実

アンケート調査によると、再犯防止の取り組みが進められていることについて、「知らなかった」との回答が65.8%で最も多く、再犯防止に関する認知度は低い状況です。

「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」ことについて、賛成意見が62.9%と半数以上を占めています。

一方で、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかでは、「わからない」という意見が33.7%で最も多いことから、地域住民等に対する再犯防止の重要性等に関する周知、情報提供の充実を図り、再犯防止の推進に取り組めます。

■市の取り組み

安全で安心な明るい地域社会づくりのための再犯防止対策の重要性の周知、福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。	福祉政策課
--	-------

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

本計画の取り組みは多岐にわたり、計画の推進にあたっては、行政と市民や地域団体、事業者、関係機関等との協力、連携の強化が重要となります。

そのため、広報紙やホームページ、SNS 等を活用した情報提供、多様な地域活動の機会を通して本計画の周知に努めます。

2 行政内部及び社会福祉協議会等との連携強化

悩みを抱える人をみつけ、みまもり、適切な支援につないでいくためには、地域の多様な関係者とのネットワークづくりが求められます。

また、計画の推進にあたっては、行政内部の横断的連携を強化するとともに、地域福祉の推進の両輪である社会福祉協議会等との連携強化を図ります。

3 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、計画の実施状況に関する進捗確認を毎年実施し、必要に応じて取り組みの改善を行うことで、効果的な取り組みの展開を図ります。

資料編

(1)統計データ等からみる那覇市の概況.....	67
①人口・世帯数.....	67
②年齢区分別人口.....	68
③人口動態.....	68
④独居高齢者の推移.....	70
⑤ひとり親世帯の推移.....	70
⑥自治会加入率.....	71
⑦生活保護世帯数の推移.....	72
⑧就学援助利用率の推移.....	73
⑨成年後見制度等の利用状況.....	74
⑩障がい手帳所持者の状況.....	75
⑪民生委員・児童委員充足率.....	76
⑫自主防災組織の結成数.....	77
⑬避難所.....	78
⑭校区まちづくり協議会の状況.....	80
⑮地域学校連携施設のある学校.....	81
(2)アンケート結果の概要.....	82
(3)ワークショップの概要.....	94
(4)用語の解説.....	111

■参考資料

(1)統計データ等からみる那覇市の概況

①人口・世帯数

令和5年の那覇市全体の人口は 315,539 人で、人口推移をみると平成 29 年(323,309 人)をピークに増加で推移していましたが、平成 30 年から減少傾向にあります。

令和5年の地区別人口は、真和志地区が 102,403 人(32.8%)で最も多く、次いで本庁地区が 99,014 人(31.4%)、小禄地区 58,231 人(18.5%)、首里地区 55,891 人(17.7%)となっています。

地区別人口にみて、真和志地区と本庁地区は市全体と同様に平成 30 年から減少傾向にあります。小禄地区では平成 29 年から、首里地区では期間を通じて減少となっています。

総人口		単位:人							
行政区	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
那覇市全体	322,581	323,293	323,309	322,073	321,094	321,183	319,012	317,191	315,539
本庁地区	99,612	99,671	100,420	100,047	99,516	99,782	99,147	98,912	99,014
真和志地区	106,116	106,157	105,612	105,256	105,214	104,821	103,976	103,273	102,403
首里地区	57,599	57,536	57,351	57,155	57,110	57,095	56,880	56,452	55,891
小禄地区	59,254	59,929	59,926	59,615	59,254	59,485	59,009	58,554	58,231

※外国人含む

資料:那覇市人口統計(町丁字別人口表各年3月末)

令和5年の那覇市全体の世帯数は 157,970 世帯で、平成 27 年から一貫して増加しています。一世帯当たりの人員は 2.0 人と核家族化の傾向が伺えます。

令和5年の地区別の内訳は、本庁地区 53,349 世帯(33.8%)で最も多く、次いで真和志地区が 52,201 世帯(33.0%)、小禄地区 27,390 世帯(17.3%)、首里地区 25,030 世帯(15.8%)となっています。

世帯数は全ての地区で増加傾向にあります。

世帯数		単位:世帯							
行政区	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
那覇市全体	144,678	147,296	149,304	150,576	152,464	154,769	155,473	156,456	157,970
本庁地区	48,727	49,470	50,635	50,906	51,277	52,027	52,118	52,545	53,349
真和志地区	47,873	48,643	49,104	49,636	50,578	51,263	51,563	51,803	52,201
首里地区	23,218	23,533	23,673	23,965	24,272	24,601	24,817	24,897	25,030
小禄地区	24,860	25,650	25,892	26,069	26,337	26,878	26,975	27,211	27,390

※外国人含む

資料:那覇市人口統計(町丁字別人口表各年3月末)

②年齢区分別人口

令和5年の那覇市全体は、年少人口 44,772 人(14.2%)、生産年齢人口 193,697 人(61.4%)、老年人口 77,070 人(24.4%)となっています。

年齢区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少で推移しているのに対し、老年人口は一貫して増加しており、少子高齢化が進行しています。

令和5年の地区別の老年人口割合をみると、首里地区(28.6%)で高く、小禄地区(19.8%)で低くなっています。特に小禄地区は、年少人口(15.8%)と生産年齢人口(64.4%)も市全体よりも高く、若い年層が多い地区となっています。

年齢区分別人口

単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
那覇市全体	322,581	323,293	323,309	322,073	321,094	321,183	319,012	317,191	315,539
年少人口(0～14歳)	51,136	50,756	50,176	49,574	48,604	47,885	46,973	45,955	44,772
生産年齢人口(15～64歳)	207,117	205,687	204,075	201,429	199,537	198,854	196,355	194,530	193,697
老年人口(65歳以上)	64,328	66,850	69,058	71,070	72,953	74,444	75,684	76,706	77,070
本庁地区	99,612	99,671	100,420	100,047	99,516	99,782	99,147	98,912	99,014
年少人口(0～14歳)	14,934	14,856	14,686	14,556	14,251	14,039	13,885	13,688	13,387
生産年齢人口(15～64歳)	64,681	64,172	64,296	63,538	62,868	62,929	62,129	61,797	62,120
老年人口(65歳以上)	19,997	20,643	21,438	21,953	22,397	22,814	23,133	23,427	23,507
真和志地区	106,116	106,157	105,612	105,256	105,214	104,821	103,976	103,273	102,403
年少人口(0～14歳)	16,031	15,899	15,628	15,477	15,167	14,887	14,551	14,287	13,937
生産年齢人口(15～64歳)	68,309	67,617	66,699	65,707	65,325	64,678	63,739	62,991	62,412
老年人口(65歳以上)	21,776	22,641	23,285	24,072	24,722	25,256	25,686	25,995	26,054
首里地区	57,599	57,536	57,351	57,155	57,110	57,095	56,880	56,452	55,891
年少人口(0～14歳)	9,283	9,172	9,093	8,981	8,893	8,773	8,693	8,496	8,262
生産年齢人口(15～64歳)	34,734	34,255	33,774	33,299	32,959	32,774	32,479	32,084	31,669
老年人口(65歳以上)	13,582	14,109	14,484	14,875	15,258	15,548	15,708	15,872	15,960
小禄地区	59,254	59,929	59,926	59,615	59,254	59,485	59,009	58,554	58,231
年少人口(0～14歳)	10,888	10,829	10,769	10,560	10,293	10,186	9,844	9,484	9,186
生産年齢人口(15～64歳)	39,393	39,643	39,306	38,885	38,385	38,473	38,008	37,658	37,496
老年人口(65歳以上)	8,973	9,457	9,851	10,170	10,576	10,826	11,157	11,412	11,549

※外国人も含む

資料:那覇市人口統計(年齢層別人口表各年3月末)

③人口動態

令和4年度的那覇市全体の人口動態は、自然動態で 1,212 人の減少、社会動態で 440 人の減少、自然減が上回っています。

自然動態の推移をみると、令和元年度から減少となっています。社会動態では、令和元年度を除いて減少となっています。令和2年度からは、自然動態と社会動態ともにマイナスとなっています。

人口動態

人口動態	平成28年度(H28年4月～H29年3月)						平成29年度(H29年4月～H30年3月)						平成30年度(H30年4月～H31年3月)						令和元年度(H31年4月～R2年3月)					
	自然動態			社会動態			自然動態			社会動態			自然動態			社会動態			自然動態			社会動態		
	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加
那覇市全体	3,200	2,654	546	16,904	17,434	-530	3,070	2,748	322	15,875	17,433	-1,558	2,875	2,642	233	16,848	18,060	-1,212	2,846	2,861	-15	17,530	17,427	103
	903	876	27	6,726	6,225	501	848	867	-19	6,260	6,157	103	845	895	-50	6,434	6,475	-41	848	895	-47	6,613	6,289	324
	1,101	895	206	4,451	4,927	-476	1,077	961	116	4,203	4,813	-610	980	910	70	4,682	4,949	-267	989	990	-1	4,773	4,999	-226
	首里地区	467	525	-58	2,128	2,296	-168	469	541	-72	1,946	2,337	-391	460	493	-33	2,094	2,382	-288	405	551	-146	2,250	2,192
小嶺地区	729	358	371	3,599	3,986	-387	676	379	297	3,466	4,126	-660	590	344	246	3,638	4,254	-616	604	425	179	3,894	3,947	-53

人口動態 つづき

単位:人

	令和2年度(R2年4月～R3年3月)					令和3年度(R3年4月～R4年3月)					令和4年度(R4年4月～R5年3月)				
	自然動態		社会動態			自然動態		社会動態			自然動態		社会動態		
	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	出生	死亡	自然増加
那覇市全体	2,791	2,901	-110	15,487	17,548	-2,061	2,592	3,036	-444	15,140	16,517	-1,377	2,401	3,613	-1,212
本庁地区	819	910	-91	5,830	6,407	-577	794	971	-177	5,611	5,760	-149	727	1,099	-372
真和志地区	955	1,055	-100	4,275	4,852	-577	885	1,091	-206	4,213	4,681	-468	831	1,301	-470
首里地区	449	550	-101	1,935	2,160	-225	389	571	-182	1,911	2,187	-276	344	708	-364
小嶺地区	568	386	182	3,447	4,129	-682	524	403	121	3,405	3,889	-484	499	505	-6

資料:住民基本台帳

※外国人も含む

④独居高齢者の推移

令和4年度の総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は 36.7%(57,893 世帯)となっています。また、高齢者のいる世帯の中では、単身世帯割合が 17.6%と最も高くなっています。

高齢者の単身世帯は、平成 27 年度の 18,911 世帯から令和4年度の 27,828 世帯となり、8,917 世帯、47.2%の増加となっています。

独居高齢者

単位:人、世帯

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総世帯数	145,706	147,895	150,201	151,836	153,965	155,439	156,342	157,915
高 齢 者 の い る 世 帯								
単身世帯(一人暮らし)	18,911	20,181	22,272	23,374	24,668	25,757	26,904	27,828
施設入所者を除く	18,140	19,410	21,451	22,546	23,874	25,377	26,584	27,585
高齢者世帯	9,882	10,338	10,787	11,375	11,842	12,029	12,315	12,553
施設入所者を除く	9,873	10,329	10,774	11,363	11,829	12,027	12,314	12,553
その他の世帯	19,227	19,168	19,125	19,055	18,691	18,464	17,997	17,512
施設入所者を除く	19,227	19,168	19,125	19,055	18,682	18,459	17,994	17,510
高齢者のいる世帯総数	48,020	49,687	52,184	53,804	55,201	56,250	57,216	57,893
施設入所者を除く	47,240	48,907	51,350	52,964	54,385	55,863	56,892	57,648

※外国人世帯を含む

資料:高齢者人口等調べ

⑤ひとり親世帯の推移

令和4年度の総世帯数に占めるひとり親世帯等(養育者世帯含む)の割合は 2.7%(4,239 世帯)となっています。

ひとり親世帯等(養育者世帯含む)の 92.4%が母子世帯となっています。

平成 27 年度以降、ひとり親世帯等(養育者世帯含む)は減少で推移しています。

ひとり親世帯数(児童扶養手当受給世帯数)

単位:世帯

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総世帯数	144,678	147,296	149,304	150,576	152,464	154,769	155,473	156,456
ひとり親世帯計	5,204	5,120	5,022	4,706	4,540	4,461	4,406	4,239
母子世帯	4,732	4,655	4,578	4,304	4,158	4,094	4,040	3,916
父子世帯	416	404	377	343	314	313	307	280
養育者世帯	56	61	67	59	68	54	59	43

資料:第61福祉行政報告例より(各年度末現在)

⑥自治会加入率

現在の自治会の状況(令和5年4月末時点)は、市全体で150自治会があり、自治会加入率は14.9%となっています。行政区ごとの自治会加入率をみると、最も高い首里地区(27.3%)、最も低い真和志地区(10.5%)では、2倍以上の差がみられます。

自治会加入率は、一貫して低下を続けており、自治会数も減少傾向にあります。

行政区別自治会加入率(令和5年4月末現在)

	住民登録 世帯数	自治会 加入世帯数	自治会数	1自治会あたり 平均加入世帯数	加入率
那覇市全体	158,455	23,554	150	157	14.9%
本庁地区	53,570	6,586	47	140	12.3%
真和志地区	52,364	5,486	43	128	10.5%
首里地区	25,075	6,836	39	175	27.3%
小禄地区	27,446	4,646	21	221	16.9%

※活動休止中の自治会は含ない

資料: 那覇市提供資料

自治会加入率

	住民登録 世帯数	自治会 加入世帯数	自治会数	1自治会あたり 平均加入世帯数	加入率
平成27年	145,446	27,702	157	176	19.0%
平成28年	147,909	27,419	158	174	18.5%
平成29年	149,723	25,857	158	164	17.3%
平成30年	151,168	25,228	155	163	16.7%
平成31年	153,141	25,129	155	162	16.4%
令和2年	155,356	24,781	151	164	16.0%
令和3年	155,806	24,199	150	161	15.5%
令和4年	157,212	23,963	151	159	15.2%
令和5年	158,455	23,554	150	157	14.9%

資料: 那覇市提供資料

⑦生活保護世帯数の推移

令和4年の市全体の生活保護世帯数等の状況は、被保護世帯が 10,650 件、被保護世帯人員 13,328 人で、保護率は 41.99%となっています。また、平成 27 年から一貫して増加しています。

行政区別の保護率をみると、真和志地区が 47.52%と市全体よりも高く、小禄地区(22.13%)と首里地区(21.89%)は市全体に比べて低くなっています。

生活保護世帯数及び世帯率

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
那覇市全体	人口(人)	323,178	323,782	323,032	322,400	321,626	320,920	318,674	317,406
	被保護世帯(件)	8,958	9,311	9,516	9,723	9,958	10,109	10,291	10,650
	被保護世帯人員(人)	12,245	12,368	12,477	12,632	12,784	12,897	12,917	13,328
	保護率(%)	37.89	38.20	38.62	39.18	39.75	40.19	40.53	41.99
本庁地区	管内人口(人)	99,739	100,250	100,483	100,030	99,832	100,025	99,165	99,491
	被保護世帯(件)	3,291	3,319	3,326	3,332	3,290	3,114	3,102	3,150
	被保護世帯人員(人)	4,490	4,411	4,361	4,297	4,249	4,054	3,984	3,990
	保護率(%)	45.02	44.00	43.40	42.96	42.56	40.53	40.18	40.10
真和志地区	管内人口(人)	106,250	106,126	105,454	105,402	105,146	104,458	103,814	103,343
	被保護世帯(件)	3,472	3,735	3,919	4,051	3,919	3,626	3,683	3,894
	被保護世帯人員(人)	4,740	4,897	5,079	5,225	5,030	4,748	4,753	4,911
	保護率(%)	44.61	46.14	48.16	49.57	47.84	45.45	45.78	47.52
首里地区	管内人口(人)	57,677	57,373	57,251	57,232	57,092	57,084	56,643	56,145
	被保護世帯(件)	886	896	957	1,004	954	838	856	908
	被保護世帯人員(人)	1,275	1,269	1,325	1,380	1,306	1,175	1,170	1,229
	保護率(%)	22.11	22.12	23.14	24.11	22.88	20.58	20.66	21.89
小禄地区	管内人口(人)	59,512	60,033	59,844	59,736	59,556	59,353	59,052	58,427
	被保護世帯(件)	999	1,037	1,043	1,081	1,080	926	892	943
	被保護世帯人員(人)	1,425	1,463	1,439	1,472	1,475	1,298	1,239	1,293
	保護率(%)	23.94	24.37	24.05	24.64	24.77	21.87	20.98	22.13

※被保護世帯数と被保護世帯人員は、病院・施設等が含まれているため総数は一致しない

資料：那覇市提供資料(各年8月末)

⑧就学援助利用率の推移

小学校における就学援助利用率をみると、令和4年度は 21.9%(4,166 人)となっており、平成 30 年度の 24.3%をピークに令和元年度から減少となっています。

中学校における就学援助利用率をみると、令和4年度は 27.5%(2,379 人)となっており、平成 29 年度(30.1%)から 1.6 ポイントの減少となっています。

就学援助利用率(小学校)

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童数	19,935	19,869	19,779	19,641	19,641	19,272	19,002
要保護	428	405	368	347	349	314	274
準要保護	4,387	4,412	4,429	4,291	4,256	4,094	3,892
就学援助利用人数計	4,815	4,817	4,797	4,638	4,605	4,408	4,166
就学援助利用率	24.2%	24.2%	24.3%	23.6%	23.4%	22.9%	21.9%
申請者数	5,470	5,788	5,754	5,685	5,627	5,257	5,029
申請率	27.4%	29.1%	29.1%	28.9%	28.6%	27.3%	26.5%

資料: 令和5年度那覇市の教育(平成30年度～令和4年度)
平成30年度那覇市の教育(平成28年度～平成29年度)

就学援助利用率(中学校)

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生徒数	9,141	9,029	8,872	8,828	8,693	8,650	8,662
要保護	245	259	240	240	231	221	194
準要保護	2,502	2,463	2,417	2,347	2,205	2,250	2,185
就学援助利用人数計	2,747	2,722	2,657	2,587	2,436	2,471	2,379
就学援助利用率	30.1%	30.1%	29.9%	29.3%	28.0%	28.6%	27.5%
申請者数	3,098	3,192	3,149	3,067	2,919	2,886	2,860
申請率	33.9%	35.4%	35.5%	34.7%	33.6%	33.4%	33.0%

資料: 令和5年度那覇市の教育(平成30年度～令和4年度)
平成30年度那覇市の教育(平成28年度～平成29年度)

⑨成年後見制度等の利用状況

成年後見制度の市長申立件数は、令和5年にチャーがんじゅう課で17件、障がい福祉課で3件、合計で20件となっており、報酬助成件数はチャーがんじゅう課で39件、障がい福祉課で17件、合計で56件となっています。

令和5年7月末の利用件数は、日常生活自立支援事業が91件、生活保護世帯金銭管理事業が94件となっており、両事業とも経年的に90件前後で推移しています。

令和5年7月末の法人成年後見等の受任件数は15件、経年的に10件前後で推移しています。

成年後見制度の利用状況

チャーがんじゅう課

単位: 件

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
市長申立件数	3	7	2	5	17
報酬助成件数	22	27	34	30	38

障がい福祉課

単位: 件

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
市長申立件数	1	0	3	4	3
報酬助成件数	11	18	13	19	17

日常生活自立支援事業

単位: 件

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年7月末
認知症	13	13	18	17	16	17
知的	38	39	38	38	40	41
精神	26	25	23	27	27	28
その他	5	4	5	5	6	5
利用者数(計)	82	81	84	87	89	91
専門員数	3	3	3	3	3	3

生活保護世帯金銭管理事業

単位: 件

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年7月末
認知症	33	29	23	21	21	21
知的	7	6	11	11	13	12
精神	37	35	45	46	46	47
その他	23	20	15	15	15	14
利用者数(計)	100	90	94	93	95	94
専門員数	3	3	3	3	3	3

法人成年後見等受任件数

単位: 件

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年7月末
受任件数	11	9	13	13	14	15

⑩障がい手帳所持者の状況

令和4年度の身体障害者手帳の所持者数は13,258人、そのうち1級が最も高く33.3%、障がい種別では内部障害が最も多く5,985人となっています。

療育手帳の交付数は、令和4年度に3479件、そのうちB2が最も高く39.9%となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付数は、令和4年度に7,159件、そのうち2級が最も高く61.8%となっています。

身体障害者手帳の所持者が減少で推移するのに対し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は増加で推移しています。

身体障害者手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	4,577 (31.9%)	4,540 (32.5%)	4,541 (32.9%)	4,510 (33.1%)	4,419 (33.3%)
2級	2,235 (15.6%)	2,190 (15.7%)	2,159 (15.6%)	2,127 (15.6%)	2,048 (15.4%)
3級	2,907 (20.3%)	2,706 (19.4%)	2,595 (18.8%)	2,522 (18.5%)	2,430 (18.3%)
4級	3,368 (23.5%)	3,238 (23.2%)	3,200 (23.2%)	3,141 (23.1%)	3,054 (23.0%)
5級	478 (3.3%)	488 (3.5%)	499 (3.6%)	499 (3.7%)	493 (3.7%)
6級	786 (5.5%)	821 (5.9%)	825 (6.0%)	827 (6.1%)	814 (6.1%)
計	14,351 (100.0%)	13,983 (100.0%)	13,819 (100.0%)	13,626 (100.0%)	13,258 (100.0%)

身体障害(児)者手帳(等級別・障がい別)交付状況(令和5年3月31日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	300	228	30	47	68	18	691
聴覚・平衡	50	267	143	407	7	520	1,394
音声・言語	9	6	70	51	0	0	136
肢体不自由	1,366	1,420	727	845	418	276	5,052
内 部	2,694	127	1,460	1,704	0	0	5,985
合計	4,419	2,048	2,430	3,054	493	814	13,258

療育手帳(程度別)交付状況《各年3月31日現在》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	298 (9.7%)	324 (10.1%)	345 (10.4%)	370 (10.9%)	399 (11.5%)
A2	659 (21.3%)	700 (21.8%)	726 (21.8%)	748 (22.1%)	777 (22.3%)
B1	875 (28.3%)	888 (27.7%)	914 (27.5%)	908 (26.8%)	915 (26.3%)
B2	1,256 (40.7%)	1,295 (40.4%)	1,341 (40.3%)	1,365 (40.3%)	1,388 (39.9%)
合計	3,088 (100.0%)	3,207 (100.0%)	3,326 (100.0%)	3,391 (100.0%)	3,479 (100.0%)

精神障害者保健福祉手帳(等級別)交付状況《各年3月31日現在》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,181 (20.6%)	1,221 (20.5%)	1,256 (20.9%)	1,299 (19.6%)	1,324 (18.5%)
2級	3,531 (61.6%)	3,669 (61.7%)	3,680 (61.3%)	4,109 (62.0%)	4,421 (61.8%)
3級	1,016 (17.7%)	1,053 (17.7%)	1,067 (17.8%)	1,215 (18.3%)	1,414 (19.8%)
合計	5,728 (100.0%)	5,943 (100.0%)	6,003 (100.0%)	6,623 (100.0%)	7,159 (100.0%)

⑪民生委員・児童委員充足率

令和5年の民生委員・児童委員は定数 502 人に対して、現員数は 345 人、充足率は 68.7%(157 人欠員)となっています。

欠員の状況(157 人の内訳)を行政区別でみると、真和志地区が 58 人で最も多く、次いで首里地区 41 人、本庁地区 37 人、小禄地区 21 人となっています。

民生委員児童委員充足率

単位:名

		令和3年					令和4年					令和5年				
		定数	現員数	男性	女性	欠員数	定数	現員数	男性	女性	欠員数	定数	現員数	男性	女性	欠員数
那覇市全体		459	359	84	275	100	502	355	88	267	147	502	345	91	254	157
那覇地区	那覇第一民児協	33	23	3	20	10	27	13	4	9	14	27	16	4	12	11
	那覇第二民児協	32	28	8	20	4	33	30	9	21	3	33	33	9	24	0
	那覇第三民児協	28	26	7	19	2	36	26	2	24	10	36	29	2	27	7
	那覇第四民児協	34	27	7	20	7	31	25	9	16	6	31	25	10	15	6
	那覇第五民児協	21	16	4	12	5	24	11	3	8	13	24	13	4	9	11
	那覇第六民児協	-	-	-	-	-	28	27	5	22	1	28	26	7	19	2
真和志地区	真和志第一民児協	29	23	1	22	6	25	14	2	12	11	25	15	1	14	10
	真和志第二民児協	30	21	6	15	9	30	17	3	14	13	30	17	4	13	13
	真和志第三民児協	31	23	7	16	8	25	21	8	13	4	25	15	3	12	10
	真和志第四民児協	29	25	4	21	4	29	22	4	18	7	29	15	5	10	14
	真和志第五民児協	30	25	5	20	5	17	10	3	7	7	17	11	4	7	6
	真和志第六民児協	-	-	-	-	-	30	22	3	19	8	30	25	4	21	5
首里地区	首里第一民児協	22	18	6	12	4	24	14	5	9	10	24	18	9	9	6
	首里第二民児協	30	20	4	16	10	27	20	5	15	7	27	10	3	7	17
	首里第三民児協	28	16	3	13	12	28	18	3	15	10	28	10	2	8	18
小禄地区	小禄第一民児協	27	22	8	14	5	29	23	8	15	6	29	26	7	19	3
	小禄第二民児協	28	23	6	17	5	31	21	6	15	10	31	20	6	14	11
	小禄第三民児協	27	23	5	18	4	28	21	6	15	7	28	21	7	14	7

主任児童委員充足率

単位:名

		令和3年					令和4年					令和5年				
		定数	現員数	男性	女性	欠員数	定数	現員数	男性	女性	欠員数	定数	現員数	男性	女性	欠員数
那覇市全体		32	24	5	19	8	36	25	4	21	11	36	25	4	21	11
那覇地区	那覇第一民児協	2	2	1	1	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	那覇第二民児協	2	1	1	0	1	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	那覇第三民児協	2	2	0	2	0	2	1	1	0	1	2	1	0	1	1
	那覇第四民児協	2	1	0	1	1	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	那覇第五民児協	2	1	0	1	1	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2
	那覇第六民児協	-	-	-	-	-	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
真和志地区	真和志第一民児協	2	2	0	2	0	2	1	0	1	1	2	1	0	1	1
	真和志第二民児協	2	2	0	2	0	2	0	0	0	2	2	1	0	1	1
	真和志第三民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
	真和志第四民児協	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
	真和志第五民児協	2	2	0	2	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0
	真和志第六民児協	-	-	-	-	-	2	2	0	2	0	2	2	0	2	0
首里地区	首里第一民児協	2	1	1	0	1	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
	首里第二民児協	2	1	0	1	1	2	1	0	1	1	2	0	0	0	2
	首里第三民児協	2	1	0	1	1	2	1	0	1	1	2	0	0	0	2
小禄地区	小禄第一民児協	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0	2	2	1	1	0
	小禄第二民児協	2	1	0	1	1	3	1	0	1	2	3	1	0	1	2
	小禄第三民児協	2	1	0	1	1	2	1	0	1	1	2	2	1	1	0

資料:那覇市提供資料(令和3年および令和4年は4月1日時点、令和5年は6月1日時点)

※令和4年度に圏域再編を行い、那覇第6民児協及び真和志第6民児協の新規設立と定数の変更を行っています。

⑫自主防災組織の結成数

令和4年度の自主防災組織数は 87 組(18,961 世帯)となっており、平成 28 年度の 60 組(13,904 世帯)から結成数が増加しています。

自主防災会組織率及び結成数

	加入組織数(世帯数)	合計組織数(世帯数)	組織率
平成28年度	15組(1,245世帯)	60組(13,904世帯)	9.3%
平成29年度	15組(2,702世帯)	75組(16,606世帯)	11.0%
平成30年度	3組(554世帯)	78組(17,160世帯)	11.2%
平成31年度	5組(1,222世帯)	83組(18,382世帯)	11.8%
令和2年度	3組(436世帯)	86組(18,818世帯)	12.1%
令和3年度	1組(143世帯)	87組(18,961世帯)	12.1%
令和4年度	0組(0世帯)	87組(18,961世帯)	12.0%

自主防災会組織の役員数および世帯数(令和4年度) 単位:人、件

	役員数	世帯数
那覇市全体	1,130	18,961
本庁地区	384	6,235
真和志地区	343	4,488
首里地区	241	4,808
小禄地区	162	3,430

⑬避難所

ア. 指定避難所

地区	通し 番号	施設名	所在地	地震	津波	洪水	高潮	土砂	指定緊急避難 場所を兼ねる
本庁	1	曙小学校	曙2-18-1	○	×	×	×	○	○
	2	安謝小学校	安謝2-15-28	○	○	○	○	○	○
	3	那覇国際高校（体育館）	天久1-29-1	○	○	○	○	○	
	4	天久小学校	天久1-4-1	○	○	○	○	○	○
	5	天久みらいこども園	天久1-4-1	○	○	○	○	○	
	6	開南小学校	泉崎1-1-6	○	○	○	○	○	○
	7	開南こども園	泉崎1-1-5	○	○	○	○	○	
	8	鏡原中学校	鏡原町36-1	○	×	×	×	○	○
	9	上山中学校	久米1-3-1	○	○	○	○	○	○
	10	天妃小学校	久米1-3-2	○	○	○	○	○	○
	11	城岳小学校	楚辺2-1-1	○	○	○	○	○	○
	12	城岳こども園	楚辺2-1-1	○	○	○	○	○	
	13	泊小学校	泊2-23-9	○	○	○	○	○	○
	14	泊こども園	泊2-23-9	○	○	○	○	○	
	15	神原小学校	樋川2-7-1	○	○	○	○	○	○
	16	神原こども園	樋川2-7-1	○	○	○	○	○	
	17	神原中学校	樋川2-8-1	○	○	○	○	○	○
	18	那覇小学校	前島1-7-1	○	×	×	×	○	○
	19	壺屋小学校	牧志3-14-12	○	○	○	○	○	○
	20	那覇高校（体育館）	松尾1-21-44	○	○	○	○	○	
	21	那覇商業高校（体育館）	松山1-16-1	○	○	○	○	○	
	22	那覇中学校	松山2-24-1	○	×	×	×	○	○
	23	なは市民協働プラザ	銘苅2-3-1	○	○	○	○	○	
	24	銘苅小学校	銘苅2-3-20	○	○	○	○	○	○
	25	那覇市IT創造館	銘苅2-3-6	○	○	○	○	○	
	26	安岡中学校	銘苅3-10-26	○	○	○	○	○	○
	27	若狭小学校	若狭2-16-1	○	×	×	×	○	○
真和志	28	尚学学園（体育館）	字国場747	○	○	○	○	○	
	29	古蔵小学校	古波蔵1-33-1	○	○	○	○	○	○
	30	古蔵こども園	古波蔵1-33-2	○	○	○	○	○	
	31	古蔵中学校	古波蔵4-8-1	○	×	×	×	○	○
	32	識名小学校	識名2-2-1	○	○	○	○	○	○
	33	大道小学校	字大道146-1	○	○	×	○	○	○
	34	大道みらいこども園	字大道146-1	○	○	×	○	○	
	35	真和志中学校	字大道158	○	○	×	○	○	○
	36	仲井真小学校	字仲井真173	○	×	×	×	○	○
	37	仲井真中学校	字仲井真189	○	×	×	×	○	○
	38	寄宮中学校	長田1-13-65	○	○	○	○	○	○
	39	上間小学校	長田2-11-60	○	○	○	○	×	○
	40	松城中学校	繁多川3-15-1	○	○	○	○	×	○
	41	石田中学校	繁多川5-17-1	○	○	○	○	○	○
	42	興南学園（体育館）	古島1-7-1	○	○	○	○	○	
	43	松島中学校	古島2-11-2	○	○	○	○	○	○
	44	松島小学校	古島2-30-12	○	○	○	○	○	○
	45	松島こども園	古島2-30-12	○	○	○	○	○	
	46	真和志高校（体育館）	字真地248	○	○	○	○	○	
	47	真地小学校	字真地313	○	○	○	○	×	○
	48	真嘉比小学校	真嘉比1-17-1	○	○	○	○	○	○
	49	真嘉比こども園	真嘉比1-18-1	○	○	○	○	○	
	50	松川小学校	松川1-7-1	○	○	○	○	○	○
	51	松川こども園	松川1-7-1	○	○	○	○	○	
	52	沖縄工業高校（体育館）	松川3-20-1	○	○	○	○	○	
	53	与儀小学校	与儀1-1-1	○	○	○	○	○	○
	54	与儀こども園	与儀1-1-1	○	○	○	○	○	
	55	看護大学（体育館）	与儀1-24-1	○	○	○	○	○	
	56	真和志小学校	寄宮3-1-1	○	○	○	○	○	○
首里	57	城北中学校	首里石嶺町1-112	○	○	○	○	○	○
	58	城北小学校	首里石嶺町1-162	○	○	○	○	○	○
	59	城北こども園	首里石嶺町1-162	○	○	○	○	○	
	60	石嶺中学校	首里石嶺町2-109	○	○	○	○	○	○
	61	石嶺公民館	首里石嶺町2-70-9	○	○	○	○	○	
	62	城東小学校	首里石嶺町2-74-1	○	○	○	○	○	○
	63	石嶺小学校	首里石嶺町4-360-8	○	○	○	○	○	○
	64	大名小学校	首里大名町1-49	○	○	○	○	○	○
	65	大名こども園	首里大名町1-49	○	○	○	○	○	

地区	通し 番号	施設名	所在地	地震	津波	洪水	高潮	土砂	指定緊急避難 場所を兼ねる
首里	66	城南小学校	首里崎山町4-35-2	○	○	○	○	×	○
	67	首里中学校	首里汀良町2-55	○	○	○	○	○	○
	68	沖縄県立芸術大学（体育館）	首里当蔵町1-4	○	○	○	○	○	
	69	首里公民館	首里当蔵町2-8-2	○	○	○	○	○	
	70	城西小学校	首里真和志町1-5	○	○	○	○	○	○
小禄	71	さつき小学校	宇栄原1-12-1	○	○	○	○	○	○
	72	小禄中学校	宇栄原2-23-1	○	○	○	○	×	○
	73	宇栄原小学校	字小禄1066	○	○	○	○	○	○
	74	小禄小学校	字小禄1150	○	○	○	○	○	○
	75	小禄南小学校	小禄4-14-1	○	○	○	○	○	○
	76	小禄南こども園	小禄4-14-1	○	○	○	○	○	
	77	那覇西高校（体育館）	金城3-5-1	○	○	○	○	○	
	78	金城小学校	金城4-3-1	○	○	○	○	○	○
	79	金城中学校	金城4-4-1	○	○	○	○	○	○
	80	高良小学校	高良2-12-1	○	○	○	○	○	○
	81	高良こども園	高良2-12-1	○	○	○	○	○	
	82	小禄南公民館	高良2-7-1	○	○	○	○	○	
	83	垣花小学校	山下町17-1	○	○	○	○	○	○

イ. 自主避難所

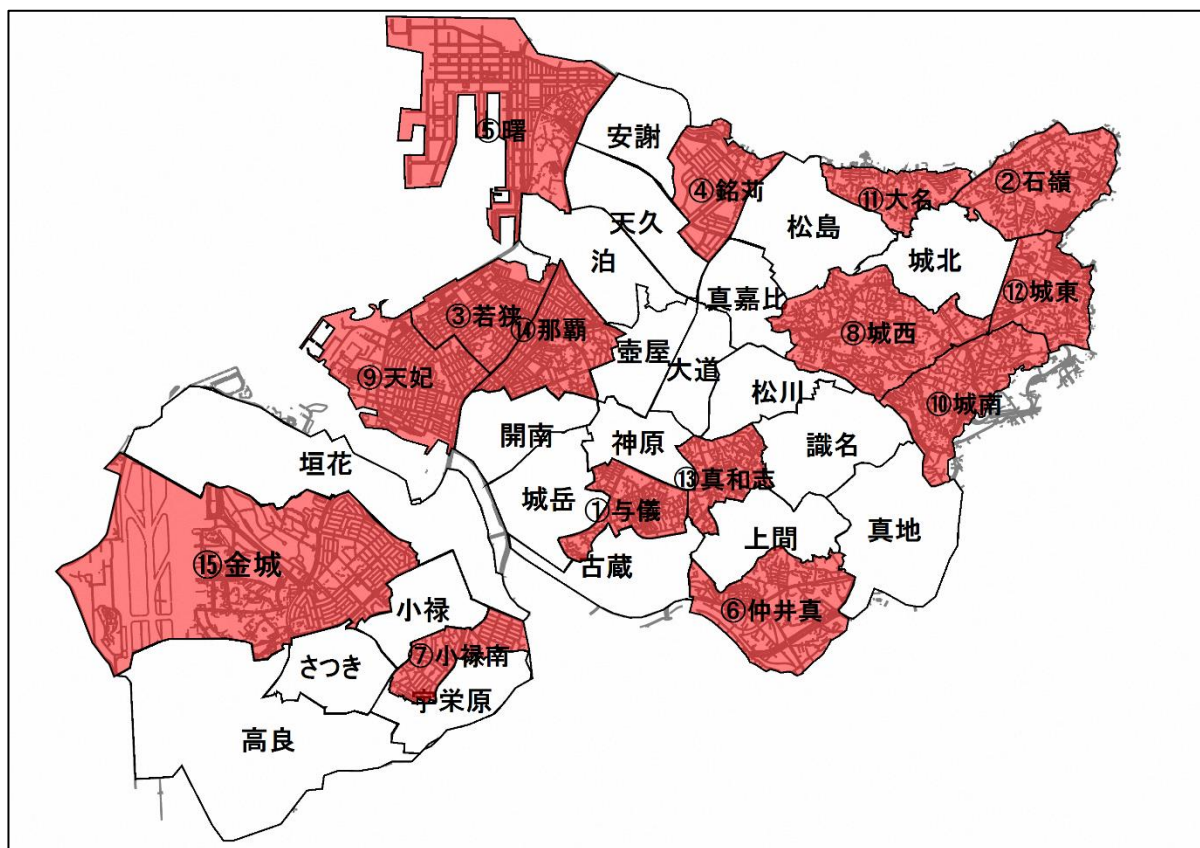
施設名	所在地	ペットの 受入れ	電 話	F A X	備 考
中央公民館	寄宮1-2-15	×	917-3442	835-4707	2階ホール
小禄南公民館	高良2-7-1	×	917-3444 (停電時858-0213)	858-0220	和室10畳×3
首里公民館	首里当蔵町2-8-2	×	917-3445 (停電時885-2061)	885-2063	和室40畳×1
石嶺公民館	首里石嶺2-70-9	×	917-3447 (停電時835-5078)	835-5102	和室12畳×1
若狭公民館	若狭2-12-1	×	917-3446 (停電時869-8623)	869-8624	和室12畳×2
繁多川公民館	繁多川4-1-38	×	917-3448	835-4903	和室12畳×2
那覇市役所 本庁舎	泉崎1-1-1	○	861-1102	862-0614	1階市民会議室 及び2階休憩室
那覇市津波 避難ビル	松山2-22-1	×	868-2035 (停電時868-2035)	868-2033	3階レクリエー ションルーム等
なは市民協働 プラザ	銘苅2-3-1	×	861-5024	861-5029	1階学習室 2階会議室

⑭校区まちづくり協議会の状況

校区まちづくり協議会は、令和5年10月末時点で15か所の協議会が設立されています。

●校区まちづくり協議会とは

校区まちづくり協議会は、各小学校校区を区域とし、校区内で活動する自治会を基盤に、PT(C)A及び地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重しあい、緩やかに連携・協力しあいながら、地域が対応できる課題などを協働により、解決を図っていくことを目的とした組織です。



⑮地域学校連携施設のある学校

地域学校連携施設のある学校は、令和5年5月1日現在)で32校となっています。

●地域学校連携施設とは

地域・学校連携施設(生涯学習館、クラブハウス、ミーティングルーム)は、学校施設を地域の皆さんの学習・文化活動や交流の場として開放するもので、生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的としています。

(令和5年5月1日現在)

学校名	所在地	連絡先 (記載ないところは学校)	開放時間		面積 (㎡)	和室
			平日	学校休業日		
城 東 小	首里石嶺町 2-74-1	917-3302	学校長との調整		248	あり
城 南 小	首里崎山町 4-35-2	917-3305	学校長との調整		250	あり
泊 小	泊 2-23-9	864-0009 (泊クラブ)	学校長との調整		150	あり
大 道 小	字大道 146-1	917-3308	学校長との調整		130	あり
松 川 小	松川 1-7-1	917-3309	学校長との調整		450	あり
識 名 小	識名 2-2-1	917-3310	学校長との調整		150	あり
若 狭 小	若狭 2-16-1	917-3312	学校長との調整		140	—
神 原 小	樋川 2-7-1	917-3315	学校長との調整		140	—
真和志小	寄宮 3-1-1	917-3316	学校長との調整		150	あり
与 儀 小	与儀 1-1-1	917-3317	学校長との調整		200	なし
城 岳 小	楚辺 2-1-1	854-6333 (城岳学童クラブ)	18:30-21:30	9:00-21:30	135	あり
開 南 小	泉崎 1-1-6	917-3320 (開南学童クラブ)	9:00 - 21:30		269	あり
垣 花 小	山下町 17-1	917-3321	学校長との調整		150	—
宇栄原小	字小禄 1066	917-3324	学校長との調整		450	あり
高 良 小	高良 2-12-1	917-3323	学校長との調整		125	—
松 島 小	古島 2-30-12	917-3325	学校長との調整		150	あり
上 間 小	長田 2-11-60	917-3327	学校長との調整		250	あり
古 蔵 小	字古波蔵 393	917-3326	学校長との調整		250	あり
大 名 小	首里大名町 1-49	884-8733 (大名学童クラブ)	9:00 - 22:00		250	あり
石 嶺 小	首里石嶺町 4-360-8	917-3329	学校長との調整		140	—
仲井真小	字仲井真 173	917-3330	18:30-21:30	9:00-21:30	69	—
曙 小	曙 2-18-1	917-3332	学校長との調整		150	—
小禄南小	字小禄 955	917-3333	学校長との調整		150	—
真 地 小	字真地 313	917-3334	学校長との調整		150	あり
さつき小	宇栄原 1-12-1	917-3335	学校長との調整		394	あり
銘 苺 小	銘苺 2-3-20	917-3336	19:00-21:30	8:00-21:00	400	あり
天 久 小	天久 1-4-1	917-3337	学校長との調整		250	あり
那 覇 小	前島 1-7-1	917-3339	学校長との調整		250	あり
石 田 中	繁多川 5-17-1	917-3404	学校長との調整		150	—
城 北 中	首里石嶺町 1-112	917-3412	学校長との調整		450	あり
上 山 中	久米 1-3-1	917-3406	学校長との調整		250	あり
鏡 原 中	鏡原町 36-1	917-3413	学校長との調整		250	あり

(2) アンケート結果の概要

1) 調査実施の概要

① 調査の目的

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し「みつける」、「つなげる」、「見守る」を大きな目標とする「第5次地域福祉計画及び第3次地域福祉活動計画」の計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象者

本市在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出した3,800人

③ 調査期間

令和4年12月中旬から令和5年1月下旬まで

④ 調査の方法

郵送による配布・回収を基本としながら、調査票に記載したURL及びQRコードからWEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

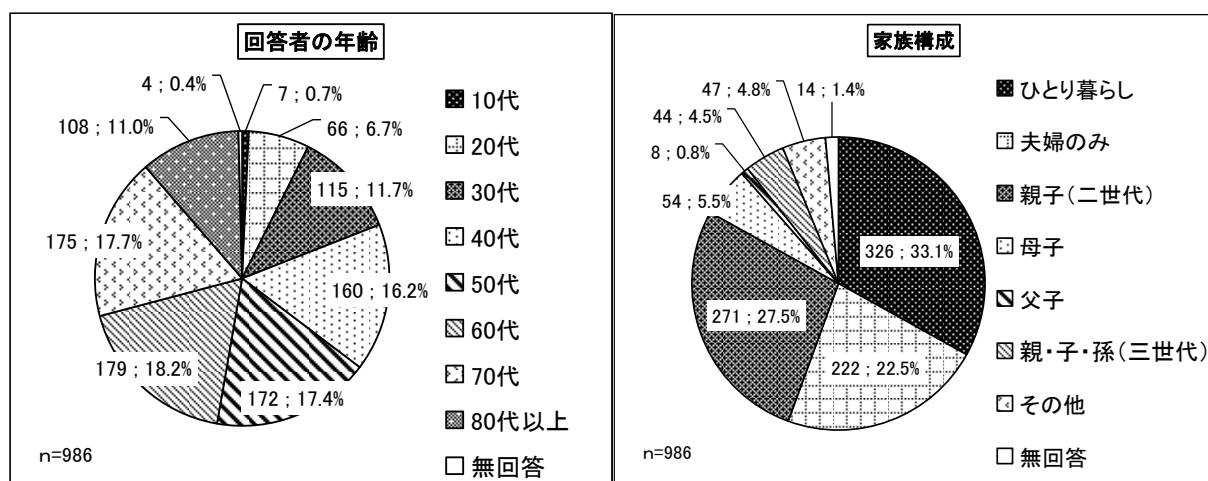
⑤ 回収状況

配布数	郵送回収	WEB回収	回収数 総計	回収率
3,800 件	796 件	190 件	986 件	25.9%

2) 調査結果の概要

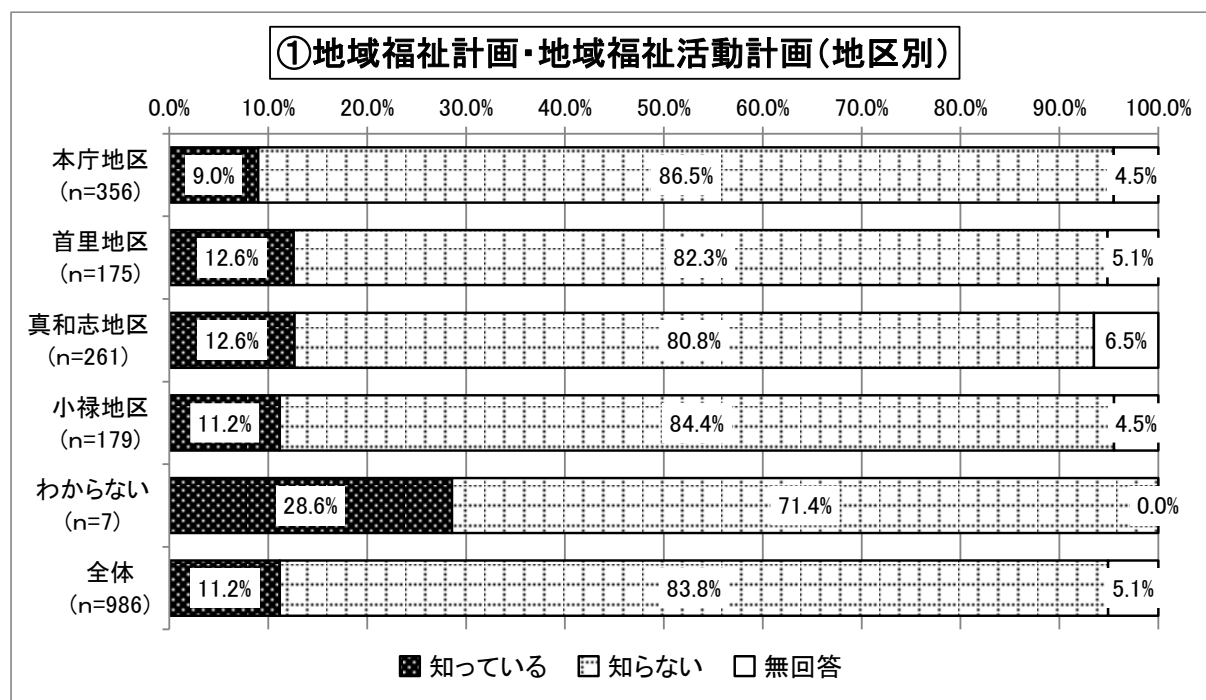
① 回答者の状況

- 年齢構成は、60代18.2%、70代17.7%、50代17.4%、40代16.2%。
- 家族構成は、ひとり暮らし33.1%、親子(二世帯)27.5%、夫婦のみ22.5%。



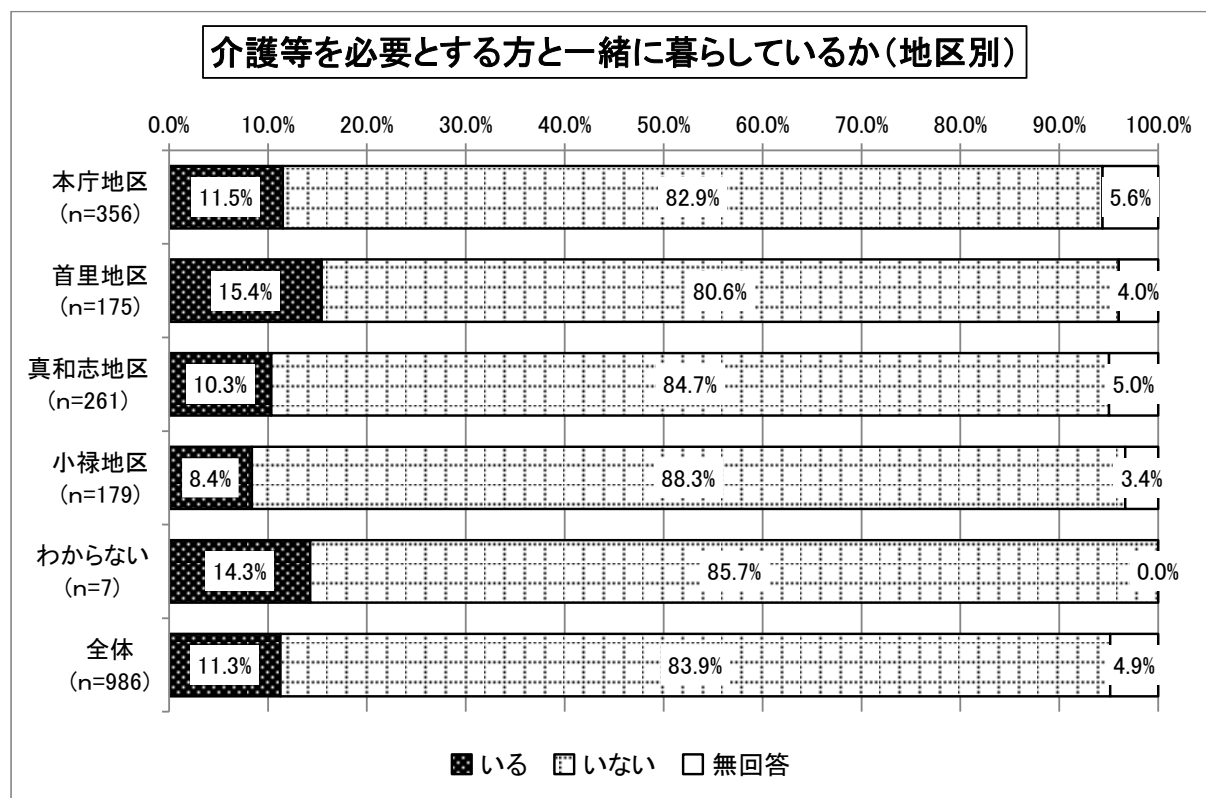
②計画の認知度

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画を「知っている」との回答は 11.2%と低い。



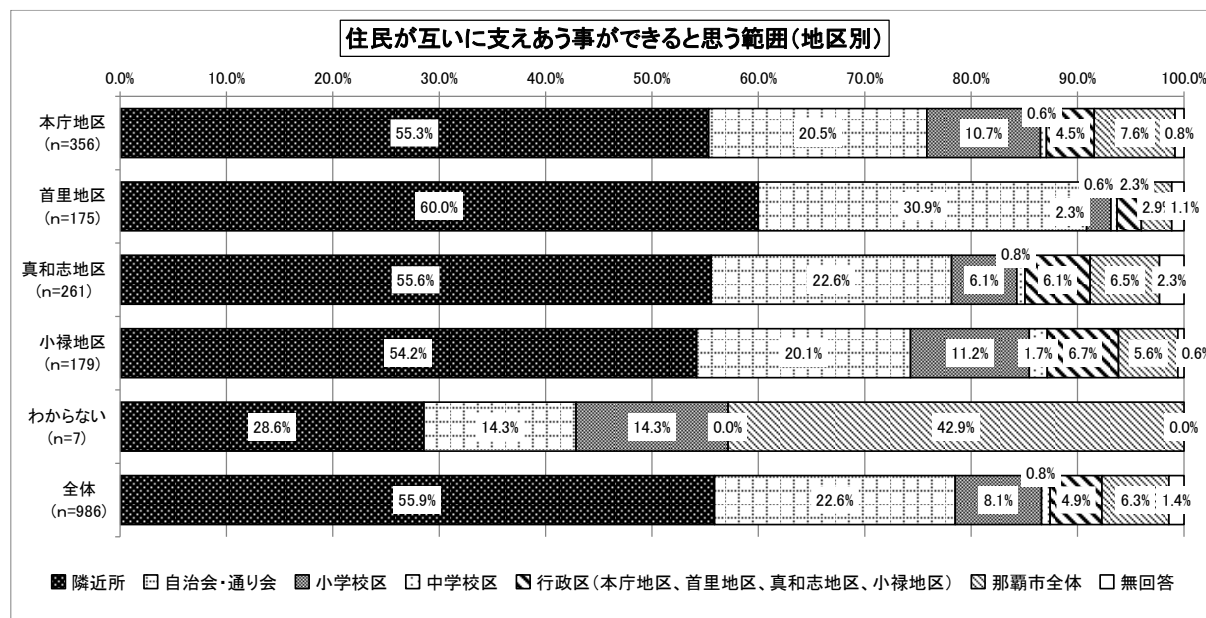
③介護、介助、支援を必要とする方について

- 一緒に暮らしている方で、介護、介助、支援を必要とする方が「いる」との回答は 11.3%。



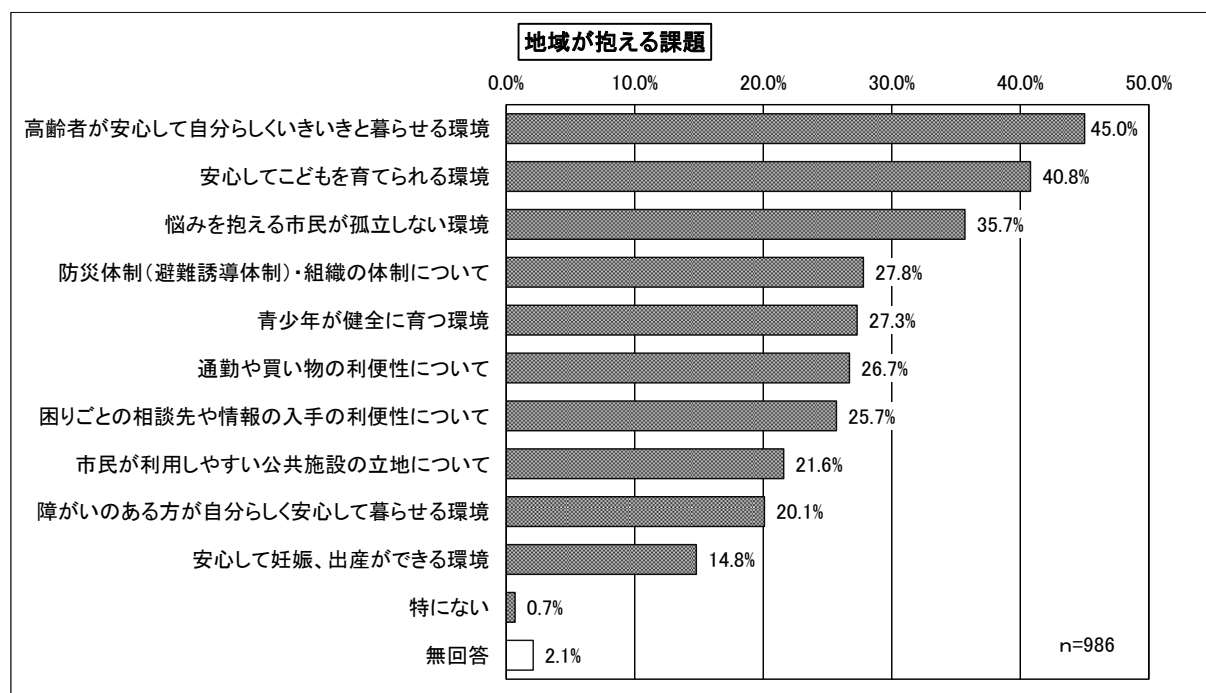
④災害時などに支えあうことのできる範囲について

- 子どもやお年寄り、障がいのある方への手助けや災害時などで住民が互いに支えあうことのできる範囲は、「隣近所」が 55.9%(H30:49.5%)、「自治会・通り会」が 22.6(同 25.6%)、小学校区が 8.1%(同 8.1%)。



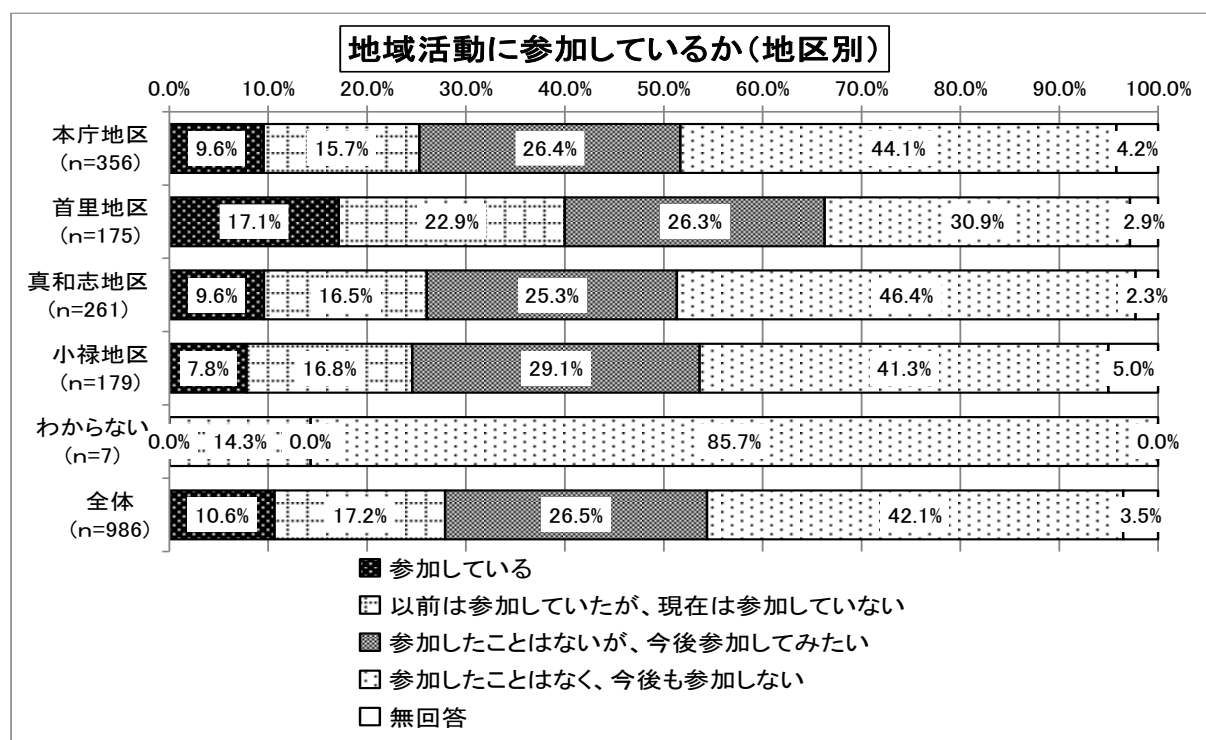
⑤地域課題として優先度が高いと思う項目

- 第1位は「高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境」の 45.0%、第2位は「安心して子どもを育てられる環境」の 40.8%、第3位は「悩みを抱える市民が孤立しない環境」の 35.7%。



⑥現在の地域活動やNPO活動の参加について

- 現在、自治会活動、PTA 活動、地域行事等の地域活動や、NPO 活動に参加しているかについて、「参加したことはないが今後参加してみたい」が 26.5% (H30:24.9%)、「以前は参加していたが、現在は参加していない」17.2% (同 18.2%)、「参加している」10.6% (同 17.0%)。
- 「参加している」の割合は、5 年前に比べ大きく低下(コロナウイルス感染拡大の影響も)。



⑦生活で困ったときに支援してほしいことについて

- 生活に困ったりしたときに支援してほしいことは、「災害時の手助け」が 47.9% (同 41.5%)、「急病時の病院などへの通報」が 44.1% (H30:43.7%)、「安否確認の声かけ・見守り」が 40.6% (同 37.7%)、「軽微な家事援助」が 30.0% (同 26.2%)。

日常生活が不自由になったとき、ご近所の方にしてほしい支援

	軽微な家事援助 (ゴミだし・ちよつ とした買物等)	外出の際 の移動援 助	日常の金 銭管理	急病時の 病院など への通報	子どもや 家族等の 世話	心配ごと の相談	市役所な どへの用 事・連絡	安否確認 の声か け・見守 り	災害時の 手助け	特に必要 ない	その他	無回答	回答数 合計
本庁地区 (n=356)	95 26.7%	57 16.0%	3 0.8%	144 40.4%	21 5.9%	43 12.1%	33 9.3%	133 37.4%	175 49.2%	73 20.5%	4 1.1%	3 0.8%	784
首里地区 (n=175)	59 33.7%	39 22.3%	5 2.9%	93 53.1%	6 3.4%	15 8.6%	19 10.9%	74 42.3%	78 44.6%	28 16.0%	2 1.1%	0 0.0%	418
真和志地区 (n=261)	93 35.6%	49 18.8%	4 1.5%	115 44.1%	13 5.0%	29 11.1%	34 13.0%	107 41.0%	121 46.4%	37 14.2%	5 1.9%	1 0.4%	608
小禄地区 (n=179)	45 25.1%	25 14.0%	3 1.7%	77 43.0%	12 6.7%	21 11.7%	23 12.8%	83 46.4%	95 53.1%	31 17.3%	1 0.6%	0 0.0%	416
わからない (n=7)	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	15
全体 (n=986)	296 30.0%	171 17.3%	16 1.6%	435 44.1%	53 5.4%	109 11.1%	111 11.3%	400 40.6%	472 47.9%	173 17.5%	12 1.2%	4 0.4%	2,252

⑧近所で困っている方にあなたができる支援について

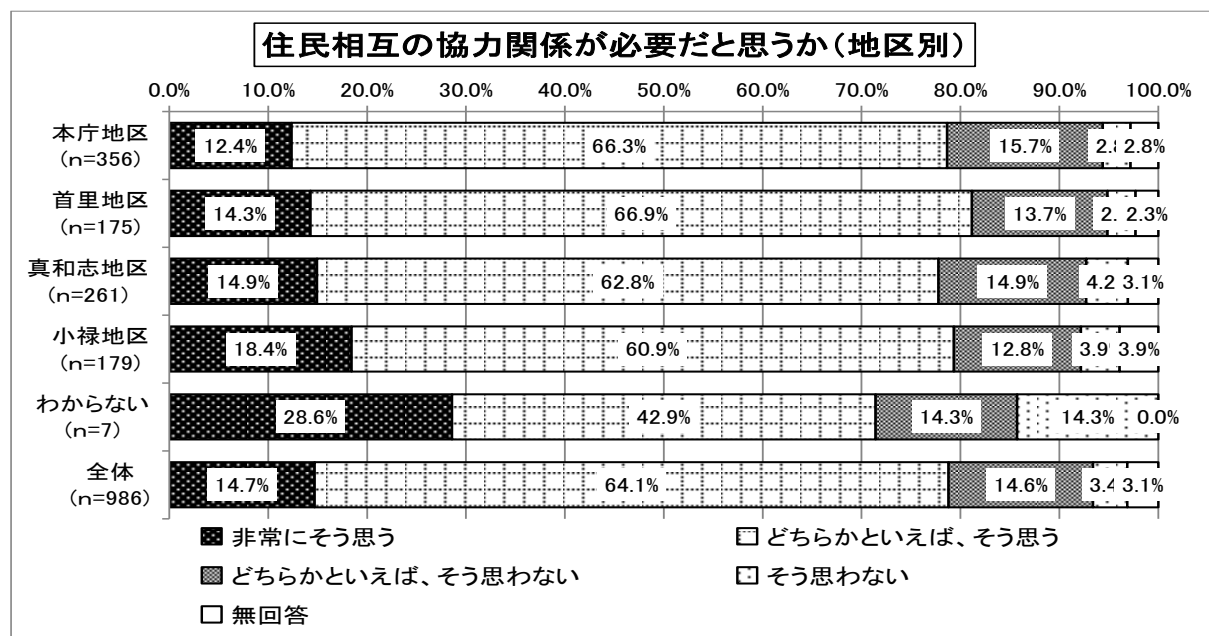
- 近所で困っている方に対して、あなたができる支援としては、「安否確認の声かけ・見守り」が56.7%(H30:51.5%)、「急病時の病院などへの通報」が49.7%(同 47.2%)、「災害時の手助け」が47.2%(同 43.9%)、「軽微な家事援助」が40.4%(同 36.4%)となっており、支援してほしいことの上位4項目と、提供できる支援の上位4項目は同一であり、うまくマッチングすることで隣近所での支え合いの充実が期待できる。

困っている近所の方に対してできる支援

		軽微な家事援助 (ゴミだし・ちよつ とした買い物等)	外出の際 の移動援助	日常の金 銭管理	急病時の 病院など への通報	子どもや 家族等の 世話	心配ごと の相談	市役所な どへの用 事・連絡	安否確認 の声かけ・見 守り	災害時の 手助け	特に必要 ない	その他	無回答	回答数 合計
本庁地区 (n=356)	回答数	140	58	7	170	23	56	74	198	167	20	13	4	930
	%	39.3%	16.3%	2.0%	47.8%	6.5%	15.7%	20.8%	55.6%	46.9%	5.6%	3.7%	1.1%	261.2%
首里地区 (n=175)	回答数	76	32	3	88	15	32	33	99	72	15	11	5	481
	%	43.4%	18.3%	1.7%	50.3%	8.6%	18.3%	18.9%	56.6%	41.1%	8.6%	6.3%	2.9%	274.9%
真和志地区 (n=261)	回答数	96	36	0	137	15	41	52	154	114	15	8	7	675
	%	36.8%	13.8%	0.0%	52.5%	5.7%	15.7%	19.9%	59.0%	43.7%	5.7%	3.1%	2.7%	258.6%
小禄地区 (n=179)	回答数	82	32	1	89	23	29	36	102	107	9	3	2	515
	%	45.8%	17.9%	0.6%	49.7%	12.8%	16.2%	20.1%	57.0%	59.8%	5.0%	1.7%	1.1%	287.7%
わからない (n=7)	回答数	2	1	0	1	1	1	0	4	2	0	0	1	13
	%	28.6%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	185.7%
全体 (n=986)	回答数	398	159	11	490	77	160	195	559	465	59	36	19	2,628
	%	40.4%	16.1%	1.1%	49.7%	7.8%	16.2%	19.8%	56.7%	47.2%	6.0%	3.7%	1.9%	266.5%

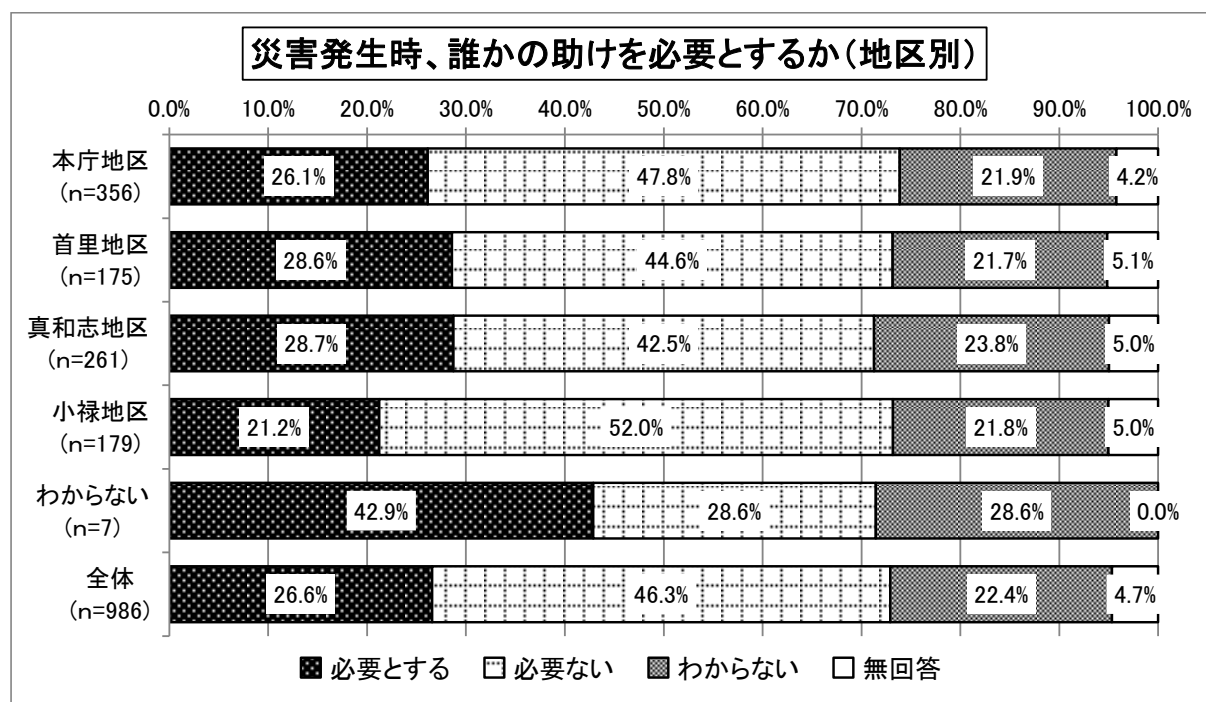
⑨近所の困りごとへの協力関係の必要性について

- 近所の困りごとに対して住民相互の協力関係が必要だと思うかについては、「どちらかといえば、そう思う」64.1%(H30:63.2%)、「非常にそう思う」14.7%(同 15.2%)と、約 8 割の方が住民の協力関係が必要だと認識している。



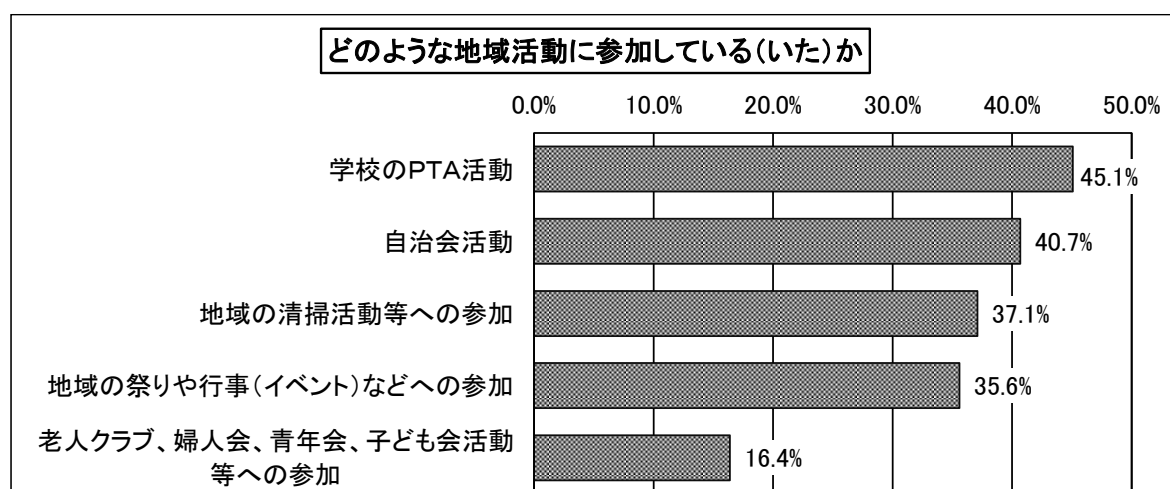
⑩災害発生時に助けを必要とする方について

- 台風や地震など災害発生時に誰かの助けを「必要とする」との回答が 26.6% (H30:31.0%)。



⑪参加している(していた)活動について

- 参加している(していた)活動は、「学校の PTA 活動」45.1% (H30:43.3%)、「自治会活動」40.7% (同 42.7%)、「地域の清掃活動等への参加」37.1% (同 39.0%)、「地域の祭りや行事(イベント)などへの参加」35.6% (同 41.3%)である。
- 災害時の手助けに対する意向が高くなる一方で「地域防災活動への参加」は 5.1% (同 5.3%)と低い。また、5 年前の調査結果も同様の傾向である。



⑫今後地域活動を発展させるために必要なことについて

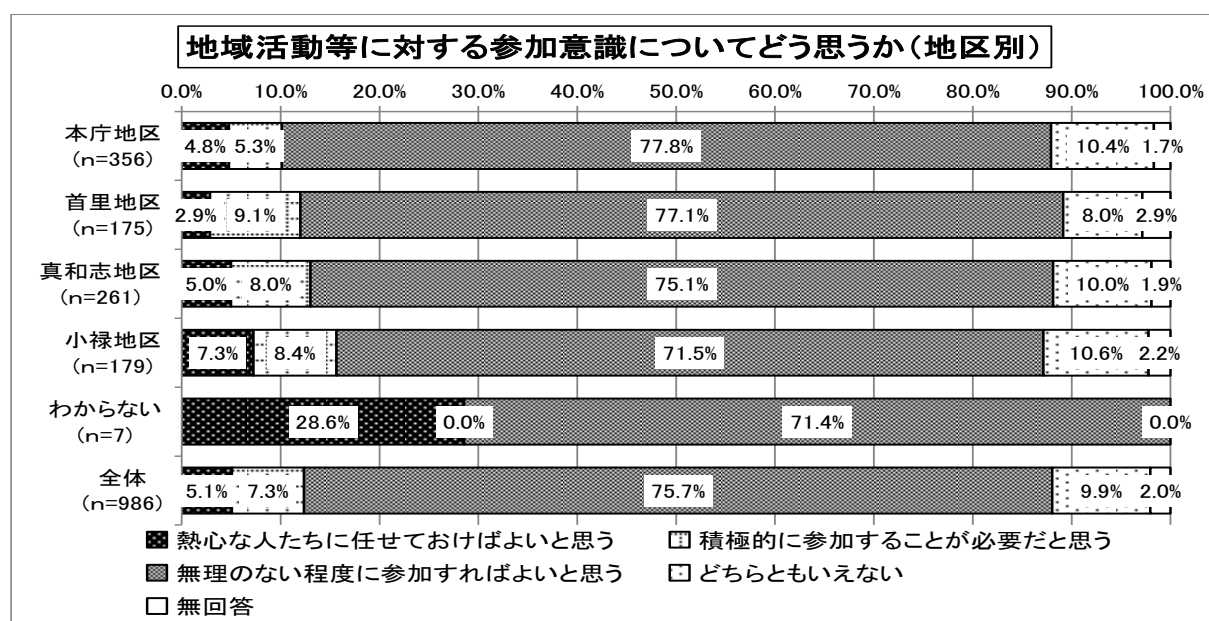
- 今後、地域活動やボランティア活動を発展させるためには、「市内や地域で行われている活動に対する情報の提供」65.6% (H30:62.2%)、「地域活動・ボランティア活動拠点の整備」36.0% (同 34.3%)、「地域活動やボランティア活動に対する広報・啓発活動の強化」35.2% (同 33.7%)となっている。

今後、地域活動等を発展させるために必要だと思うこと

		市内や地域で行われている活動に対する情報の提供	地域活動・ボランティア活動拠点の整備	ボランティアコーディネーターやアドバイザーの配置	地域活動やボランティア活動に対する広報・啓発活動の強化	福祉教育の充実(アイマスや車いすを利用した体験学習や当事者講話等)	ボランティアポイント制度、ボランティア休暇等の制度の充実	その他	無回答	回答数合計
本庁地区 (n=356)	回答数	236	124	80	120	33	69	14	30	706
	%	66.3%	34.8%	22.5%	33.7%	9.3%	19.4%	3.9%	8.4%	198.3%
首里地区 (n=175)	回答数	113	66	42	68	17	35	5	15	361
	%	64.6%	37.7%	24.0%	38.9%	9.7%	20.0%	2.9%	8.6%	206.3%
真和志地区 (n=261)	回答数	178	99	64	88	23	46	11	23	532
	%	68.2%	37.9%	24.5%	33.7%	8.8%	17.6%	4.2%	8.8%	203.8%
小禄地区 (n=179)	回答数	109	60	46	65	19	49	7	14	369
	%	60.9%	33.5%	25.7%	36.3%	10.6%	27.4%	3.9%	7.8%	206.1%
わからない (n=7)	回答数	5	3	2	3	1	1	0	0	15
	%	71.4%	42.9%	28.6%	42.9%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	214.3%
全体 (n=986)	回答数	647	355	236	347	94	200	37	83	1,999
	%	65.6%	36.0%	23.9%	35.2%	9.5%	20.3%	3.8%	8.4%	202.7%

⑬地域活動やボランティア活動の参加意識について

- 地域活動やボランティア活動に対する参加意識は、「無理のない程度に参加すればよいと思う」75.7% (H30:73.7%)、「積極的に参加することが必要だと思う」7.3% (同 6.9%)、「熱心な人たちに任せておけば良いと思う」5.1% (同 5.6%)である。



⑭新型コロナウイルス感染症流行による心情の変化について

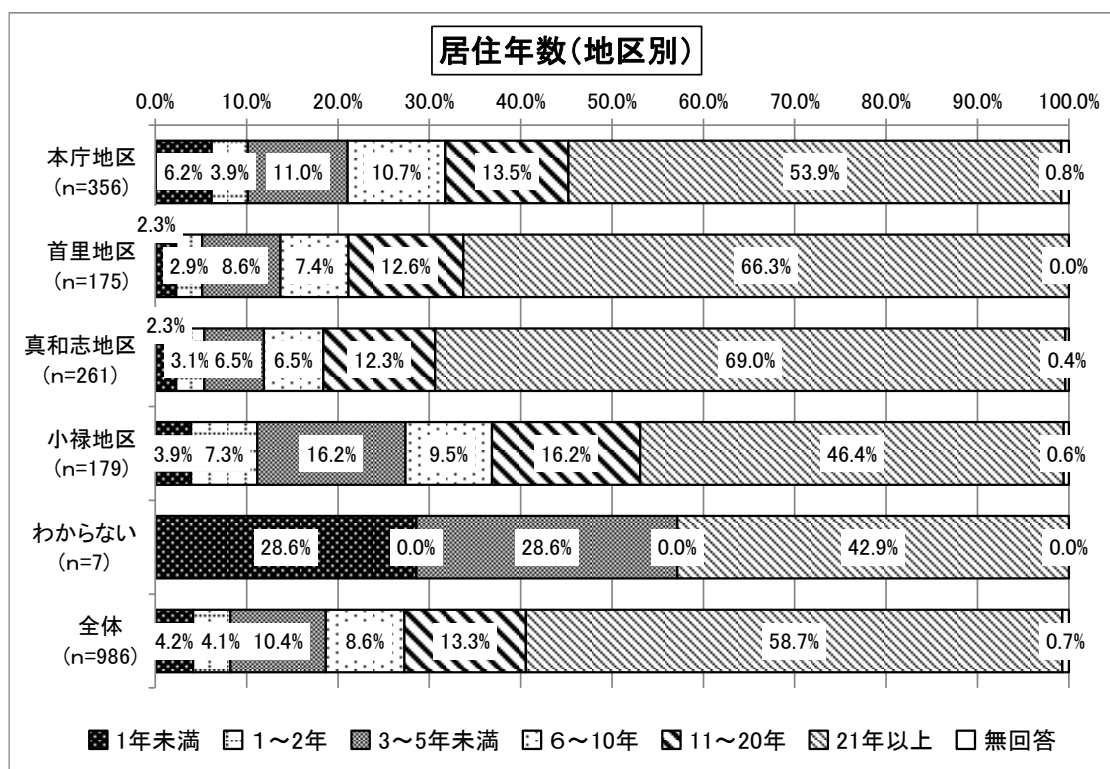
- コロナ禍での心情や考えの変化については、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が44.8%、「不安を強く感じるようになった」が38.7%、「家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた」が26.0%となっている。

コロナ禍での心情や考えの変化

		不安を強く感じるようになった	家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた	家族関係の悪化や家族との考え方の違いに悩まされるようになった	感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた	家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した	在宅勤務や時差出勤の機会が増え、自分や家族の働き方について考えるようになった	みんなもつらくて不安なんだろう、つらい気持ちが少し軽くなった	その他	特に変化はなかった	無回答	回答数合計
本庁地区 (n=356)	回答数	131	86	19	156	87	60	49	16	55	7	666
	%	36.8%	24.2%	5.3%	43.8%	24.4%	16.9%	13.8%	4.5%	15.4%	2.0%	187.1%
首里地区 (n=175)	回答数	72	46	10	80	39	25	21	7	39	3	342
	%	41.1%	26.3%	5.7%	45.7%	22.3%	14.3%	12.0%	4.0%	22.3%	1.7%	195.4%
真和志地区 (n=261)	回答数	107	73	16	117	63	37	55	12	36	5	521
	%	41.0%	28.0%	6.1%	44.8%	24.1%	14.2%	21.1%	4.6%	13.8%	1.9%	199.6%
小禄地区 (n=179)	回答数	69	47	15	87	45	30	30	8	22	1	354
	%	38.5%	26.3%	8.4%	48.6%	25.1%	16.8%	16.8%	4.5%	12.3%	0.6%	197.8%
わからない (n=7)	回答数	0	1	0	1	1	1	2	0	2	1	9
	%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	28.6%	0.0%	28.6%	14.3%	128.6%
全体 (n=986)	回答数	382	256	60	442	236	153	160	43	155	19	1,906
	%	38.7%	26.0%	6.1%	44.8%	23.9%	15.5%	16.2%	4.4%	15.7%	1.9%	193.3%

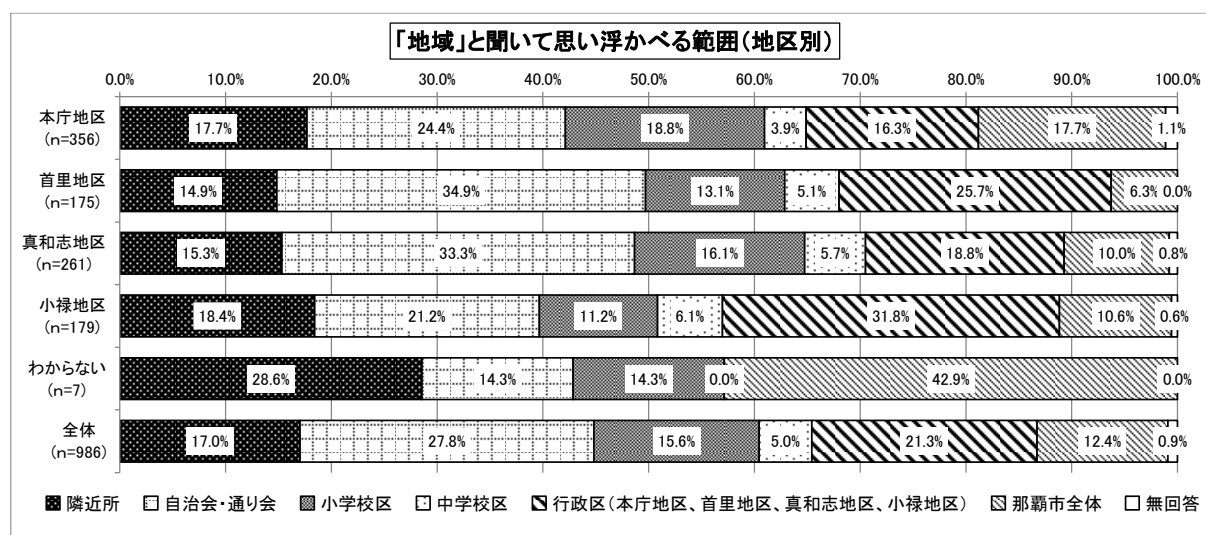
⑮那覇市での居住年数について

- 居住年数は、「21 年以上」が 58.7% (H30:64.7%)、「5 年未満」が 18.7% (同:16.5%)である。
- 真和志地区では「21 年以上」(69.0%)が、小禄地区では 20 年以下(53.1%)が市内で最も高い。



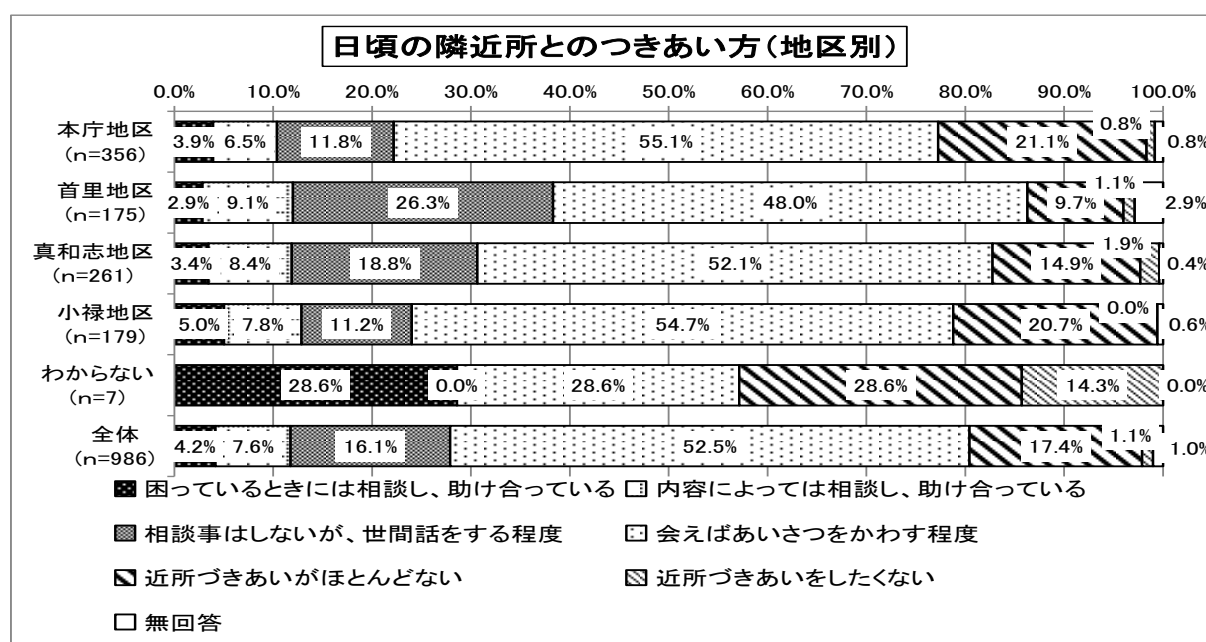
⑩地域と聞いて思い浮かべる範囲について

- 「地域」と聞いて思い浮かべる範囲は、「自治会・通り会」が 27.8%(H30:33.4%)、「隣近所」が 17.0%(同 17.0%)。自治会・通り会と隣近所で 44.8%(同 50.4%)。「小学校区」は 15.6%(同 13.2%)。このような中、那覇市の自治会加入率は約 15%(令和5年4月)。
- 「自治会・通り会」との回答は首里地区(34.9%)が最も高く、小禄地区(21.2%)が最も低い。



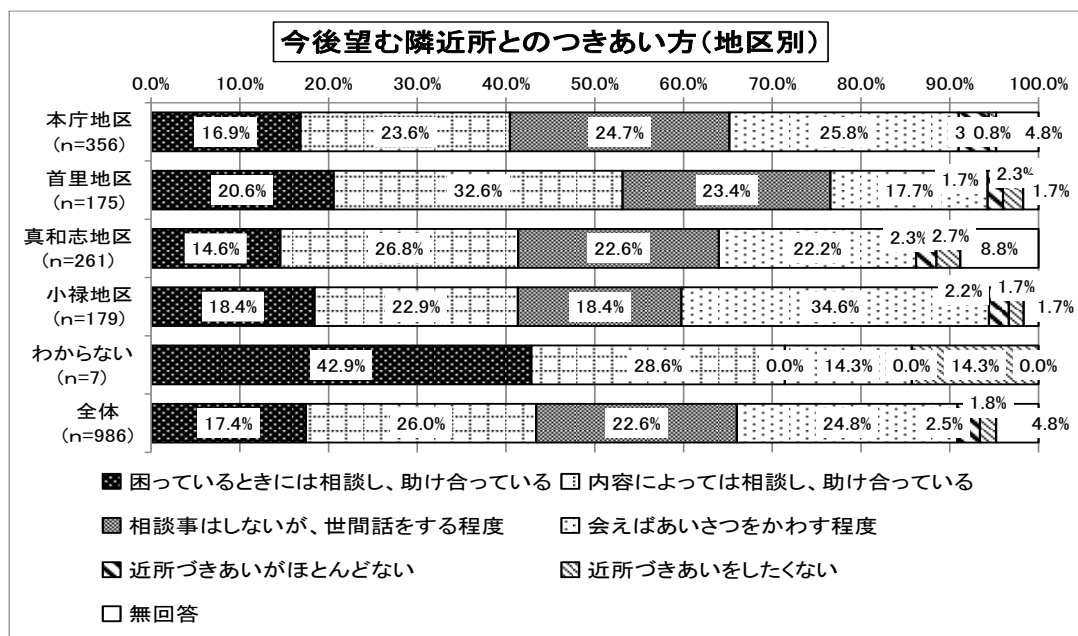
⑪日ごろの隣近所とのつきあいについて

- 日ごろの隣近所とのつきあいは、「会えばあいさつをかわす程度」が 52.5%(H30:50.5%)、「近所づきあいはほとんどない」が 17.4%(同 15.7%)、「相談事はしないが、世間話をする程度」が 16.1%(同 17.6%)である。
- 「近所づきあいがほとんどない」は、本庁地区(21.1%)・小禄地区(20.7%)で高く、首里地区(9.7%)で低い。



⑮今後希望する隣近所とのつきあい方について

- 希望する隣近所とのつきあい方は、「内容によっては相談し、助け合っている」が26.0%(H30:26.0%)、「困っているときには相談し、助け合っている」が17.4%(同14.8%)と、現状よりも深い付き合いを希望している。
- 全ての地区で、現状よりも深い付き合いを希望している。



⑯住民相互の協力関係を築くために必要なことについて

- 住民相互の協力関係を築くためには、「日頃から、地域住民相互のつながりを大切にすることを心がける」58.8%(H30:57.3%)、「地域の人々が気軽に集まれる場所をつくる」43.0%(同43.6%)、「自治会、通り会、まちづくり協議会等が中心となって、住民相互の交流活動を積極的に行う」34.4%(同36.9%)となっている。
- 「日頃から、地域住民相互のつながりを大切にすることを心がける」の割合は、首里地区(69.7%)で高く、本庁地区(51.4%)で低い。

住民相互の協力関係を築くために必要だと思うこと

		日頃から、地域住民相互のつながりを大切にすることを心がける	自治会、通り会、まちづくり協議会等が中心となって、住民相互の交流活動を積極的に行う	住民一人ひとりが、見守りや支えあいとして参加する	地域の人々が気軽に集まれる場所をつくる	より身近な地域で、気軽に相談できる窓口を設置する	福祉課題を解決するためのネットワークづくりに力を入れる	ボランティアやNPO団体の活動を盛んにする	その他	無回答	回答数合計
本庁地区 (n=280)	回答数	144	102	78	121	114	36	38	10	2	645
	%	51.4%	36.4%	27.9%	43.2%	40.7%	12.9%	13.6%	3.6%	0.7%	230.4%
首里地区 (n=142)	回答数	99	51	38	62	45	18	13	2	4	332
	%	69.7%	35.9%	26.8%	43.7%	31.7%	12.7%	9.2%	1.4%	2.8%	233.8%
真和志地区 (n=203)	回答数	119	67	60	93	87	25	24	2	4	481
	%	58.6%	33.0%	29.6%	45.8%	42.9%	12.3%	11.8%	1.0%	2.0%	236.9%
小禄地区 (n=142)	回答数	88	39	35	55	52	29	28	1	0	327
	%	62.0%	27.5%	24.6%	38.7%	36.6%	20.4%	19.7%	0.7%	0.0%	230.3%
わからない (n=5)	回答数	4	4	4	0	0	0	0	0	0	12
	%	80.0%	80.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	240.0%
全体 (n=777)	回答数	457	267	216	334	299	108	104	15	10	1,810
	%	58.8%	34.4%	27.8%	43.0%	38.5%	13.9%	13.4%	1.9%	1.3%	232.9%

②参加している(していた、してみたい)理由について

- 地域活動への参加理由は、「地域のために役立つと思うから」49.8%(H30:50.4%)、「活動を通じて人間関係が広がるから」46.3%(同 48.4%)、「地域に暮らす人の義務だと思うから」25.9%(同 32.4%)、「生きがい・やりがいを感じられるから」16.6%(同 16.4%)となっている。
- 真和志地区では「活動楽しいから」、「生きがい・やりがいを感じられるから」、「活動を通じて人間関係が広がるから」との割合が、地区で最も高い。首里地区では「地域に暮らす人の義務だと思うから」、「誘われたりして、断れない」、「立場上、仕方がないから」との回答が高い。

地域活動に参加している(いた)主な理由

		活動自体が楽しいから	生きがい・やりがいを感じられるから	活動を通じて人間関係が広がるから	地域のために役立つと思うから	地域に暮らす人の義務だと思うから	誘われたりして、断れないから	立場上、仕方がないから	特に理由はない	その他	無回答	回答数合計
本庁地区 (n=184)	回答数	9	24	74	91	45	10	10	17	9	19	308
	%	4.9%	13.0%	40.2%	49.5%	24.5%	5.4%	5.4%	9.2%	4.9%	10.3%	167.4%
首里地区 (n=116)	回答数	11	18	51	56	39	11	11	5	6	15	223
	%	9.5%	15.5%	44.0%	48.3%	33.6%	9.5%	9.5%	4.3%	5.2%	12.9%	192.2%
真和志地区 (n=134)	回答数	17	30	73	66	29	7	5	6	9	16	258
	%	12.7%	22.4%	54.5%	49.3%	21.6%	5.2%	3.7%	4.5%	6.7%	11.9%	192.5%
小禄地区 (n=96)	回答数	7	16	47	52	24	5	4	7	7	9	178
	%	7.3%	16.7%	49.0%	54.2%	25.0%	5.2%	4.2%	7.3%	7.3%	9.4%	185.4%
わからない (n=1)	回答数	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
	%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	300.0%
全体 (n=536)	回答数	45	89	248	267	139	33	30	36	31	60	978
	%	8.4%	16.6%	46.3%	49.8%	25.9%	6.2%	5.6%	6.7%	5.8%	11.2%	182.5%

②災害発生時に助けてくれる方について

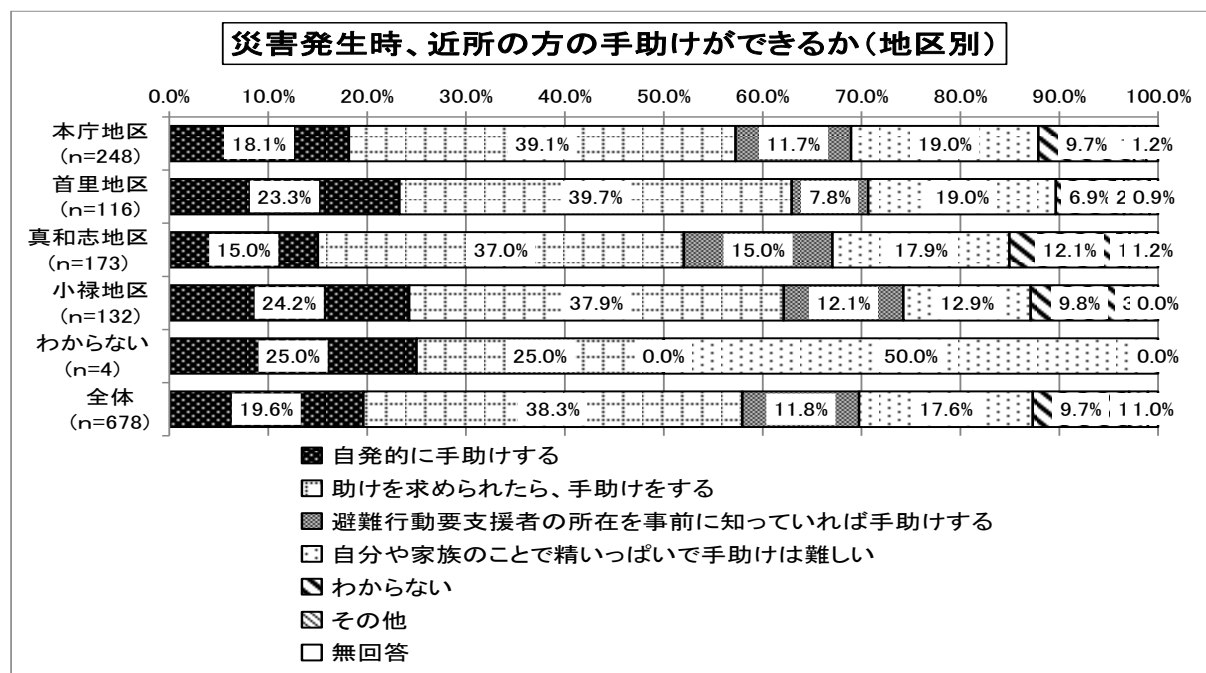
- 災害発生時に手助けする人が「いない」との回答が12.2%(H30:11.4%)である。
- 「いない」との回答は真和志地区(14.7%)で高く、首里地区(6.0%)で低い。

災害発生時に助けてもらえる人

		同居の家族	近くに住む家族・親戚	友人・知人	隣近所(自主防災組織の人を含む)	自治会の役員・班長	民生委員・児童委員	いない	その他	無回答	回答数合計
本庁地区 (n=93)	回答数	45	34	21	14	2	2	13	0	0	131
	%	48.4%	36.6%	22.6%	15.1%	2.2%	2.2%	14.0%	0.0%	0.0%	140.9%
首里地区 (n=50)	回答数	27	29	11	12	4	2	3	1	0	89
	%	54.0%	58.0%	22.0%	24.0%	8.0%	4.0%	6.0%	2.0%	0.0%	178.0%
真和志地区 (n=75)	回答数	38	33	17	11	7	2	11	2	1	122
	%	50.7%	44.0%	22.7%	14.7%	9.3%	2.7%	14.7%	2.7%	1.3%	162.7%
小禄地区 (n=38)	回答数	20	21	12	3	0	2	5	0	0	63
	%	52.6%	55.3%	31.6%	7.9%	0.0%	5.3%	13.2%	0.0%	0.0%	165.8%
わからない (n=3)	回答数	2	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	133.3%
全体 (n=262)	回答数	134	120	63	40	14	8	32	3	1	415
	%	51.1%	45.8%	24.0%	15.3%	5.3%	3.1%	12.2%	1.1%	0.4%	158.4%

②災害発生時の避難行動要支援者の手助けについて

- 災害発生時にご近所に自力では避難が難しい方がいる場合の対応として、「助けを求められたら、手助けをする」38.3% (H30:41.1%)、「自発的に手助けをする」19.6% (同 24.6%)、「避難行動要支援者の所在を事前に知っていれば手助けをする」11.8% (同 12.0%)となっている。
- 「自発的に手助けする」割合は、小禄地区(24.2%)で高く、真和志地区(15.0%)でも低い。



(3)ワークショップの概要

「地域を ちょっとよくする ワークショップ ～地域と私とのつながりを改めて考える～」

1)ワークショップの目的

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる那覇市を実現するためには、地域を良く知る住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政だけでなく、地域と日常的なつながりが薄い住民を含め、互いに助け合い、支え合う取り組みを推進していくことが必要です。

地域住民がつながり、絆を育み、支え合えあうきっかけづくり、また地域を良くするためのアイデアなどを話しあい、そのアイデアを次期計画の参考にすることを目的としています。

2)開催地区の選定の考え方

ワークショップは、4 行政区からそれぞれ小学校区 1 か所選定しています。今回のワークショップは、地域住民がつながりや絆を育むきっかけづくりを目指しているため、小学校区を単位とした校区まちづくり協議会が未設立で自治会の空白地域が大きい地域、住民同士のつながりが弱くなっている地域を選定しています。

泊小学校区、松川小学校区、城北小学校区、高良小学校区において、各地区 2 回ワークショップを実施しました。

3)対象者

対象の校区にお住まいの方、お勤めの方、ご興味がある方

4)ワークショップの開催状況

ワークショップの開催状況は、表のとおりで、全8回の開催で延 248 名の方がワークショップに参加しています。

地区	小学校名	開催場所	日程	参加者
本庁	泊小学校	英語ルーム	(1)7月27日(木)18:30～20:30 (2)8月10日(木) //	第1回 36名 第2回 28名
真和志	松川小学校	地域連携室	(1)8月17日(木)18:30～20:30 (2)8月24日(木) //	第1回 43名 第2回 30名
首里	城北小学校	城北中学校 地域連携室	(1)7月19日(水)18:30～20:30 (2)8月2日(水)※台風により延期 (2)8月23日(水) //	第1回 33名 第2回 20名
小禄	高良小学校	小禄南公民館 ホール	(1)7月21日(金)18:30～20:30 (2)7月28日(金) //	第1回 34名 第2回 24名

R4.11月現在 那覇市自治会区域図(全域)

※自治会からの申請に基づき作成した、目安となります。
区域の詳細につきましては、各自治会までお問い合わせください。

自治会名はHPの自治会情報を参照ください。

公営住宅・団地などの自治会

公共施設など

泊小学校区

松川小学校区

城北小学校区

高良小学校区

①泊小学校区(本庁地区)



泊小学校

那覇市教育委員会
2014年12月25日

[illegible]

 泊小学校
指定通学区域

テーマ:「地域のよいところ、気になるところ(生活課題等)について」

- 通学路に歩道がないところがあり危険。
- 路面が悪く自転車やベビーカーなど利用しづらい。
- 交通量が多い。また地区内道路が渋滞を回避するための抜け道に使われている。
- 街灯が少なく暗いところがある。



●一つ小学校区でも、道路や高低差、近隣地区との連携性で特徴が異なる。泊3丁目（国道 58 号西側）、泊1・2丁目、おもろまち・上之屋、安里の4つに分かれる。そのため場所によって生活の利便性が異なる。

- 各方面へのアクセスが良い。
- 専門学校、学習塾などが多い。
- 歴史・文化がある。ハーリーや大綱引き、旗頭など祭りで盛り上がる。

■地域活動

- 自治会がない。転勤で子どもの引っ越しが多く、子ども会がつくりづらい。地域のこ
とを協議する場がない。
- マンション等集合住宅、高層マンション等で交流が難しい。
- 高齢者や地域の人が集える場所が少ない。
- 民生委員は地域の困りごと・実態を把握し、連携をとることが困難である。
- 自治会はないが婦人会、青年会がある。特に婦人会の活動は活発で地域の要になっ
ている。
- とまり会館が地域活性化や高齢者の健康づくりの場として活用されている。
- 泊高校、尚学院など学生の力を活かすことができるのでは。

■人のつながり

- 外国人居住者が多いが、コミュニケーションが難しい。
- 泊っ子は元気が良い。教育熱心な方が多い。
- 人との関わりが多く住みやすい。

■防災

- 防災について、備えが不十分。
- 地区は高低差があり、高齢者や障がいのある人の避難が難しい。

【第2回】

テーマ:「地域をちょっと良くするために「できること」、「やりたいこと」などについて」

■交流の場、機会をつくる

- 地域の歴史や文化学ぶ会や講座を開催する。地域単位のカルチャーイベントの実施。
- 色々な場所で、移動ゆんたく広場を定期的を開催する。
- ゆるく集まれるイベント(読書会、3B 体操、パブリックビューイングなど)
- 移動図書館や街角図書館がつかれないか。
- 独居高齢者の自宅に子どもが訪問する。
- 伝統(ハーリー、旗頭など)を活かしたつながりづくり。
- 地域にある小さな団体を集め地域連絡協議会のような組織をつくる。その際、参加
しやすいように会費をなくす。財源を生み出す方法を考える。

■情報発信等

- サンエーメインプレイスに地域の掲示板を設置する。
- 泊エリアのテーマ(コンセプト)、特徴などを公募する。地区のブランド化を目指す。
- SNS を活用した情報発信。

■人づくり

- 地域中で人と人をつなげる、活動をコーディネートする人が必要。

■地域資源の活用・連携

- とまり会館の活用をもっと広げたい。
- 外国人学生を巻き込んだ活動、外国人と交流できるカフェの開催等。
- 今ある福祉施設等を利用していない時間に交流の場として活用する。
- 小学校、福祉施設や専門学校との連携(保育士体験、専門学校の学習内容に応じた地域との交流・オープンキャンパス、専門学生による地域活動、ゆんたくできる場として小学校の活用等)

■防災、安全・安心等

- 地域での防災訓練、防災キャンプなど防災をキーワードにしたつながりづくり。
- 防災対策として子どもと一緒に地域を歩くイベント。
- 移動販売車を通じて、買い物だけでなく、ゆんたくできる場にする。
- ワークショップに集まった人で何か活動できないか。



②松川小学校区(真和志地区)



【第1回】

テーマ:「地域のよいところ、気になるところ(生活課題等)について」

■移動、交通、生活の利便性など

- スーパー、コンビニ、商店が近くに無い。買い物難民化。
○移動販売が来る。

■地域環境、歴史・伝統・文化

- 道路が狭く、行き止まりが多い。交通量が多い。
- 空き家が多い。
- 公園でお酒を飲んでいる人がいる。
- 大ウナギがいる、オオコウモリが飛んでいる。
- ゆったりとした落ち着きのあるまちなみ。
- 伝統行事を大切に伝えている。拝所があり角力ができる。松川つなひき。
- 寒川線からの眺めがすてき。

■地域活動

- 自治会がない地区をなんとかしないといけない。
- 定期的に集まる場、仕組みがない。
- 民生委員の欠員が多い。

○地域包括支援センターが居場所をたくさん作っている。

○昔からの知り合いが多く、地域のつながりが強い。

○三原区自治会が元気。会長が頑張っている。

○子どもの居場所が3か所ある。

■人のつながり

●若い世代が付く無く活力が足りない。

○夏休み、沖大生と一緒に小学校でラジオ体操をやっている。

○困っているときにSOSを出せる人が多い。

○ボランティアの意識が高い。

■防災

●大雨で安里川が氾濫することがある。

●道が狭く救急車が通れないところがある。

●台風6号の上陸したが、避難対象者、災害時要援護者の把握状況はどうなっていたか。

●古い家屋があり災害時に心配。

【第2回】

テーマ:「地域をちょっと良くするために「できること」、「やりたいこと」などについて」

■交流の場、機会をつくる

○学校を活用する(小中学校のグラウンドの開放、外国人との交流、学校だけに任せるのではなく地域で子どもを見守る)。

○松川児童公園の公園整備を外国人の方と一緒に実施する。

○外国人コミュニティとの共同イベントを企画する(クリーングリーングレイシャスなど)。

○松川向上会、おやじの会、沖縄工業高校、松川小で話し合う場をつくり、お祭りなどイベントで地域を盛り上げる。

○元気なオジー、オバアが今後も元気で過ごすために、地域にたまり場(商店、美容室、飲み屋)をつくる。また少額でも良いので地域模合を。

○地域住民以外の想いがある人を受けて入れてみる。声をかけることで地域活動の活性化をめざす。

○出張子ども食堂、出張児童館、パーラー公民館を企画する。

○地域のお店をめぐるスタンプラリーで地域住民と交流を図る。

○高齢者から子ども、障がいのある方々も参加できるボッチャなどの大会を開催する。

○実行委員会形式で地域を盛り上げるお祭りを開催する(サンセット祭り、お宝物々交換会、フリーマーケット、乾杯フェスティバル、日本一大きいサーターアングギーづくり、「松川もち」のような地域の名物づくりなど)

■情報発信等

- SNS を活用したイベントの告知。
- どの年代でも情報を受け取れる仕組みづくり。
- ボランティア意識の高い方、高齢者や子育て世代など、松川小学校地域連携室を中心とした情報発信、マッチングする仕組みをつくる。

■人づくり

- 民生委員を増やす。民生委員同士の交流会を実施する(段ボールシーサーづくり等)
- 世代間交流やつながりの担い手として校区まちづくり協議会を設立する。
- 地域の企業の協力者を増やすため定期的な集まりの場を持つ。
- 沖縄工業高校の生徒たちとも連携したボランティア部の発足。

■地域資源の活用・連携

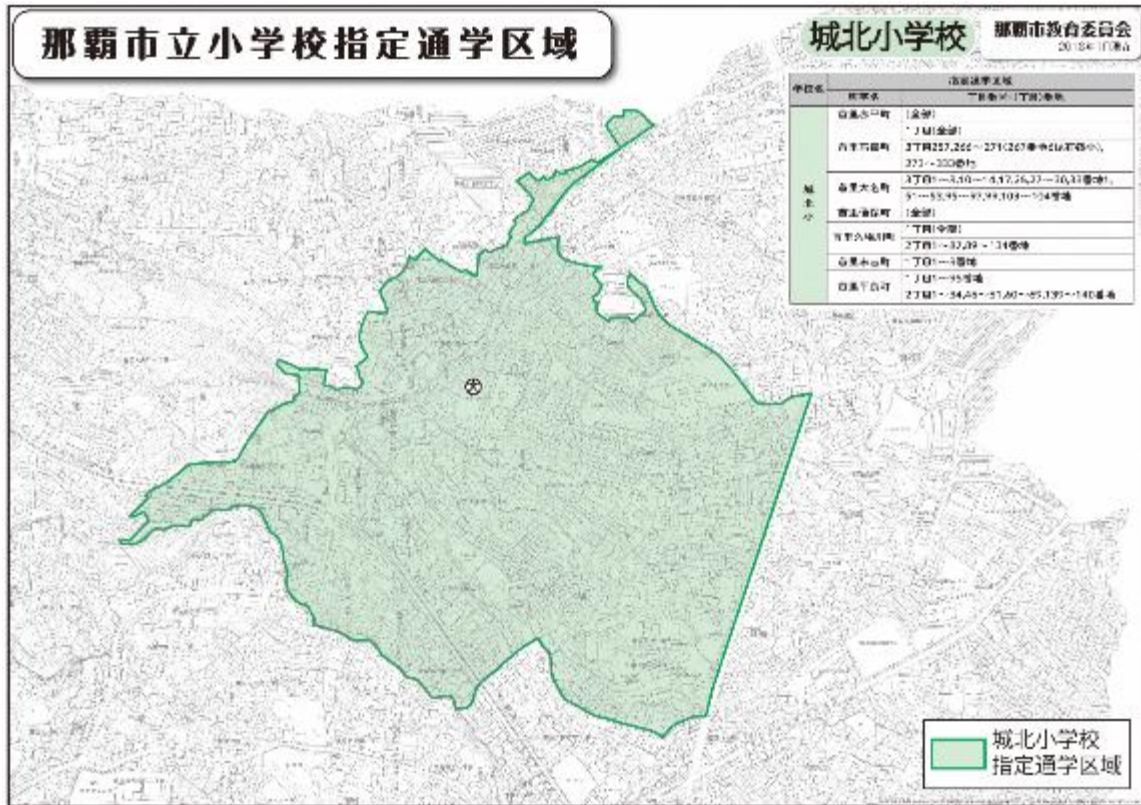
- 居場所として、松川公民館、松川小学校地域連携室を活用する。
- 空き家を活用した居場所づくり。
- 松川の伝統・文化を知る、学ぶ機会をつくる。子どもたちと松川マップの作成。
- 若い世代の発想や技術を積極的に活かす。例えば沖縄工業高校の建築科の生徒と一緒に空家をリノベーションして活用する。
- 学校を使った防災キャンプの実施。

■防災、安全・安心等

- 道路・交通環境を改善するために、バスをミニバスに変更する。
- 朝の立哨は交通指導員(主に高齢者)が実施しているが、他の方にも関わってもらえる仕組みづくり。
- 子どもたちと手作り標識をつくる。
- 防災のため空家対策を進める。



③城北小学校区(首里地区)



【第1回】

テーマ:「地域のよいところ、気になるところ(生活課題等)について」

■交通、道路環境、生活の利便性など

- 道幅が狭く、歩道が無く、交通量が多いため歩行者の事故が心配。
- 歩道に乗り上げて駐車するなど駐車のマナーが悪い。
- 買い物の不便な所となっている。高齢者にとって住みにくい場所もある。
- モノレール石嶺駅が近くにあり、モノレールやバスの利便性が良い。

■地域環境、歴史・伝統・文化

- 歩いて行ける身近な公園が少ない。
- 自治会がない。公民館・集会所がない所がある。
- 放課後の子どもの居場所が少ない。
- スーパー、病院が多くて便利。
- 先輩方が伝統行事を支え、継承しようとしている。

■地域活動

- 独り暮らし高齢者や支援の必要な方の担い手が不足気味。民生委員の欠員が多い。
- どう地域の情報を得るのか課題。
- 校区まちづくり協議会が未設立。

- 地域の住民同士のつながりの深さが良い。
- 民生委員が熱心に地域の方々の見守りをしている。

■人のつながり

- 自治会長含む役員のなり手不足。
- 若い世代の自治会参加の機会が少ない。
- 昭和40年代から続く「おはよう会」は、地域の交流、情報交換の場となっている。
- 首里地区では、自治会が地域の世代交流の機運をつくっている。

■防災

- 災害時のネットワークがつくられていない。
- 首里東高校の近くに大雨の際、冠水する道路がある。
- 災害時の避難場所として石嶺公民館があり安心。

【第2回】

テーマ:「地域をちょっと良くするために「できること」、「やりたいこと」などについて」

■交流の場、機会をつくる

- 自治会をイベントだけでなく気軽に子どもたちが集まれる場所にする。
- 校区まちづくり協議会をつくる。
- このワークショップのように受け入れてくれる場があると良い。
- 小学校の運動会へ父兄以外の地域方が参加できるプログラムをつくる。
- 自治会がなくても参加できるゆるい関係づくり。
- 福祉団体が集まり知恵を出す場をつくる。
- 若い世帯、子育て世代が参加できるイベントを開催する(バザーなど)。
- 公園にテントとイスを設置するなど夏場に涼しく過ごせる場所をつくる。

■情報発信等

- 地域住民に対して、自治会の必要性や自治会に関する意識等について調査を実施してニーズを把握する。
- 歴史マップ、まちの思い出マップづくり、歴史ユンタク会の開催。
- SNSによる情報発信。
- 地域での連携掲示板をつくる。
- ボランティアをしてる、またはしたい人が集える地域の居場所の見える化。支援者同士で集まって課題を共有できる機会づくり。

■人づくり

- 次世代を担う人材と子育て世代を巻き込むことで地域を盛り上げる。

- ボランティアによる買い物サポート等の仕組みづくり。
- コミュニティづくりのため人材、コーディネーターを育成する。

■地域資源の活用・連携

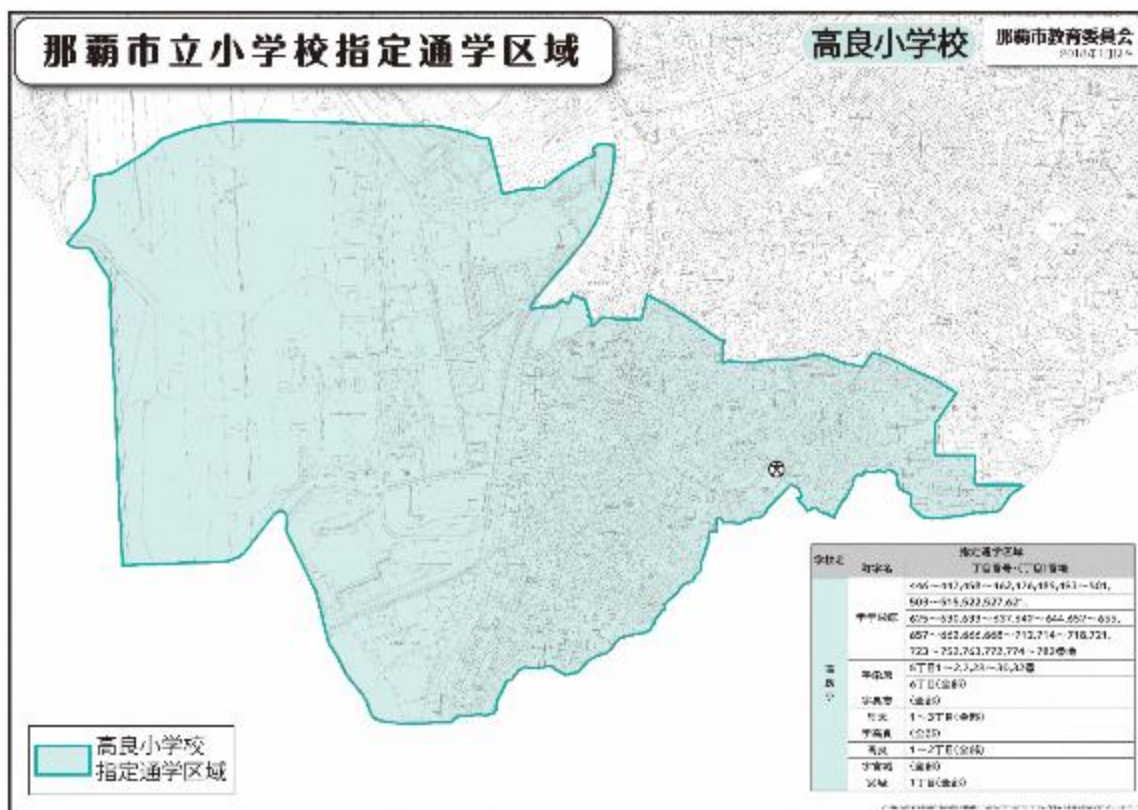
- 石嶺駅前ロータリーでフリーマーケットなど、地域のイベント等にモノレール駅を活用する。
- 御殿山を公園整備して地域に遊び場として開放する。
- 教育と子どもの居場所の連携。
- 歴史遺構で地域おこし。平和学習プログラムづくり。

■防災、安全・安心等

- 防災を周知するため備蓄食料を皆で食べる機会をつくる。



④高良小学校区(小禄地区)



【第1回】

テーマ:「地域のよいところ、気になるところ(生活課題等)について」

■移動、交通、生活の利便性など

- 車社会。バス路線が少ないので、歩く方は不便。
- 坂が多い、道が狭い、車イスで移動しにくい。
- 必要なお店が揃っていて、生活しやすい。
- 移動販売がある。企業も地域の課題を解決しようとしており心強い。

■地域環境、歴史・伝統・文化

- 子ども達が外で遊べる場所が少ない。
- 自然が残っている。公園が多い。
- 小緑南公民館の緑がきれい。

■地域資源、地域活動

- 高齢者が多いということだが、どこに誰が住んでいるのかわからない。高齢者がゆんたくできる、集まる場所が無い。
- 集いの場での認知症の方へのサポート(健康体操クラブ)
- 小禄は社会福施設が多く存在し、専門性を地域に、福祉教育として活かせる。

■人のつながり

- 新しく居住する住民が自治会に入れず、何に困っているのか実態がわからない。
- 新住民は自治会に加入できない(40 年住んでいるが加入できない)
- 世代間交流できる場が少ない。
- 近隣同士は話しやすい。隣近所の付き合いがとっても良い。

■防災

- 災害時の防災計画が無いように感じる。

【第2回】

テーマ:「地域をちょっと良くするために「できること」、「やりたいこと」などについて」

■交流の場、機会をつくる

- 今回のワークショップのような話し合う機会を設ける。
- 小祿南公民館で移動スーパーの実施(週 2 回)。
- 伝統文化を継承するため、子ども達に教える機会をつくる。
- 自治会のような従来のかたちにこだわらず、同世代が好きな形・内容で集まれる機会をつくる。
- 朝ごはんマルシェ(体操して、朝ごはんを食べる)。
- 商店でも良いので、小さな居場所づくり。

■情報発信等

- 民生委員の欠員解消に向け、学校の PTCA 会等のイベント等でパンフレットを作成し、募集案内をする。
- コミュニティ FM をつくり、情報を発信する(小祿の高台(金城地区)から電波をとばす)。
- 情報誌「うるくローカルプレス」を通じた情報発信、交流の促進。

■人づくり

- 人材探しを含め、人材を活かす場を作る。その人材が、世代間交流や地域と企業との連携、誰でも集まれる居場所づくりに関わる。
- ICT を活用した気軽できるちよいぼうの育成。

■地域資源の活用・連携(専門性を活かす)

- 高良小学校と児童デイとの連携で、学校のレクや音楽を手伝う。
- 老人ホーム等での世代間交流イベントの開催。
- 児童館を活用したデイサービスの実施など、今ある資源を活用した世代間交流。

■防災、安全・安心等

- 要支援者を地域の行事に参加させて参加支援につなげる。
- 防災避難訓練を地域で取り組むことで、人がつながる。



6) ワークショップで工夫した点

① ワークショップ参加への呼びかけ

対象となる小学校区の自治会、民生委員・児童委員、隣接する地域の校区まちづくり協議会、小学校などを直接訪問して呼びかけと案内チラシの配布を行いました。

今回、チラシに参加申込み及び「地域をちょっと良くするための意見」を集めるためのWEB フォームを作成し、事前の参加者の把握並びに意見の収集を行いました。

新たな試みとして、7 月と 8 月の 2 カ月間、Facebook 及び instagram の利用者向けのデジタル広告によるワークショップの周知を行いました。

② 校区まちづくり協議会及び社会福祉協議会の活動内容の共有

ワークショップ 2 回目のグループ発表の終了後に、校区まちづくり協議会及び社会福祉協議会の地域活動についての説明を行いました。

③ SNS を活用したネットワーク構築支援

ワークショップを通してつながった縁を地域づくりの実践へとステップアップするよう、ワークショップ参加者向けの LINE オープンチャットをまちづくり協働推進課が作成し、活用の呼びかけを行いました。

高良小学校区では、ワークショップ終了後に台風 6 号が沖縄県に接近し、その際グループ参加者同士で情報交換に活用されています。

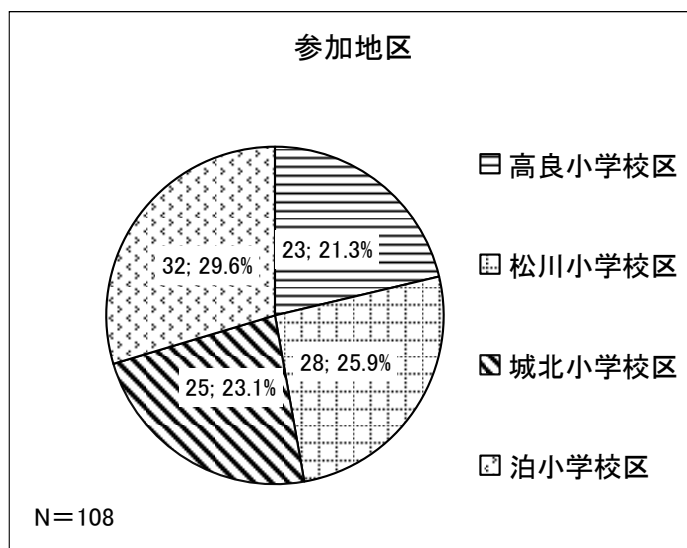
また、松川小学校区では、子ども居場所の 7 周年を記念したイベントの開催にあたって協力の呼びかけに活用されており、地域で子ども集まる新たなイベントの企画にもオープンチャットの活用が期待されています。

7) ワークショップ参加者のアンケートの結果

① 第 1 回参加者アンケート結果

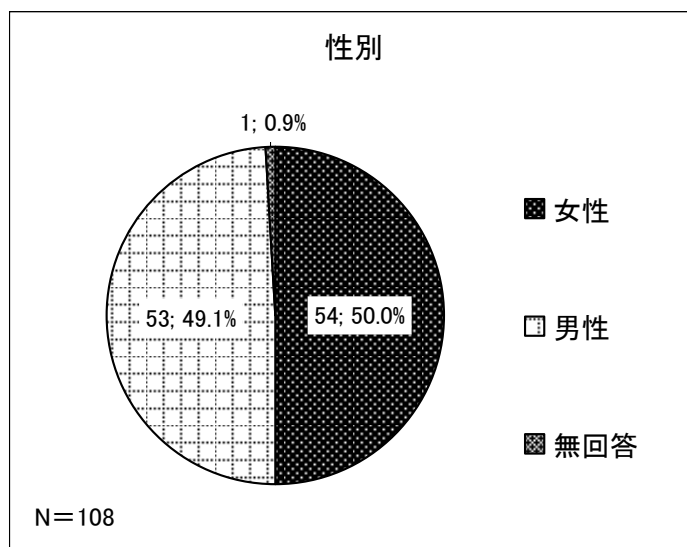
ア. 参加地区

ワークショップ参加者のアンケートに回答状況は、地区で 30 名前後となっています。



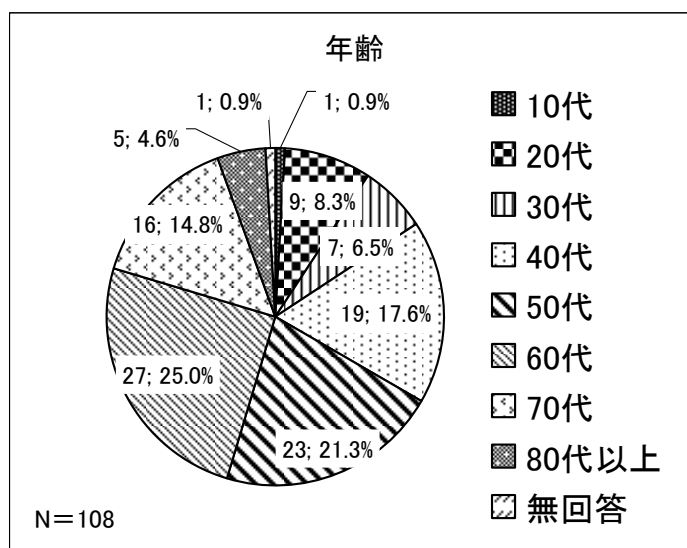
イ. 性別

参加者の性別は、男女でほぼ同数となっています。



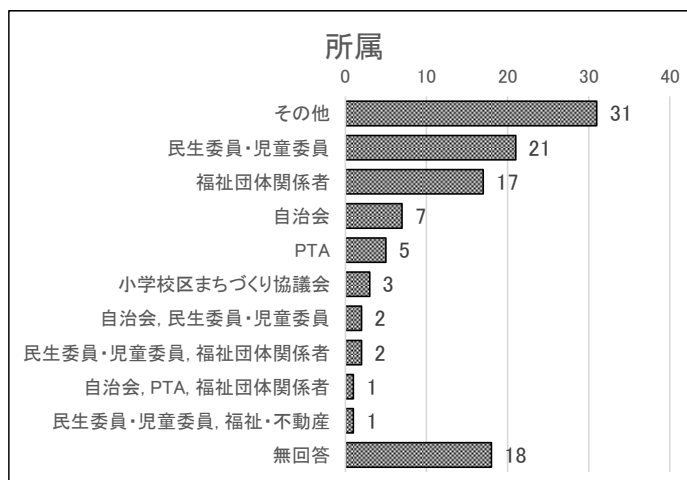
ウ. 年齢

参加者の年齢層は、「60代」が25.0%で最も多く、次いで「50代」が21.3%、「40代」が17.6%、「70代」が14.8%、「20代」が8.3%となっています。



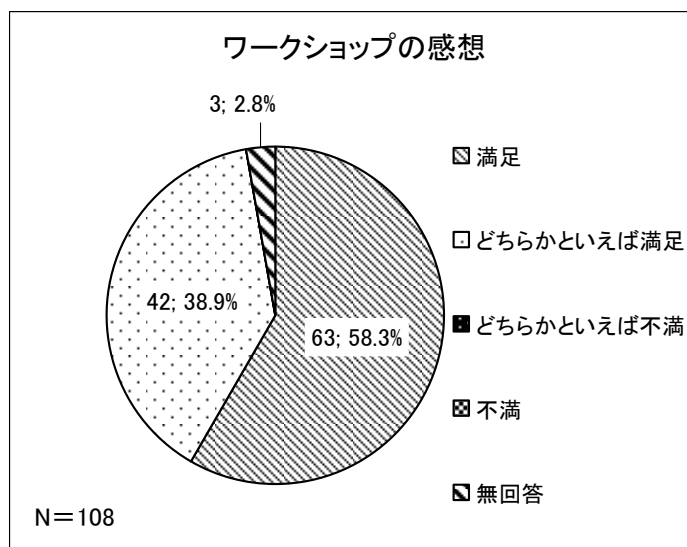
エ. 所属

参加者の所属は、「その他」が最も多く 31 人、次いで「民生委員・児童委員」が 21 人、「福祉団体関係者」が 17 人と続いています。



オ. ワークショップの感想

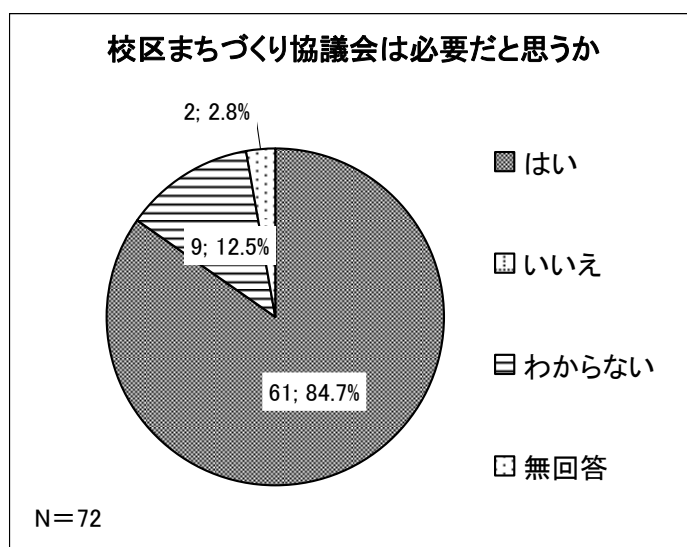
参加者のワークショップの感想は、「満足」が最も多く 58.3%、「どちらかといえば満足」が 38.9%となっており、不満との回答はありませんでした。



②第2回参加者アンケート結果

ア. 校区まちづくり協議会について

住んでいる地域に校区まちづくり協議会は必要だと思うかについて、「はい」が 84.7%、「わからない」が 12.5%となっており、「いいえ」との回答はありません。



③自由意見

アンケートに回答した 61.3% (111 人/181 人) が自由意見まで回答しています。主な意見として「参加者から色々な意見が聞けた。また地域の課題を知ることができた。」、「ワークショップで人と人がつながると感じた。参加者同士がつながれて良かった。」、「ワークショップの継続が必要」、「小学校区よりもっと身近な単位で集まる必要がある」、「地域に貢献したいと思う人が多くいることを知ることができた」、「幅広い年代に集まる機会を」などがありました。

(4)用語の解説

本文中で※がついている用語について五十音順で表記をしています。

あ行

【アウトリーチ】

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。対象者の把握だけに留まらず、さまざまな形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

【意思決定支援】

特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動。

【インクルーシブ】

「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意。障がいがあることで保護の対象とされるのではなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような共生社会を目指そうという考え方。

【インフォーマルサービス】

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

【ウェルビーイング（well-being）】

身体的・精神的・社会的にも満たされた状態を示す。「世界保健機構（WHO）憲章」では「健康とは、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた状態（well-being）にあることをいいます」とされている。

【NPO（エヌピーオー）】

“Non-Profit Organization”の略語で、一般に「非営利組織」と訳され、営利を目的としないで社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織のこと。

【SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）】

SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念の下、2030年を達成年限とし、全ての国が経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組むべき普遍的な目標。日本国内においてもSDGsの達成に向け、国や地方自治体、民間企業、市民社会、消費者、地域の住民、NPOなどの多様なステークホルダーが、自分ごととして捉え、連携・協働して取り組んでいくことが求められている。

【沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度】

公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画（「車いすマーク」のある駐車区画）の利用対象者を障がいのある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な人や移動の際に配慮が必要な人に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度。全国的には、「パーキングパーミット制度」と呼ばれている。

か行

【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。

【共生社会】

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことをいう。

【居住支援協議会】

低額所得者、高齢者、障がいのある人、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する人（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織。

【緊急医療情報キット】

健康上不安を抱える高齢者や障がいのある人の安全・安心を守る取り組みとして「かかりつけ医」「緊急連絡先」「持病」「薬剤情報提」「健康保険」などに関する情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、消防などが緊急時、災害時に参照するもの。

【グループホーム（認知症対応型共同生活介護）】

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。

【ゲートキーパー】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【健康づくり推進員】

地域の健康づくりを支援するために活動するボランティアで、地域の健康問題に関する身近な相談役および地域ニーズを行政に伝えるパイプ役として、健診受診の勧奨やミニ健康展の実施、喫煙防止活動等を行っている。

【権利擁護】

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、自らの意思を表示することが困難な人に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【校区まちづくり協議会】

地域コミュニティの希薄化に対応するため、これまでの枠を超えた新たなコミュニティとして「校区まちづくり協議会」を展開している。2016(平成28)年度に「小学校区コミュニティ基本方針」を策定し、「校区まちづくり協議会支援事業」を市の重要施策として展開し、将来的には市内全域(36小学校区)での協議会の設立を目指している。

【更生保護】

犯罪や非行をした人が、再び過ちを犯さないため、立ち直ろうとする人たちに寄り添い・支えることによって再び犯罪によって被害が生じることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくる活動。

【更生保護施設】

矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、必要な支援などを行い、自立を援助することで、その再犯や再非行の防止に貢献する。

【心のバリアフリー】

障がいの有無に関係なく、心理的な壁をなくすることで、お互いへの配慮や理解を促進しようとする。障がいのある人などに対しての正しい理解を促すとともに、誤解や偏見に基づく態度をとることなく、誰もが人格と個性を尊重して互いに支え合う共生社会を共にめざすという考え方。

【こども家庭センター】

こども家庭センターは、子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの相談支援機能等を一体化した機関。保健師等が中心となって行う各種相談等(母子保健機能)を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等(児童福祉機能)を一体的に行う。できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

【こども発達支援センター】

障がいのある児童及び発達に支援を必要とする児童について、その成長の早期において必要な発達の支援に関する事業を行うため障がいの有無に係わらず支援が必要な児童への支援を行う。

【子ども寄添支援員】

貧困家庭の児童生徒の実態把握を行い、学校や関係機関と連携し、貧困問題対策に取り組む専門職。各中学校区に派遣する。

【コミュニティソーシャルワーカー】

地域福祉のための専門職の一つ。略称 CSW。地域福祉コーディネーターともいう。地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する。

【孤立死】

日常的に地域から孤立し、誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。孤独死と表現されることもある。

さ行

【災害時要援護者】

災害時において、必要な情報をすみやかに把握し、自らを守るために安全な場所に避難するのに支援を必要とする人々のことで、一般的に高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等があげられている。

【社会を明るくする運動】

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

【社会福祉協議会】

社会福祉法で地域福祉を推進する団体として定められ、地域が抱えているいろいろな福祉問題を地域の人々で考え、話し合い、解決へと結びつけていくことを目的として活動している公共的な民間の団体。那覇市社会福祉協議会では、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が、地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動をおこなっている。

【重層的支援体制整備事業】

市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、次の支援を一体的に実施する事業。①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援。

本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

【就職・生活支援パーソナルサポートセンター】

失業等により経済的な問題で生活に困っている人、引きこもりやニートなど働くことに不安を抱えている人、家族のことで悩んでいる人など、生活や就職の問題を抱えている人などの相談窓口、生活困窮者自立支援制度の包括的窓口。

【手話通訳者】

手話を言語とする聴覚障がいのある人及び、聴覚障がいのある人とコミュニケーションを取りたいと思う一般市民に対してコミュニケーションの支援を行う。

【食生活改善推進員】

食生活を中心に、妊婦から高齢者にいたるまでの健康づくりを地域で推進するボランティアで、健康づくりに役立つ食生活や食材の選び方、調理方法を学び体験できる食生活改善講習会、親子の料理教室等を行い、食生活改善の輪をひろげる活動をしている。

【人材データバンク】

ボランティア活動をしたいと考えている個人や団体(ボランティア人材)と、市民ボランティアの活動を必要とする団体とを結びつける「マッチング」させるための仕組み。

【生活困窮者】

病気や就労困難、失職、収入の減少といった様々な理由から生活が立ちいかなかった人。

高齢者、高校中退者、中高不登校者、ニート、ひきこもり、ひとり親世帯、多子世帯などに多い。

【成年後見制度】

知的障がい、精神障がい、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない方について、財産の管理や介護サービスの契約など判断が難しい法律行為を後見人が行う事によって、本人を保護、支援する制度。

【相談協力員】

市より委嘱を受け、地域包括支援センターで地域の独居老人世帯を中心に高齢者の”見守り役”として声かけ等を行い地域と包括支援センターのパイプ役として活躍する。

【相談支援事業所】

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の相談員が、障がい（身体・知的・精神・発達等）がある人の相談や生活支援を行う事業所。

た行

【地域学校連携施設】

地域における住民の学習・文化活動や交流の場として開放している学校内の施設。生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的とし設置している。

【地域ケア会議】

地域の実情にそって、より良い地域包括ケア実現のために課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。具体的には、地域包括支援センターにおいて多職種が話し合い、個々の利用者のケアプランをチェック、検討するという目的で開催される。

【地域子育て支援センター】

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的とする（公立4箇所、認可4箇所）。各支援センターを拠点に育児相談や育児サークル支援、保育所在園時との交流、育児講座等を行っている。

【地域支えあい訪問型サービス事業】

那覇市の実施する、介護予防・日常生活支援の訪問型サービスB事業の名称。住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として、日常生活に対する援助を行うサービス。

【地域生活課題】

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

【地域福祉懇談会】

様々な規模（単位自治会毎、小学校区、民児協区）で、地域住民や自治会役員、地域包括支援センター職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー等が一堂に会し、地域の情報を交換し、困難事例への対策や地域課題の解決を図る集まりである。

【地域ふれあいデイサービス】

地域の公民館、集会場などで、地域ボランティア（地域ふれあいサービス運営協議会）の協力のもと、高齢者の社会参加の促進、閉じこもり防止、住み慣れた地域での見守り支援をするとともに、介護予防等に関する活動を定期的に行うことで、介護への移行を予防し、生きがいのある生活を支援していく那覇市社会福祉協議会の事業。

【地域包括ケアシステム】

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサポートが一体的に提供される仕組み。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。

【地域見守り隊】

主に自治会などの小規模な単位で、様々な困りごとを抱えた人たちが地域で安心して暮らせるように「見つける・つなげる・見守り」の声かけや見守り訪問等の役割のもと、必要に応じコミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員、行政等へつなげる支援活動を行う。

【地域見守りネットワーク】

那覇市では電気・ガス・水道、新聞配達等の業務で居宅を訪問する事業者の協力を得て、日々の業務における訪問時の声かけや、「ライフラインの不使用」、「電気がついているのに新聞が溜まったままになっている」「声をかけても、中から返事がない」など、異変に気付いた時に、市へ通報してもらう事で早期発見につなげる見守り体制のこと。

【チャージんじゅうポイント制度】

高齢者がボランティア活動を通じて地域に貢献することを奨励・支援することにより高齢者本人の生きがいづくりと社会参加を通じた介護予防を推進することを目的とした制度。1時間程度のボランティア活動で1ポイント付与、年度末に1ポイント100円として、100ポイント（＝10,000円）を上限として交付金を受けることができる有償ボランティア制度。

【通所型サービスB型】

介護予防・日常生活支援の通所型サービスの一つ。通所型サービスBとは、ボランティア主体（住民主体）で、通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行うサービス。

【DV(ディーバイ)】

ドメスティックバイオレンス(domestic violence)の略 夫婦や恋人など親しい人間関係のなかでおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

【那覇市協働大使】

協働のまちづくりを実践している団体の代表者や、団体が推薦する人で、これまでの活動に敬意を表して、那覇市から委嘱を受けている人たち。

【那覇市災害弱者緊急通報支援制度】

聴覚障がいや言語障がいなどで、音声による 119 番通報をすることが困難な人が FAX や電子メールを利用して消防へ緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるよう支援する制度。

【なは市民活動支援センター】

市民による自主的で営利を目的としない協働によるまちづくりのための社会貢献活動を行う拠点として「なは市民協働プラザ」内に設置している施設。

【なは市民協働大学・大学院】

「なは市民協働大学」は協働によるまちづくりを学び、受講生同士のつながりをつくることで、まちづくりに参加する市民が増えることを目的に開催している。

「なは市民協働大学院」は地域及び新たなコミュニティの形態として全市域に展開する「校区まちづくり協議会」などで中心となって活動することができる人材や自らの意見を発信し市政に積極的に関わることができる人材を発掘・育成を目的として、なは市民協働大学の上級編と位置づけられ開催している。なお、ここでいう「大学」及び「大学院」は、学校教育法上で規定する「大学」及び「大学院」とは異なる。

【ニート】

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人のこと。「若年無業者」。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。

【net119 緊急通報システム】

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスし、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっている。

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

【パーキングパーミット制度】

障がいがあり、かつ歩行困難な人に「身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に表示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が、誰の目からも適正であることを明らかにしながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的に実施する。

【8050 問題】

「80」代の親がニートや引きこもりの「50」代の子どもの生活を支えるという問題のことをいう。若者の引きこもりが長期化して親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが社会問題になっている。

【ピアサポーター】

同じ悩みや症状などの問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けてサポートを行う相互支援の取り組みをピアサポートと言い、支援する人をピアサポーターという。

【ひきこもり】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいう。

【避難行動要支援者】

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

【福祉避難所】

災害時要援護者のために特別な配慮がなされた避難所の事である。要援護者に配慮し、避難生活が長期化した際に十分なスペースが確保でき、通路等及び情報の伝達手段がバリアフリー化されている避難所のことを言う。また、専門的なケアを必要とする要援護者に対して、安心した避難生活を送れる体制が整っている避難所を含む。

【ふれあい・いきいきサロン】

市民が主体となり、気軽にご近所付き合いの輪を広げ、安心して暮らせるコミュニティづくりを推進するために身近な居場所づくり活動。活動内容に決まりはなく、参加者の関心があること等、意見を取り入れながら住民のやりたい事を行う。

【ヘルプマーク】

内部障がいや発達障がい、妊娠中の方、義足や人工関節を利用している方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りに知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたピクトグラム。

【放課後子ども教室】

放課後や週末等に小学校の空き教室等を活用して、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。活動内容はそれぞれの放課後子ども教室で異なり、学習支援やエイサー、三線、大正琴、昔遊びなど様々な活動をしている。

【法人後見】

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

【母子保健推進員】

妊娠・出産・育児について相談役となる地域のボランティア。妊産婦や乳幼児等のいる家庭への訪問や子育ての応援、健康診査・予防接種の案内等の活動を行っている。

【ボランティアコーディネーター】

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ（coordinate の原義）専門職（コーディネーター）又はその立場をいう。

【ボランティアセンター】

さまざまな分野のボランティア活動や福祉教育を育成・支援・推進することを目的に、地域住民やボランティア、福祉関係者、行政、企業、教育機関等と連携しながら、市民一人ひとりがよりよい生き方のできる社会の実現を目指す。人材育成、需給調整、団体育成、啓発広報に取り組む。

ま行

【見守り会議】

地域見守り隊の構成員（自治会員やその地区の民生委員・児童委員、見守り隊員、地域包括支援センター職員、コミュニティソーシャルワーカー等）と、必要に応じ保健師等の福祉の専門職等が集まり、見守り対象者の気になることなど情報交換を行い、早期の支援、よりよい支援につなげるための会議である。

【見守り隊員】

見守り隊員は、様々な困りごとを抱えた方々が地域で安心して暮らせるように「見つける・つながる・見守り」の役割のもと、地域の支えあい活動を推進していく地域ボランティアで、那覇市社会福祉協議会が実施する見守り隊員養成講座を受講修了した方。

【見守りちゃーびら隊】

地域見守りネットワーク(※地域見守りネットワークを参照)における日々の業務の中で見守り活動を行ってもらう協定を結んだ協力事業者の呼称。沖縄方言で「ごめんください、来ましたよ」という訪問した時の挨拶を「ちゃーびらさい、ちゃーびらたい」と言う。

【民生委員・児童委員】

地域住民の生活や福祉に関する相談や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役。民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱され、また児童福祉法に基づき児童委員を兼務する。地域住民と同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たす。

【民生委員児童委員協議会】

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」(略称：民児協)に所属し活動をしている。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障害、国籍等、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくり等をめざす考え方である。

【要援護者】

寝たきりや認知症、障がいなどのため日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする人。また、災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者をはじめ、乳幼児、妊婦などが挙げられる。

【四者会議】

行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員連合会、自治会長会連合会で構成される会議。

わ行

【「我が事・丸ごと」】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。